



Financial Information

国際会計基準 (IFRS) の2012年3月期からの任意適用について	043
マネジメントコメントリー	046
連結財務諸表等	090
連結財政状態計算書	090
連結損益計算書	092
連結包括利益計算書	093
連結持分変動計算書	094
連結キャッシュ・フロー計算書	095
連結財務諸表注記	096
その他	156

注：財務数値は単位未満を四捨五入しています。



国際会計基準(IFRS)の2012年3月期からの任意適用について

1999年のRJRナビスコ社の米国外たばこ事業取得、2007年の英国ギャラハー社買収と2度のグローバル規模での大きなM&Aを経て、JTグループは120以上の国と地域で事業を展開するグローバル企業として成長を続けています。

こうした中、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性を向上させるとともに、国際的な市場における資金調達手段の多様化等を目指し、グローバルベースでの開示の改善を目指し、2012年3月期より国際会計基準(IFRS)を適用いたしました。

連結損益計算書の主な差異について

2012年3月期の連結損益計算書

(億円)

	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	
① 売上高	25,471	-5,130	-2	20,338	売上収益
② 営業利益	3,747	-131	976	4,592	営業利益
営業外収益・費用	-119	119	-	-	
特別利益・損失	-177	177	-	-	
	-	64	-8	56	金融収益
	-	-229	-5	-234	金融費用
税金等調整前当期利益	3,450	-	963	4,414	税引前利益
法人税等	-1,105	-	-23	-1,128	法人所得税費用
少数株主損益調整前当期純利益	2,346	-	940	3,286	当期利益
少数株主利益	-72	-	-5	-77	
③ 当期純利益	2,274	-	935	3,209	(親会社所有者への帰属分)
				77	(非支配持分)

1株当たり当期純利益
23,882円77銭

自己資本当期純利益率(ROE)
15.0%

1株当たり当期利益*
33,700円97銭

親会社所有者帰属持分
当期利益率(ROE)
20.3%

利益面での主な影響は下記のとおりです。

- ・のれんの定期償却停止
- ・従業員給付関係処理
- ・固定資産関係処理

* IFRSの「1株当たり当期利益」は、親会社所有者へ帰属する当期利益を基に計算

① 売上収益について

【主な差異】

- ・国内たばこ事業における物流関連の売上高等について代理人取引と判断し、当該取引に係る仕入額(代理取引取扱高)を売上高及び売上原価から同額を控除する方式へ変更

日本基準(売上高)	25,471
代理取引取扱高の控除(たばこ・その他)	-5,021
一部物品販売の収益認識時点変更(医薬・食品)	1
一部レポートを販管費からの売上控除へ(医薬・食品)	-109
その他	-3
IFRS(売上収益)	20,338

(億円)

② 営業利益について

【主な差異】

- ・ のれんの定期償却を停止
- ・ 従業員給付費用に関する変更 → 主な影響は数理計算上の差異のBS即時認識(包括利益認識を選択)したことによるもの
- ・ 減価償却方法を定率法から定額法へ変更
- ・ 営業外損益・特別損益項目を売上原価・その他営業収益・販管費等へ表示組替

金融収益・費用に該当しない収益費用項目(日本基準上の営業外損益・特別損益項目を含む)は、全て営業利益の上段で表示します。

固定資産関係については、国内会社の減価償却方法を定率法から定額法へ変更いたしました。また、広告宣伝目的・販促目的で取得した資産は、取得時に費用化されます。

数理計算上の差異は、当期利益を経由せず、発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に認識しております。

(億円)

日本基準	3,747
営業外・特別損益からの組替	-147
貯蔵品の費用化(広告宣伝用物品等)	7
固定資産関係(償却費等)	19
退職給付関係	121
のれん償却停止	828
その他	16
IFRS	4,592

③ 親会社所有者帰属当期利益について

(億円)

日本基準(当期純利益)	2,274
認識及び測定の違い	935
IFRS(親会社所有者帰属当期利益)	3,209

- ・ 親会社所有者帰属当期利益(日本基準の当期純利益相当)については、主に税引前利益より上の認識及び測定の違いにより増加しています。
- ・ 日本基準上は少数株主損益を除いて当期純利益として表示されますが、IFRSでは少数株主損益を差し引く前の利益を当期利益として表示した上で、内訳を表示します。

例)

当期利益	¥×××	
親会社の所有者	¥×××	←日本基準の当期純利益に相当
非支配持分	¥×××	

Non-GAAP指標 調整後EBITDAについて

JTグループでは当社グループの持続的な業績、キャッシュ・フロー創出力の有用な比較情報として、営業利益から、減価償却費、償却費、リストラクチャリングコスト等を調整した「調整後EBITDA」を採用し追加的に提供します。

調整後EBITDAとは

「調整後EBITDA」

=営業利益+減価償却費+無形資産の償却費+のれんの減損±リストラクチャリングに係る収益及び費用

事業別調整後EBITDAの調整内容

(億円)

	報告セグメント					その他	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	食品	計			
調整後EBITDA	2,623	3,148	-100	200	5,870	-89	-10	5,771
減価償却費及び償却費	-396	-552	-35	-175	-1,158	-34	3	-1,188
のれんの減損損失	-	-	-	-	-	-	-	-
リストラクチャリングに係る収益*	-	6	-	-	6	294	-	299
リストラクチャリングに係る費用*	-134	-77	-	-4	-216	-74	-	-290
営業利益(損失)	2,093	2,524	-135	20	4,501	97	-7	4,592

* リストラクチャリングに係る収益には不動産の処分に伴う売却益等のリストラクチャリング収益を含む。またリストラクチャリングに係る費用には、工場閉鎖等に係るリストラクチャリング費用の他、葉たばこ農家に対する廃作協力金、売却目的非流動資産の分類中止に伴う調整額を含む。

連結財務状態計算書の主な差異について
IFRS移行日(2010年4月1日)の連結財務状態計算書

〈日本基準〉 (億円)		〈IFRS〉 (億円)	
流動資産 11,958	流動負債 11,015	流動資産 11,645	流動負債 11,083
固定資産 26,768	固定負債 10,478	非流動資産 27,467	非流動負債 10,752
	負債合計 21,493億円		負債合計 21,834億円
	純資産 17,233		資本 17,277
資産合計 38,726億円	1株当たり純資産(BPS) 172,139円61銭	資産合計 39,111億円	1株当たり親会社 所有者帰属持分(BPS) 172,720円90銭

40億円程度の差異

【主な差異】

- ・有形固定資産の減価償却方法について定額法を採用
- ・従業員給付債務の認識の変更(未認識数理計算上の差異のオンバランス化等)による負債の増加
- ・為替換算調整勘定を移行日時点残高で利益剰余金へ振替(資本の中での振替)
- ・のれんについてはIFRS1号の免除規定を適用し、日本基準の簿価(移行日における未償却残高)をそのまま引継ぐ

2012年3月期期末の連結財務状態計算書

〈日本基準〉 (億円)		〈IFRS〉 (億円)	
流動資産 13,508	流動負債 11,141	流動資産 13,311	流動負債 11,575
固定資産 21,218	固定負債 7,480	非流動資産 23,360	非流動負債 7,949
	負債合計 18,621億円		負債合計 19,524億円
	純資産 16,105		資本 17,146
資産合計 34,726億円	1株当たり純資産(BPS) 160,570円98銭	資産合計 36,670億円	1株当たり親会社 所有者帰属持分(BPS) 171,617円35銭

1,040億円程度の差異

【日本基準とIFRSの主な相違点のうち、開始BS以降の主な変更点】

- ・移行日以降のれん定期償却停止及び為替影響

決算期の統一に向けて

JT及び国内子会社の事業年度を1-12月期に変更することにより、JTグループの決算期を1-12月期に統一する方向です。2014年度を4-12月の9ヵ月変則決算期とし、2015年度から1-12月の統一決

算期とすることを目標として、プロジェクトを発足の上、鋭意取り組んでいます。

I 目標と戦略

1 戦略

(1) 全社

当社は、1898年に国内葉たばこの独占販売のため専売局が設置されてから現在に至るまで、100年を超える歴史をもちます。特に1985年の会社化以降は、経営の多角化・グローバル化を推進し、現在の事業ポートフォリオは、日本企業による海外企業買収額としては当時の最高額である二度の大型買収・統合を実現したたばこ事業を中核として、医薬事業及び食品事業を展開するに至っています。

<環境認識>

今後の当社グループ経営を取り巻く環境は、欧州債務危機の深刻化によるグローバルエコノミーの悪化リスクや中東に代表される政情不安等、その不確実性が增大しているものと認識しています。こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営し、持続的な利益成長を実現するためには、「変化への対応力」強化が重要なテーマであると考えています。これは、増大する不確実性に対処すべく、計画策定時において想定範囲を拡大するとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力を指しており、この変化への対応における巧拙とスピード感こそが、今後の企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えています。

<経営理念>

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者に対する満足度(Satisfaction)を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像(ビジョン)として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼されるJTならではのブランドを生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であるとも考えています。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しています。

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持

続的な利益成長を実現してきましたし、今後もその実現を目指していきます。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えています。加えて、この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上に繋がると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となる、ベストなアプローチであると確信しています。

<資源配分方針>

当社グループの中長期の経営資源配分は、経営理念に基づき、中長期の持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。

当社グループは、3事業の中でも、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、現在の医薬事業及び食品事業は、将来の利益貢献に繋がる基盤強化に注力することとし、そのための投資を実行していきます。

加えて、競争力ある株主還元についても、一層追求することとし、この観点から、配当性向と調整後EPS成長率についても目標を設定します。配当性向については、たばこ業界にとらわれることなく、グローバルFMCGプレイヤーをベンチマークとし、競争力ある目標を設定します。調整後EPSの成長については、利益成長による向上を基本としますが、補完する手段として機動的に自社株買いも検討します。

なお、2013年3月31日終了年度において政府株が放出される場合*は、株式市場への影響を緩和し、かつ調整後EPSの成長をはかるべく、正式な決定を経た上で一部自社株買いを実施します。

さらに、将来、政府保有義務の見直しが行われた場合には、その際の放出部分の一部について自社株買いを検討します。

* 2011年12月2日公布の「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(復興財源確保法)により、日本政府保有のJT株式の一部が売却されることとなりました。また、「たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し」という条件付きではありますが、日本政府保有のJT株式を、今後10年以内にさらに処分する可能性について検討を行うことが、併せて法律附則に明記されたことは、当社にとって意義のあることです。

これは、これまで当社が競合他社であるグローバルたばこメーカーとイコールフットイングの競争環境で企業経営を行っていくためにも従前から一貫して望んできた完全民営化に向けて、大きく前進するきっかけができたことを意味しています。

<経営目標>

当社グループは、経営理念及び資源配分方針を踏まえ、全社利益目標及び株主還元の中長期の方向性を設定しました。主要経営指標としては、引き続き調整後EBITDA、連結配当性向を掲げます。加えて、2013年3月31日終了年度からは競争力ある株主還元を追求するため、調整後EPS成長率にも着目することとします。

調整後EBITDAの中長期目標は、為替一定ベースで年平均mid to high single digitの成長を目指します。

連結配当性向については、2014年3月31日終了年度までに40%を実現し、その後、中期的に50%の達成を目指していきます。

調整後EPS(希薄化後)は、為替一定ベースで年平均high single digitの成長率を目指します。

なお、「変化への対応力」強化の考え方に立脚し、2013年3月31日終了年度から、これまでの中期経営計画(直近では、JT-11:2010年3月31日終了年度~2012年3月31日終了年度)のように3年先の計数目標を設定・公表する方式から、期間を3年とする1年毎のローリング方式に変更し、想定を超える変化に対してスピード感を持って、適切に対応していきます。

これまで公表してきました当年の計数目標については、引き続き示します。一方で、3年後の計数目標については、中長期の方向性のガイダンスに代えることとします。

<戦略>

当社グループは目標達成に向けた基本戦略として「質の高いトップライン成長」「コスト競争力の更なる強化」「基盤強化の推進」を掲げており、それぞれ選択と集中の考え方を通じて実行してまいります。

中でも「質の高いトップライン成長」を最重要視しており、以下各事業戦略の中で述べるブランドやカテゴリーといった注力分野にリソースを集中し、商品・サービスの付加価値を向上させていきます。

また、「コスト競争力の更なる強化」については、事業コスト、コーポレートコストの双方においてその最適化を進め、品質の維持・向上との両立を図りながらスピーディーかつ効率的な事業運営体制を構築し、利益率の改善ならびにキャッシュ・フロー創出力の強化を目指してまいります。

加えて、東日本大震災の教訓も踏まえ、事業継続能力の向上を図るとともに、コスト競争力の強化を目指してまいります。

「基盤強化の推進」にあたっては、前例にとらわれることなく、変化する環境を適切にとらえ、常に挑戦する姿勢を持ち続けることが重要です。このような観点に基づき、不断の改善について取り組んでいきます。加えて120以上の国と地域でのビジネス展開、さらに100カ国以上の国籍を持つ当社グループ人財の多様性を活用し、コラボレーションを推進することにより、シナジーを最大化してまいります。なお、全ての企業活動及び成果は人財によって生み出されていることを強く認識しており、人財育成についても一層強化してまいります。

以上のとおり、当社グループは、「4Sモデル」を経営理念とし、「変化への対応力」を高めながら、各事業の成長戦略を着実に実行することによって、持続的利益成長を実現し、中長期に亘る継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

(2) たばこ事業

たばこ事業は、当社グループ利益成長の中核かつ牽引役であり、「中長期に亘って年平均ベースでmid to high single digit成長を目指す」ことを目標として掲げ、国内たばこ事業は高い競争優位性を保持する利益創出の中核事業として、海外たばこ事業はグループ利益の半分以上を創出し、かつ利益成長の牽引役でもある、もう一つの中核事業としての役割を担ってまいります。

<質の高いトップライン成長>

● ブランド・エクイティ強化を通じた既存主要市場におけるシェアの維持・拡大

当社グループたばこ事業は、「卓越したブランド・ポートフォリオ」を原動力として、過去数年間に亘って、当社グループ主要市場の多くで、その市場シェア伸張を実現してきました。

また、当社グループの「卓越したブランド・ポートフォリオ」が強みを発揮した一例として、「リーマンショック」を契機としたグローバルエコノミーの低迷期におけるシェア・パフォーマンスが挙げられます。幅広いブランド・ポートフォリオが、お客様の価格に対する志向の変化にもしっかりと対応し、当社グループのシェアは各市場において底堅い推移を遂げました。この結果、その後の景気回復局面において、早期に「成長モメンタム」の回復を実現することができました。

今後も市場シェア伸張を目指すべく、当社グループは、主要ブランド、特にグローバル・フラッグシップ・ブランド(GFB)への継続的な投資を通じたブランド・エクイティの向上に注力してまいります。

当社グループたばこ事業のGFBは、「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「シルクカット」「ベンソン&ヘッジス」「LD」「ソプラニー」「グラマー」の8つのブランドです。

これらは、各ブランドの喫味特徴・価格・イメージ・お客様からの強いロイヤリティ等を主な切り口として選定され、グローバルなレベルで、最も効果・効率的に、お客様ニーズのカバーが実現可能と判断した主要ブランド群です。

GFBの中でも、販売数量シェア世界第2位の地位にある「ウィンストン」ならびに世界100カ国以上で親しまれている「キャメル」は、当社グループたばこ事業の「Engineブランド」であり、質の高いトップライン成長を牽引する役割を担っています。また「マイルドセブン」「シルクカット」「ベンソン&ヘッジス」「LD」の4つのブランドは、それぞれ特定の地域で強いプレゼンスを有しており、当社グループブランド・ポートフォリオの競争力を高めることに貢献している

「Strongholdブランド」です。加えて、「ソブラニー」「グラマー」は、将来的に力強い成長が期待できる「Future Potentialブランド」と位置づけています。

当社グループたばこ事業は、上記GFBへの重点投資に今後も注力していきますが、その一方で、我々が事業展開する各国・各地域のお客様の嗜好に合わせ、ローカルブランドによる補完も適切に実行し、例えば、日本市場においては、GFBである「マイルドセブン」に加えて「セブンスター」「ピアニッシモ」についても注力ブランドと位置づけ、そのブランド・エクイティ強化に向けた継続的な投資を今後も行っていきます。

具体的には、喫味品質の主たる要素である「ブレンド技術」「香料技術」「フィルターをはじめとする材料技術」、そしてそれらを「加工する技術」をさらに進化させていくとともに、外観品質として重要な「パッケージ開発力」も加えた、付加価値あるたばこ創りの5つの主要素に注力していきます。

また、当社グループたばこ事業は、お客様との適切なブランドコミュニケーションを展開するうえで、店頭を中心としたコミュニケーション媒体の重要性が高まっていると認識しています。

注：たばこ業界は、世界的な広告・販売促進規制等の進行によって、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の4大マスメディアの活用が著しく制限されています。

したがって、流通・プロモーション戦略上は、国・地域ごとの規制環境により販売チャネル、お客様の購買動向、競合動向が異なることを踏まえたトレードマーケティングの推進を重要テーマとし、例えば、各企業ならびに重要個店との中長期的なパートナーシップ構築や効果的なプロモーション提案力の向上を図っていきます。

● 地理的拡大

当社グループたばこ事業は、1999年のRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業及び2007年の英国ギャラハー社といった大型買収・統合を実現し、グローバルたばこメーカーとしてのプレゼンスを高めてきました。

これら二度の大型買収・統合を柱とした地理的拡大施策は、過去10数年間に亘って、当社グループたばこ事業成長の中核的役割を担い、特にスピード感ある適切な統合施策の実行は、買収によって獲得したグローバル事業基盤の自律的な強化・拡充に大きく貢献してきました。

なお、直近においては、2011年7月に、アフリカのスーダン共和国においてシェアNo.1企業であり、南スーダン共和国においても事業展開をしているたばこ会社「Haggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd.」の株式取得に合意し、同年11月に同社は当社グループの一員になりました。

また、2012年5月に、フランス・ベルギー・ルクセンブルク・スペイン・ポルトガル等の欧州諸国を中心にRYO/MYO*マーケットに有力な事業基盤を持つ、ベルギーのたばこ会社「Gryson NV」の買収を

発表しました。本案件は必要な手続きを経て2012年中に完了する見込みです。

* Roll Your Own:一般的に、お客様ご自身の手で巻紙を用いて手巻きするための刻たばこ
Make Your Own:一般的に、お客様が器具と筒状の巻紙を用いて紙巻たばこを作成するための刻たばこ

今後は、更なるグローバル事業基盤の強化・拡充を図るため、既に強固な基盤を有する市場、成長ポテンシャルが高い市場へバランス良く投資し、自律的な成長を目指します。また同時に、更なる外部資源の獲得による成長機会の探索・実行についても、重要な戦略オプションと考えています。

● 新規製品カテゴリーの創出

現在の当社グループたばこ事業の中心領域は、紙巻たばこですが、同時に、シガー、パイプ等、紙巻たばこ以外の現存するたばこ製品についても適宜事業機会を捉えていきます。

加えて当社グループたばこ事業は、変化する事業環境及びお客様ニーズを汲み取り、イノベティブな新規製品カテゴリー創出を通じた価値創造を目指すことが必須であると考えています。イノベティブな新規製品カテゴリーの創出には、各国・各地域の嗜好文化の特性ならびに規制環境を踏まえる必要があり、また技術的にもチャレンジングな取り組みですが、中長期的な成長を目指すうえで、欠くことのできないテーマであると考え、その開発に対する投資を強化していきます。

これまでの具体的な取組みとしては、日本市場においては、周囲の方に迷惑をかけることなく様々な場所で楽しめる新しいスタイルの「無煙たばこ／ゼロスタイル」を市場投入しています。

また、2011年12月に合意された米国ブルーム社との提携も、こうした取組みの一環として実行されたものです。この提携によって販売される商品がお客様に新しい選択肢を提供できるものと考えています。

今後とも当社グループたばこ事業は、自社技術のみならず、外部資源の有効活用も視野に入れながら、イノベティブな新規製品カテゴリーの創出に取組んでいきます。

<コスト競争力の更なる強化>

当社グループたばこ事業は、これまで同様に不断のコスト改善を追求し、品質の維持・向上との両立を図りながら、スピーディーかつ効率的な事業運営体制の構築を目指します。また、これまで以上に、グローバルサプライチェーンの全体最適化を志向していきます。

具体的には、葉たばこのグローバル調達における垂直統合や、材料品調達における材料スペックの統一化、サプライヤー間の互換性の確保によるコスト低減を促進していくとともに、市況に応じた機動的な調達と原材料在庫の適正化による原材料費の抑制を追求していきます。また、生産性の向上を目指した製造体制の見直しと設

備投資の最適化を通じた加工費の節減も継続的に実施してまいります。同時に、事業継続能力の向上に向け、代替性確保と重要機能の分散化という観点から、マルチソーシング体制の確立と、グローバルな製造拠点の相互活用による製造能力の最適配分、優先銘柄に関する製造能力のエリア分散を目指しています。

上記施策を通じて、品質に妥協することなくコスト効率化を実現し、更なるマージン改善ならびに運転資本や投資最適化によるキャッシュ・フロー創出力の強化を目指してまいります。

<基盤強化の推進>

たばこ事業の持続的・利益成長を支える基盤として、「人財育成」を重要なテーマと考えています。

当社グループは、120以上の国と地域でビジネスを展開しており、国籍・性別・年齢の区別なく世界中で約100カ国以上の国籍を持つ多様な社員が業務遂行に貢献しています。こうした多様性を活かし、コラボレーションを推進する中で、シナジーを最大化しています。

全ての企業活動・成果は人財によって生み出されるものだという強い認識の下、グローバルな人財の獲得・育成について、さらに進化させていきたいと考えています。

当社グループたばこ事業は、上記事業戦略の着実な実行により、引き続き業界を代表するグローバルたばこメーカーとしてのプレゼンス向上を目指すとともに、当社グループにおける利益成長の中核かつ牽引役としての役割を一層強化してまいります。

(3) 医薬事業

当社グループ医薬事業は、後期開発品の迅速かつ円滑な上市を通じた収益基盤の確立を目指します。

重点研究開発領域としては、過去の創薬研究の経験・ノウハウの蓄積が多い「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」を選定し、経営資源を集中しています。なお、かかる領域における研究開発投資については、近い将来の採算化を目指しつつも、中長期的な観点からの最適な資源配分を継続してまいります。

<収益基盤の確立>

収益基盤の確立のために、具体的には「後期開発品の迅速かつ円滑な上市」「次世代戦略品の研究開発推進」を重要課題とした取組みを強化してまいります。

「後期開発品の迅速かつ円滑な上市」については、まず前回中期経営計画「JT-11」の重要課題であった「後期開発品の充実」に関し、一定の成果を得ることができたと考えています。例えば、抗HIV薬（インテグラーゼ阻害剤）であるJTK-303(elvitegravir)について、導出先のギリアド・サイエンシズ社が、配合錠として2011年に米国食品医薬品局（FDA）及び欧州医薬品庁（EMA）に対して、それぞれ承認申請を行っています。他にも導出先を含め、2品目が臨床試験

の最終段階にあり、今後はこれらの開発品につき、国内外における一刻も早い承認・上市に向けた活動、及び薬剤の価値最大化に向けた販売戦略の構築等について、当社のグループ会社である鳥居薬品株式会社やライセンスパートナー企業とのより一層緊密な連携を通じ、強力に推進してまいります。

「次世代戦略品の研究開発の推進」については、当社グループ医薬事業の持続的発展の観点から重要な課題であると認識しており、新薬創出のハードルが年々上昇していく中、世界の医療現場におけるアンメットニーズに徹底的にこだわり、世界中から創薬のタネを求めることによって、研究テーマの充実を図ってまいります。これに加え、候補化合物ごとに柔軟かつきめ細やかな研究マネジメントを実践することによって、迅速な臨床開発フェーズへの移行を目指してまいります。

また、グローバルな研究開発競争が激化する中においては、医療現場ニーズを見据えた完成度の高い開発戦略の構築と、スピード感のある臨床試験の実施が必要不可欠と認識しています。さらに、我々が創製した薬を一刻も早く、そして一人でも多くの患者様に届けることが薬剤の価値最大化につながるの認識のもと、引き続き、他社（特にグローバルメガファーマ）への導出や提携等の機会も積極的に追求してまいります。

なお、これまでの導出実績については、2005年3月31日終了年度に抗HIV薬「JTK-303」について米国ギリアド・サイエンシズ社と、2007年3月31日終了年度に前臨床試験段階の新規化合物（MEK阻害薬）について英国グラクソ・スミスクライン社と、前臨床試験段階の抗体医薬候補品（抗ICOS抗体）について米国メディムン社と、それぞれ導出に関するライセンス契約を締結しています。

こうした研究開発の推進を実効あるものとするためには、アンメットニーズ等に関する精度の高い情報を収集し、それらを完成度の高い開発戦略として構築しうる人財、ならびに「世界に通用する」グローバル人財の育成が急務であると認識しており、それに向けた取組みに注力してまいります。

(4) 食品事業

当社グループの食品事業は、飲料、加工食品、調味料の3分野に注力し、不断の改善とそれを基盤とした利益創出力の強化を目指してまいります。なお、現在の最優先課題は、日本国内市場での収益性の向上と考えており、そのための基盤強化に注力してまいります。

<質の高いトップライン成長>

飲料事業においては、引き続き「ルーツ」ブランドを中核としたブランド力ならびに販売力の強化を目指します。

当社グループ「ルーツ」ブランドは、効果的マーケティング施策の実行により、近年、缶コーヒーカテゴリー内において、業界トップ水準の数量成長率を達成するに至っています。また、「ルーツアロマブ

ラック]を含むアロマボトルシリーズについては、ボトル缶コーヒー市場において、シェアNo.1の地位にあります。(インテージMBI調べ。2011年1月～2011年12月のボトル缶コーヒー市場における「ルーツアロマブラック」を含むルーツボトル缶の販売実績(金額))

当社グループ飲料事業は、引き続き、「ルーツ」ブランドを中核と位置づけながら、販売データ等の分析に基づき、斬新な視点でお客様ニーズを取り込んだ開発を行い、魅力的な商品ラインナップの構築に努め、効果的な広告宣伝・販売促進プランの策定・実行とあわせて、競争力の強化を目指します。また、自動販売機オペレーターであるグループ会社の株式会社ジャパンビバレッジホールディングス(以下、「ジャパンビバレッジ」)を軸とした販売チャネルについても、取引先との関係強化ならびにお客様情報収集力の強化を図ることによって、良質なチャネルの確保・拡大を目指してまいります。

加工食品事業は、当社グループ会社であるテーブルマーク株式会社及びテーブルマークグループ各社(以下「テーブルマーク」)が担っており、高い商品力・市場シェアを有する冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パンといったステープル(主食)商品を注力分野と定め、それらに対する経営資源の集中を図ることによって、中期的に少なくとも業界平均並みの営業利益率の確保を目指します。

具体的には、お客様ニーズ把握力、アイデア創出力・具現化力の更なる強化を図ることによって、当社グループ独自の製造技術を一層活かしつつ、「お客様にとって、その価格に相応しい付加価値ある商品創り」を目指します。また、商品戦略と連動した効果・効率的な広告宣伝及び販売促進活動の展開ならびに営業力の強化を図ることによって、更なる市場シェア拡大を目指します。

調味料事業においては、独自技術を活用した酵母エキスや、優良原料を使用した抽出エキスといった天然素材調味料を主軸に、テーブルマーク株式会社の子会社である富士食品工業株式会社を中核会社として、幅広いお客様ニーズに応じた商品展開を行い、更なる市場シェア拡大を目指します。

<コスト競争力の更なる強化>

飲料事業においては、原材料調達コストの抑制を行い、利益の増加を目指します。また、商品戦略と営業戦略との足並みを揃え、効果・効率的な経費執行に努め、ジャパンビバレッジの適切なコストコントロール等によって、固定費の削減にも引き続き取り組んでまいります。

加工食品事業においては、原材料調達力の強化、物流網の効率的運用、自社グループ工場の生産性改善によるコスト低減に加えて、販売促進施策の選択と集中による営業活動経費の効率的執行、全社的な固定費削減努力を継続的に行ってまいります。

調味料事業においては、製造拠点の統合に伴う固定費削減、国内外の製造拠点における製造効率の向上、加工食品事業において使用する調味料の内製化を通じたシナジーの追求により、コスト効率化を目指します。

<基盤強化の推進>

● 食の安全管理

当社では、これまで「リスク低減に向けた取組み」「お客様への対応の強化」「組織・体制の強化」を3つの柱として、強化策に取り組んでまいりました。

これまでの一連の取組みにより、お客様の信頼に応えられる強固な管理体制が整備されたものと考えています。今後は「一番大切な人に食べてもらいたい」との思いから、安全で高品質の商品を提供していくため、「食の安全(Food Safety)」「食品防御(Food Defense)」「食品品質(Food Quality)」「フードコミュニケーション(Food Communication)」の4つの視点のもとにこれまでの取組みを進化させていきます。

「食の安全(Food Safety)」では、既に導入済の食品安全マネジメントシステムを活用し、お客様への危害を防止するため、リスクを極小化する活動を展開します。

「食品防御(Food Defense)」では、商品へのイタズラなど、外部からの意図的な攻撃を防ぐための仕組みとして導入済であるリスク管理統合プログラムを活用しております。

「食品品質(Food Quality)」では、食品本来の品質である「おいしさ」を追求するとともに、不具合の発生防止に努める活動を展開します。

「フードコミュニケーション(Food Communication)」では、お客様の要望に真摯に耳を傾けるとともに私たちの活動の「見える化」を推進するため、積極的に情報を提供する取組みを行います。

● 人材育成

事業を支える人材の育成は重要なテーマであり、特に、高いマーケティング能力を保有する人材の育成に焦点をあて、その能力開発プログラムの策定ならびに適切なキャリアパスの構築を図り、その実行に努めてまいります。

2 主要業績指標

全社戦略の基本フレームである「質の高いトップライン成長」「コスト競争力の更なる強化」「基盤強化の推進」の内、特に「質の高いトップライン成長」「コスト競争力の更なる強化」については、主に以下の測定指標を用いて戦略の進捗を定量的に把握・評価しています。

また株主還元については、配当を中心とした各指標をモニタリングしています。

「売上収益」

- 質の高いトップライン成長のモニタリング指標
- 定義：たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として表示しています。

「自社たばこ製品売上収益」

- 質の高いトップライン成長のモニタリング指標
- 定義：たばこ事業における上記売上収益のうち、自社たばこ製品にかかる売上収益。たばこ事業売上収益に含まれる、物流事業、その他の売上収益については控除しています。

「たばこ販売数量」

- 質の高いトップライン成長のモニタリング指標
- 定義：当期中に販売された自社ブランドたばこ製品の数量

「GFB販売数量」

- 質の高いトップライン成長のモニタリング指標

- 定義：「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「ベンソン&ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソプラニー」「グラマー」8ブランドの当期中におけるたばこ販売数量の合計数量としています。

「調整後EBITDA」

- 質の高いトップライン成長及びコスト競争力の更なる強化のモニタリング指標
- 定義：営業利益から減価償却費及び償却費、のれんの減損、リストラクチャリング等に係る収益及び費用を控除した利益としています

「連結配当性向」

- 株主還元のモニタリング指標
- 定義：1株当たり配当額を基本的1株当たり利益で除した比率としています。

「1株当たり配当額」

- 株主還元のモニタリング指標
- 定義：当該会計年度に基準日が属する1株当たり中間配当及び1株当たり期末配当の合計額としています。

「調整後EPS（希薄化後）」

- 利益成長と株主還元バランスのモニタリング指標
- 定義：親会社の所有者に帰属する当期利益から、のれんの減損、リストラクチャリング等に係る収益及び費用等を控除した利益を、希薄化後期中平均株式数で除した1株当たり利益としています。

II 事業属性

1 業界動向

当社グループは国内及び海外たばこ事業、ならびに医薬事業（医療用医薬品）、食品事業（飲料・加工食品・調味料）を展開しているグローバル企業です。

（1）たばこ事業

■ 世界のたばこ市場

＜たばこ製品について＞

たばこには様々な種類があり、たばこの葉を燃焼してその煙を吸うタイプの紙巻たばこ、シガー、パイプや、たばこの葉を噛む噛みたばこ及び粉末状のたばこを鼻孔から吸入するスナッフなどがあります。今日では世界中で紙巻たばこが最も一般的に嗜まれています。

また、紙巻たばこはRMC (Ready Made Cigarettes) とOTP (Other Tobacco Products) に分類され、OTPカテゴリーに含まれるRYOやMYOと言われる製品は、消費者のたばこ製品に対するニーズの多様化によって成長しており、特にヨーロッパで広く見られる紙巻たばこの一種です。

当社グループは、消費者ニーズの多様化は進展するものの、その中心が紙巻たばこであるという傾向は当面は継続すると考えています。

（以下、特に注釈がない場合は「たばこ」は「紙巻たばこ」を指します）

たばこ産業は世界中で規制を厳しく受ける産業です。法律等により、たばこ製品の成分、パッケージ、喫煙場所、販売促進活動や広

告宣伝活動について規制を受けており、かつ近年これらの規制は拡大・強化されており、今後も続くと思われています。

当社グループは、過度の規制に対しては適切かつ合理的な措置が講じられるよう、必要に応じて各国と対話・協力を続けるとともに、制定された規制に関しては引き続き遵守していきます。

<消費数量動向>

世界のたばこの1/3を消費している中国市場を含めると、世界中で年間約5.7兆本のたばこが消費されています。

たばこの消費数量は、一般的に先進国市場での減少を、新興国市場での成長で相殺している状況です。人口構成の変化、増税、公共の場所での喫煙禁止、販売促進や広告宣伝活動への規制強化等により主に先進国市場で減少している一方、アジア、中東、アフリカを中心とした新興国市場では、人口増加と経済成長により増加が見られます。

一方で、増税に伴う値上げをはじめとした価格上昇もあり、たばこの総売上高(税込)は微増傾向となっています。世界的な経済停滞により数量が対前年0.25%減少した2009年においても、総売上高(税込)は対前年0.12%増となっています。(Euromonitor International調べ)

たばこという商材は、比較的将来の需要予測をし易い商材であり、こうした世界の中期的トレンドは、今後も予想されていますが、世界経済の先行き不透明感の高まりや規制の更なる強化により、需要予測の不確実性は高まっていくと考えています。

以下の表は、過去5年間に亘るたばこの消費量の上位10カ国を表しています。

(単位:10億本)

	2007	2008	2009	2010	2011
中国	2,057.8	2,143.1	2,229.2	2,316.7	2,406.2
ロシア連邦	373.0	393.5	390.0	383.1	375.1
アメリカ合衆国	366.6	353.0	320.7	309.1	299.1
日本	260.5	248.8	235.1	217.9	195.9
インドネシア	160.1	167.7	173.8	181.6	190.0
インド	100.1	97.6	96.3	98.6	102.8
ベトナム	83.1	81.0	89.9	95.3	97.7
フィリピン	93.4	99.5	94.8	101.4	97.4
トルコ	107.5	107.9	107.5	93.4	91.2
韓国	91.3	94.2	94.2	90.5	89.9

出典:Euromonitor

<プレイヤー>

世界のたばこ業界における主なプレイヤーとしては、フィリップ・モリス・インターナショナル、ブリティッシュ・アメリカン・タバコ、JTグループ、インペリアル・タバコの4大グローバルたばこメーカーがあり、この4社合計で中国市場を除く世界の販売数量の約2/3を占めています。なお、世界で最も大きな市場である中国では中国国家煙草総会社がたばこ専売会社として、中国におけるたばこの製造・流通・販売を行っています。

世界のたばこ業界は、買収や合併により上位グローバルプレイヤーによる寡占化が進んできています。今後も、新興国への市場拡大を中心に、各社とも成長の機会を探索していくものと考えています。

以下の表は、上位のグローバルたばこメーカーと中国国家煙草総公司の世界における販売数量のシェアの推移を表しています。

(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011
中国国家煙草総公司	36.0	36.9	38.1	39.4	40.6
フィリップ・モリス・インターナショナル	-	14.2	14.2	14.7	14.8
ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	11.5	12.5	12.3	12.2	12.2
JTグループ	9.8	9.8	9.6	9.2	8.7
インペリアル・タバコ	3.1	4.9	5.3	5.1	5.0

出典:Euromonitor

<お客様の嗜好変化>

たばこという商材は、世界各国においてほぼ近似した形態で消費されていますが、多様なお客様の嗜好を反映し、国・地域により、味(ノンメンソール・メンソール等)、巻き形状(太さ・長さ)、価格帯の広がりには、違いが見られます。

当社グループは、こうしたお客様の嗜好変化は、ライフスタイルの変化とともに、さらに多様化していくと考えています。

<ブランド>

ブランドは、たばこ事業を行う上で最も重要な資産の一つです。強力なグローバル・ブランドが、競争上の大きな意味を持つため、特に上位グローバルたばこメーカーにおいては長期に亘るブランド投資への注力を通じて自社ブランドの浸透及び強力なブランド・ポートフォリオの構築を図っています。当社グループは、販売数量シェア世界上位10銘柄のうち「ウィンストン」「マイルドセブン」「キャメル」の3銘柄を製造・販売しています。以下の表は、世界におけるブランド別販売数量の推移を表しています。

(単位:百万本)

ブランド	ブランド所有者	2007	2008	2009	2010	2011
Marlboro	・ Philip Morris International Inc ・ Altria Group Inc	428,509	431,146	414,506	413,897	407,632
Winston	・ Japan Tobacco Inc ・ Reynolds American Inc	109,483	119,236	117,516	115,456	116,311
Pall Mall	・ British American Tobacco Plc ・ Reynolds American Inc	62,055	75,090	87,095	96,905	100,924
L&M	・ Philip Morris International Inc	91,964	93,837	91,786	88,119	86,117
Mild Seven	・ Japan Tobacco Inc	109,031	108,329	104,185	95,627	80,824
Kent	・ British American Tobacco Plc	53,729	62,907	62,064	64,042	69,014
Camel	・ Japan Tobacco Inc ・ Reynolds American Inc	75,660	77,875	74,340	71,870	68,122
Gold Flake	・ ITC Group ・ British American Tobacco Plc	54,136	56,728	54,585	53,763	53,851
Gudang Garam	・ Gudang Garam Tbk PT	47,061	47,433	48,779	52,285	53,525
Cleopatra	・ Eastern Company SAE	51,614	52,573	53,563	54,873	47,536

出典:Euromonitor

China National Tobacco Corp (CNTC)を除く

<葉たばこ>

葉たばこは世界100カ国以上で広く栽培されている農作物です。中国が最大の生産国であり、ブラジル、アメリカを合わせて、世界の過半数を占めます。以下の表は2012年の産業の見込生産量を表しています。

(単位:千トン)

	黄色葉	バーレー葉	その他
North&Central America+Caribbean	255	116	
USA	227	91	
South America	687	132	
Brazil	590	81	
Europe+CIS	134	48	
Africa+Middle East	334	206	
Asia+Oceania	3,187	125	
PRC	2,579	37	
World Total	4,596	628	340

出典:World Leaf Production as of 18 May 2012 (Universal Leaf Tobacco Company, Inc.)

<不法取引>

たばこ業界が直面している主要な問題の一つとして、たばこ製品の密輸及び偽造等の不法取引の増加が挙げられます。

不法取引は、その対象となるブランド及びブランドオーナーである企業の信頼を著しく傷つけるだけでなく、その国の税収に負のインパクトを与えることから、当社グループも含めた各たばこ企業は各国政府機関などと協力し、その撲滅に力を入れています。

■ 日本のたばこ市場

<消費数量動向>

日本におけるたばこ消費数量は、度重なるたばこ税の増税、成人人口の減少、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙を取り巻く規制の強化を主因として減少しており、今後も総需要の減少傾向は継続すると予測されます。しかしながら、引き続き、グローバルプレイヤーにとって日本市場は重要な市場であり続けると考えています。

【各3月31日終了年度】

	2008	2009	2010	2011	2012
たばこ総需要(10億本)	258.5	245.8	233.8	210.2	197.5

出典:(社)日本たばこ協会

【各3月31日終了年度】

	2008	2009	2010	2011	2012
JT製品販売数量(10億本)	167.7	159.9	151.8	134.6	108.4
JT製品シェア(%)	64.9	65.1	64.9	64.1	54.9

出典:JT

次の表は、ここ5年間の日本国内の男女別の喫煙率の推移を表しています。

【各調査時点】

喫煙者率	2007	2008	2009	2010	2011
男女計(%)	26.0	25.7	24.9	23.9	21.7
男性(%)	40.2	39.5	38.9	36.6	33.7
女性(%)	12.7	12.9	11.9	12.1	10.6

出典:JT「全国たばこ喫煙者率調査」

<お客様の嗜好変化>

昨今の日本のたばこ市場は、特にタール1mg製品とメンソール製品のシェアが成長しています。

当社は、日本市場においても世界市場同様に、お客様の嗜好はさらに多様化していくと考えています。

<ブランド>

日本市場においても、ブランドはたばこ事業を行う上で最も重要な資産の一つです。

以下の表は、2012年3月31日終了年度の日本における販売数量シェアの上位10銘柄を表しています。上位10銘柄合計販売数量は日本市場の約30%を占め、また上位10銘柄のうち、当社グループは8銘柄保有しています。

これは、当社グループ及び当社グループブランドに対するお客様からの信頼の証だと考えており、これまで培ってきた強靱なブランド・エクイティを、今後も向上していきたいと考えています。

【2012年3月31日終了年度】

	銘柄	ブランド所有者	シェア (%)
1	セブンスター	JT	4.3
2	マイルドセブン・スーパーライト	JT	4.0
3	マイルドセブン・ライト	JT	3.3
4	マイルドセブン・ワン・100's ボックス	JT	3.2
5	マイルドセブン	JT	3.0
6	マイルドセブン・エクストラライト	JT	2.7
7	マルポロ ライト メンソール ボックス	PMJ*1	2.6
8	エコー	JT	1.8
9	ケント・1・100・ボックス	BATJ*2	1.8
10	キャスター・マイルド	JT	1.8

*1 PMJ: フィリップ モリス ジャパン

*2 BATJ: プリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン

出典: (社)日本たばこ協会

(2) 医薬事業

当社グループは医薬品市場の中でも、医療用医薬品に関して、その研究開発、製造、販売を行っています。

<世界の医薬品市場>

世界の医薬品市場規模は、2010年度は8,564億米ドルでした。世界の売上高の約39%を北米、約28%を欧州、約11%を日本が占めています。(Copyright 2012 IMS Health) 今後はアジアや中南米において高い売上高成長が見込まれています。

主要先進国においては、急速な高齢化の進展等に伴い増大する医療費に歯止めをかけるべく各国政府が医薬品支出抑制措置を打ち出してきていることに加え、主要医薬品の特許切れがピークを迎

えたことから、主要疾患領域におけるジェネリック医薬品への移行がますます進んでいます。

また、安全性要求の高まりを背景とした各国における新薬承認審査の厳格化等により、新薬創出のハードルは年々上昇してきています。

かかる状況を踏まえ、特に欧米の医薬品市場では、研究開発体制の構築に向けた従来のM&Aだけでなく、主要な医薬品メーカーが今後の成長が見込める新興国におけるプレゼンス向上や販売網の確立といった事業基盤強化を目的にクロスボーダーでのM&Aを進めていくと考えています。

<日本の医薬品市場>

厚生労働省の薬事工業生産動態統計によると、2010年の国内医薬品市場規模は6兆1,700億円であり、過去10年間、年平均成長率1.7%で緩やかに拡大してきています。今後も高齢化に伴う医療費の増加を背景に微増を続けると見込まれるものの、成熟化が進む市場であると言われていています。

医薬品は、医療用医薬品と一般用医薬品に分かれており、日本の医薬品市場における売上高の大部分は医療用医薬品が占めています。医療用医薬品については、政府によりジェネリック医薬品の普及促進と定期的な薬価引下げという医療費抑制政策が行われています。これに伴い、ジェネリック医薬品の市場は拡大していますが、欧米市場と比較するとその使用状況は未だ低いことから今後もこの傾向が続くと見込まれています。

日本国内においても世界の流れと同様に新薬承認審査の厳格化が進み、新薬創出のハードルは年々上昇してきています。

業界の再編については、欧米と同様に進んでおり、国内企業同士のみならず、クロスボーダーでの統合も活発化していくと考えています。

(3) 食品事業

当社グループの食品事業は、主に飲料、加工食品、調味料という3分野を選択し、その製造・販売を行っています。加工食品・調味料においてはテーブルマークがその役割を担っています。

<日本の飲料市場>

日本の飲料市場の販売規模は約17億4,900万ケース(飲料総研調べ。缶・ペットボトル・瓶等のパッケージ製品)であり、景気動向に加え、天候や気温の変化が販売に大きく影響します。

日本で人気のある飲料製品は、茶系飲料、コーヒー、ジュース、炭酸飲料、ミネラルウォーターです。

当社グループに加えて、日本コカ・コーラグループ、サントリーフーズ、伊藤園、キリンビバレッジ、アサヒ飲料のような海外大手及び国内企業が多数、日本で飲料製品を販売しています。

日本における主要な販売チャネルは、自動販売機、スーパー

マーケット、コンビニエンスストアで、販売構成比はそれぞれ約33%、約36%、約21%、その他市場が約11%（飲料総研調べ。缶・ペットボトル・瓶等のパッケージ製品）です。

一般的にスーパーマーケットは値引き販売が多く、自動販売機とコンビニエンスストアは定価販売とされてきましたが、消費者の低価格志向によりいわゆる安売り自動販売機の台頭やプライベートブランドの伸張によりその競争環境は厳しくなりつつあります。

こうした傾向は、消費者ニーズのみならず、販路である卸や小売業界の動向にも大きく影響を受けるため、経営統合をはじめとした大手卸・小売業の動向を注視する必要があると考えています。

<日本の加工食品市場及び調味料市場>

日本の加工食品市場には、麺・米飯・パンなどの穀物加工品、食肉・水産加工品などが含まれ、調味料市場には、酵母エキス・うま味調味料・抽出エキスなどの原体調味料、醤油・味噌などの基礎調味料、マヨネーズ・ドレッシングなどの加工調味料が含まれます。

日本の加工食品・調味料市場においては、長引く景気低迷などを

要因とした緩やかなデフレ状況にある中、小麦をはじめとした原料価格は上昇しつつあり、厳しい状況が続いています。

日本では、ニチレイ、味の素、マルハニチロ、日本水産といったテーブルマークの大手競合企業に加えて、数多くの中小企業が加工食品・調味料を製造・販売しています。また流通業界では、大手企業同士の提携や統合などによる大型・寡占化が進んでおり、企業間の競争は激化しています。

テーブルマークの加工食品事業の中心である冷凍食品市場（2010年輸入品含む国内消費金額約8,400億円（日本冷凍食品協会調べ））全体としては市場規模が縮小した時期もありましたが、足元ではほぼ横ばいで推移しています。一方、テーブルマークの主力品である冷凍麺、焼成冷凍パンをはじめとしたステープル（主食）商品など、伸張しているカテゴリーもあります。

加工食品及び調味料市場においても飲料市場と同様に、消費者ニーズのみならず、販路である卸や小売業界の動向にも大きく影響を受けるため、経営統合をはじめとした大手卸・小売業の動向を注視する必要があると考えています。

2 事業内容

(1) たばこ事業

当社グループのたばこ事業は、販売数量で世界第3位（中国国家煙草総公司を除く）を誇り、120以上の国と地域でたばこ製品を製造・販売しています。当社グループは世界で販売数量シェア上位10ブランドのうち3ブランドを製造・販売しております。

<研究開発>

研究開発力を長期に亘る競争力の源泉とすべく、特に葉たばこの育種、原材料の加工、たばこの喫味、製造技術及び新規製品カテゴリー創出技術の分野に注力し、製品価値の向上とコストの低減を目指しています。

基礎研究及び応用研究開発領域については、日本国内の研究所がグローバル機能を有しており、製品開発領域については、各国・各地域の異なるニーズ・嗜好に対応すべく、ローカルベースでの開発も行っています。

<原料葉たばこの調達>

たばこの原料である葉たばこは、農作物であるため、その調達状況は天候に左右され、また、近年、エネルギー資源や他の作物の価格高騰等により、葉たばこ供給の不安定化や価格の高止まり傾向が見られます。このような状況下において、当社グループは買収による垂直統合及びサプライヤーとの連携強化により、原料の安定的な調達と調達コストの低減を目指しています。

● 外国産葉たばこの調達

当社グループは、主要葉たばこ産地（米国、ブラジル、マラウイ等）における自社調達基盤の活用、及び主に大手2社の国際葉たばこサプライヤーからの購買により、外国産葉たばこを調達しています。

自社調達基盤は、2009年にブラジル及びアフリカにおける葉たばこサプライヤーの買収、ならびに米国におけるジョイントベンチャー設立によって獲得したものです。自社調達基盤の獲得以降、原料調達の安定化、葉たばこ耕作段階からの関与を深めることによる品質管理の強化、葉たばこ調達に精通した優秀な人財の育成による葉たばこ調達部門の強化に取り組んでいます。

● 国内産葉たばこの調達

国産葉たばこの調達については、たばこ事業法等により、当社が国内の葉たばこ耕作農家と毎年売買契約を締結し、たばこ製造に適した葉たばこを全量購買することが定められています。また、翌年の耕作面積及び買入価格については、「葉たばこ審議会*」の答申を尊重し決定しています。

2010年10月のたばこ税増税等による国内たばこ販売数量の大幅な減少に伴い、2012年度契約にあたって廃作募集を実施した結果、4,453haの申し込みが行われ、2012年産契約面積は、前年比で3割程度減少する見込です。

* 葉たばこ審議会：当社の代表者の諮問に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項につき調査審議するための審議会です。委員は11人以内で、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けて当社の代表者が委嘱します。

<製造>

お客様に信頼される高品質なたばこづくりを目指し、日本国内に6つのたばこ製造工場・4つのその他たばこ関連工場を、日本を除く25カ国に28のたばこ製造工場(その他たばこ関連工場含む)を所有(2012年3月末時点)し、グローバルな製造体制を構築しています。また、当社グループブランドの製造委託、2社間でのクロスライセンスによる製造も一部行っています。

なお、日本国内においては、2011年3月11日に発生した東日本大震災により、一部工場が被災し、一時的な出荷停止を余儀なくされ、お客様、販売店様をはじめとして多くの方々にご迷惑とご心配をお掛けしましたが、順次製造を再開し、現在は震災前の製造能力を確保しています。

<マーケティング>

ブランド・ロイヤリティを高めるために、様々な規制も遵守しつつ、積極的かつ効果的なマーケティング活動を展開しています。

グローバルには、グローバル・フラッグシップ・ブランド(GFB)を中心に、一部のローカルブランドによる補完を行いながらマーケティング活動を行っています。

注: 詳しい規制・基準の内容は「II 事業属性」の「3 規制」をご参照ください。

<小売価格>

たばこの小売価格設定にあたっては、ブランドのポジショニング、製品価値との見合い、競合製品の価格、利益確保といった観点に加え、定価制や課税方式(従量税・従価税)など国ごとに異なる特有の制度面からも検討を行います。小売価格変更の契機として最も代表的なものは増税です。近年、国内外問わず財政及び公衆衛生の観点からたばこ税の増税が行われています。

<販売(流通)>

お客様に当社グループの商品を確実にお届けするために、当社グループは各市場の法的制約、慣行等に合わせ、自社流通や現地代理店及び流通業者の利用等、最適な流通販売ルートの確保を行っています。

また、販売チャネルに関しても、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、スーパーマーケットといったチェーン企業をはじめ、個人商店、自動販売機等があり、その販売構成比は国ごとに異なります。当社グループは、販売チャネル状況ならびにお客様動向、競合動向を加味した営業体制を構築しています。

(2) 医薬事業

当社は、1987年より医薬事業に進出し、「国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築」「オリジナル新薬の開発を通じての存在感の確保」をミッションとし、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っています。

1998年12月には鳥居薬品(株)の発行済み株式総数の過半数を取得し、その後、製造及び販売・プロモーション機能を鳥居薬品(株)に、研究開発機能を当社に統合しました。

また、2000年4月には、米国ニュージャージー州にあるグループ会社、アクロスファーマ社に臨床開発機能を追加し、海外での臨床開発拠点を設立しました。

当社グループは、収益基盤の確立・強化に向け、研究開発パイプラインの強化ならびに、戦略的な導出入機会の探索及び提携先との連携強化に取り組んでいます。

<臨床開発パイプライン>

以下の表は、2012年4月26日時点の、日本及び海外で臨床開発段階にある化合物を示したものです。

医薬事業 臨床開発品目一覧 (2012年4月26日現在)

開発名(一般名など)	開発段階*	主な適応症	作用機序/剤形	詳細	権利
JTK-303 (elvitegravir)	国内:申請準備中 (配合錠として)	HIV感染症	インテグラーゼ阻害/ 経口	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の増殖に関わる酵素であるインテグラーゼの働きを阻害する	米国ギリアド・サイエンシズ社へ日本を除く全世界の開発・商業化権を導出(同社では申請中(配合錠として))
JTT-705 (dalcetrapib)	国内:Phase2	脂質異常症	CETP(コレステリルエステル転送蛋白) モジュレート/経口	HDL(高密度リポ蛋白:善玉コレステロール)中のコレステロールをLDL(低密度リポ蛋白:悪玉コレステロール)に転送するCETP活性を調節することにより、血中HDLを増加させる	スイスのロシュ社へ日本を除く全世界の開発・商業化権を導出(同社ではPhase3) ^(注)
JTT-302	海外:Phase2	脂質異常症	CETP(コレステリルエステル転送蛋白) 阻害/経口	HDL(高密度リポ蛋白:善玉コレステロール)中のコレステロールをLDL(低密度リポ蛋白:悪玉コレステロール)に転送するCETPを阻害することにより、血中HDLを増加させる	
JTT-751 (クエン酸第二鉄水和物)	国内:Phase3	高リン血症	リン吸着剤/経口	消化管内で食物から遊離するリンを吸着することで、リンの体内吸収を抑える	米国ケリックス・バイオファーマシューティカルズ社より日本における開発・商業化権を導出(鳥居薬品と共同開発)
JTT-851	国内:Phase2 海外:Phase1	2型糖尿病	GPR40(G蛋白質共役型受容体)作動/経口	グルコース依存的にインスリン分泌を促進し、高血糖を是正する	
JTZ-951	国内:Phase1 海外:Phase1	腎性貧血	HIF-PHD(低酸素誘導因子-プロリン水酸化酵素ドメイン含有蛋白)阻害/経口	HIF-PHDを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる	
JTE-051	海外:Phase1	自己免疫・アレルギー疾患	ITK(インターロイキン-2誘導型T細胞キナーゼ)阻害/経口	免疫反応に関与しているT細胞を活性化するシグナルを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	
JTE-052	国内:Phase1	自己免疫・アレルギー疾患	JAK(ヤヌスキナーゼ)阻害/経口	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	

注:2012年5月7日、ロシュ社はJTT-705に関する全ての開発を中止することを発表しました。

* 開発段階の表記は投薬開始を基準とする

<研究開発>

● 全般

研究開発は、医薬事業の基盤であり、医薬事業の長期的成長と収益性にとって重要なものです。研究開発活動は、主に「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」の領域にフォーカスしています。

なお、当社グループは、2012年3月31日終了年度には249億円、2011年3月31日終了年度には234億円を研究開発のためにそれぞれ投資しました。

● 研究開発プロセス

医薬品の研究開発プロセスは、極めて複雑で、費用と時間がかかります。その詳細は国によって様々ですが、日本製薬工業協会によると、日本で新薬を一品目開発するには、一般的に約9年から17年かかると言われています。多額の費用を要する臨床試験の段階へ入った化合物の中で、商業的に成功する製品は、ごくわずかにすぎません。

研究開発プロセスについては、「探索研究、創薬研究、前臨床試験」を医薬総合研究所が、その後の「臨床試験、承認申請・承認取得」を臨床開発部門等と米国アクロスファーマ社が、それぞれ担っています。また、開発途中段階にて海外における開発権及び商業化権を導出した化合物については、導出先企業が以後のプロセスを担います。

<製造>

当社グループ製品の製造に関しては、鳥居薬品が担う他、医薬品製造受託会社にも委託しています。

<販売及びプロモーション>

● 海外市場における販売及びプロモーション

現在、海外において自社の販売組織を保有しておらず、化合物毎に、開発途中段階で海外における開発及び商業化権を他社に導出し、導出先から販売実績に応じたロイヤリティを受領することとしています。

● 日本における販売及びプロモーション

日本国内での当社グループ製品の医薬品卸売業者への販売、及び医療施設へのプロモーションについては、主に鳥居薬品によって行われています。なお、プロモーションについては、同社の全国14カ所の営業支店に在籍する約440名の医薬情報担当者(MR)によって行われています(2012年3月31日現在)。

主要製品としては、「レミッチカプセル(血液透析患者における経口そう痒症改善剤)」、「ツルバダ配合錠(抗HIV薬)」があります。

(3) 食品事業

当社グループの食品事業は、日本における飲料、加工食品、調味料の製造・販売に注力しています。特に加工食品・調味料においてはテーブルマークがその役割を担っています。

当社グループは1988年に飲料事業に参入しました。飲料事業におきましては、基幹ブランド「ルーツ」の更なる強化や自動販売機オペレーターであるグループ会社のジャパンビバレッジを中心とした販売網の充実に努めており、これらの取組みを通じた着実な拡大を図るとともに、収益力の強化に向けた取組みを推進しています。

また、1998年には加工食品事業に参入し、それ以来、内部成長に加えて、M&Aや資本提携等によって事業を拡大させてきました。

2008年には日本の大手冷凍食品メーカーであった(株)加ト吉(以下、加ト吉)の株式を公開買付により取得してグループ会社とし、同年に当社グループの加工食品・調味料事業を加ト吉に移管し、事業統合を実施するとともに、2010年に加ト吉はテーブルマークと名称を変更し、統合シナジーの追求・一体感の更なる醸成を図りました。テーブルマークは、日本を中心に、冷凍及び常温の流通温度帯における冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パンといったステープル(主食)商品を中心とした加工食品、首都圏を中心に店舗を展開するベーカリーならびに酵母エキス調味料、昆布・カツオなどの抽出エキス調味料、組立型調味料、オイスターソースを中心とした家庭用調味料などの調味料を事業の柱としています。

加工食品事業での主要な製品は、冷凍うどんの「冷凍さぬきうどん」や、パックご飯「たきたてご飯」があります。

調味料事業では、酵母エキス調味料「バーテックス」に注力しています。「バーテックス」は、例えば即席麺やスナック菓子といった様々な食品の調味料として使われています。

<研究開発>

食品事業における研究開発では、消費者のニーズや嗜好にあった革新的な製品の開発に注力しています。飲料事業では、新規素材の探索、「ルーツ」など各ブランドの新商品の開発や刷新、新しい容器や製造技術の開発を行っています。基幹ブランド「ルーツ」は、加熱殺菌時間を従来製品に比べて大幅に短縮したHTST(高温短時間)製法を缶コーヒーで初めて採用しました。缶コーヒーに不可欠な加熱殺菌を行う際に、熱による香味性状へのダメージを抑制することで、より淹れ立てに近い味わいを実現することが可能となりました。

また加工食品では、家庭で手軽に焼きたての味が楽しめる焼成冷凍パンを開発しました。テーブルマーク独自の発酵・製パン・冷凍技術を活かして、焼きたての味、食感を維持・再現することが可能となりました。

＜調達＞

安全な食品づくりは、安全で高品質な原料の調達から始まります。当社グループでは、原料の選定にあたり、サプライヤーから提出される品質規格保証書の内容確認だけでなく、主要な原料については、残留農薬などのモニタリング検査や原料工場の定期的な監査を食品衛生法等関連法規の適法性のもとより、当社グループ独自で定めている基準により実施しています。残留農薬については、食品衛生法で定められた「ポジティブリスト制度」に基づき厳しく検査し安全性を確認しています。

さらに加工食品事業では、海外から調達する原材料において、原料農場の土壌や水質の検査、栽培状況の確認、農薬の管理状態のチェック、飼育場や養殖場の点検など、原材料の生産現場から安全性を確認する体制を構築しています。

＜製造＞

当社グループでは、ISO9001、HACCPシステム及びISO22000の取得を推進しています。

加工食品では、国内外21カ所の自社グループ工場と生産委託を行っている全ての冷凍食品工場において、ISO22000を取得しています。ISO22000では、HACCPの考え方による科学的な裏付けをもった衛生管理や重要管理点をコントロールするためのルールを定め、その管理手法に基づいた継続的な改善を行います。

飲料事業では、製造プロセスと製品品質に対する厳しい監視の下、当社グループではボトル入り飲料水の一部を除いて、国内飲料のボトラーに飲料の生産の全てを外部委託しています。製造における競争力と安定的なサプライソースを維持するために、ボトラーとの揺るぎない関係を維持しています。

加工食品及び調味料事業では、日本で19の工場、海外で8つの工場を運営しています。さらに、国内外の委託工場に当社グループの加工食品の製造を外部委託しています。

＜食の安全＞

当社グループでは、お客様に安全で、かつ安心して商品を召し上がっていただくために、食の安全を一元的に管理する独立した組織として、飲料事業と加工食品・調味料事業それぞれに「食の安全管理担当」を設置しています。テーブルマークの東京品質管理センターでは、飲料事業部の原料・製品分析も行うなど、グループ一丸となって安全管理を推進しています。

また、「食の安全に関するアドバイザー」である外部専門家の方々より、評価・助言をいただくなど、多様な知見・視点を積極的に取り入れ、事業活動に反映しています。

これらの取組みは、上記「調達」「製造」に記載した内容を含め、ホームページなどで積極的に公開しています。

＜販売と流通＞

JTブランドの飲料製品は、自動販売機、コンビニエンスストアやスーパーマーケットチェーンのような小売業者を通して販売されています。

自動販売機のネットワークは、全国の流通の重要な手段です。2012年3月31日終了年度には、約26万5千台の自動販売機網となっています。そのうち当社グループの飲料製品を主に扱っている自動販売機は約11万9千台で、その他にカップ自動販売機等もあります。

コンビニエンスストアやスーパーマーケットに対しては、取扱アイテム数の向上、ならびに優位な陳列場所の確保に取り組んでいます。

また、テーブルマークの加工食品ならびに調味料は、一般的な小売店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、レストランやホテルなどを通じて全国に販売チャネルを有しています。

3 規制

当社グループは、たばこ事業、医薬事業、食品事業それぞれを遂行するにあたり、事業を行う各地域においてさまざまな規制に服しております。また今後、当社グループの事業に影響を及ぼしうる規制の導入や変更が、将来にわたって実施される可能性もあります。当社グループが服している規制の主なものは以下のとおりです。

(1) たばこ事業

＜世界的なたばこ規制＞

たばこに対する規制は各国の法制度、社会情勢、文化を反映して異なっています。

世界保健機関(WHO)において喫煙の広がりを経続的かつ実質的に減少させることを目的とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC)」が、後述するように2005年2月27日に発効しております。この条約の締約国においては、自国のたばこ規制戦略、計画及びプログラムを策定し、実施し、並びに定期的に更新し及び検討することが、条約上の一般的義務とされており、各締約国のたばこ規制等は国情に応じて具体化・法制化が行われていることから、必ずしも一律ではありません。

そのような国情に応じた法制の例として、形容的表示のようにたばこ製品の包装・ラベルに対する様々な規制があります。「マイルド」、

「ライト」等の形容的表示に関し、EUにおいては使用禁止としている一方、その他の国では個別の条件の下、使用可能です。個別の条件の一例として、ロシアでは当該用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないための文言を、当該用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならない旨の規定を設け、使用可能となっています。国情に応じた規制の差の例としては、様々な国における陳列規制があります。

例えば英国では、店頭におけるたばこ製品の陳列規制及び自動販売機によるたばこ製品販売禁止を含む法律が成立しております。しかしながら、他の国においては、製品陳列や自動販売機による販売は許可されています。

最近のたばこ規制導入の例としては、オーストラリアの法制があります。オーストラリアではたばこ製品の個装において、規定された包装色による包装並びに規定された位置、フォントサイズ、色及びスタイルでの製品名の刷記を義務付け、併せて視覚的警告表示をパッケージの前面75%、後面90%に刷記することを義務付けるプレーンパッケージ法が成立しております。オーストラリアはこのような規制を導入した唯一の国であり、この法律は2011年12月に成立しました。

当社グループは、未成年者喫煙防止・不法取引の防止等、WHO FCTCに規定されているいくつかの事項については、従来から自主的・積極的に取り組んでいます。一方で、たばこに対する規制については、各締約国の異なる法制度、文化、社会情勢を前提として、それぞれの国が最も相応しい規制内容を決定すべきであると考えています。当社グループとしては、各国の実情に応じた適切かつ合理的な措置が講ぜられるよう、従前より必要に応じ各締約国等と対話・協力を行ってきており、今後とも適切に取り組んでいきます。

● 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC)」

WHO FCTCは6回の政府間交渉を経た後、2003年5月21日のWHO総会において採択がなされ、締約国数が40カ国に達した日の90日後にあたる2005年2月27日に発効しました。2012年5月末時点で175カ国(EC(欧州共同体)を含む)が同条約の締約国となっており、日本政府は2004年3月に同条約に署名し、2004年6月に同条約を受諾しています。同条約には各種のたばこ関連規制が盛り込まれており、締約国に法的義務を課す条項もあれば、解釈・実施について締約国の裁量を認める条項もあります。主要な規制項目は次のとおりです。

一価格及び課税措置(課税主権を侵されることなく、適当な場合、課税政策・価格政策の実施、免税販売を禁止又は制限することが可能等)

一包装及びラベル(有害性が低いとの誤った印象を生み出す用語等によりたばこ製品の販売を促進しないことを確保する効果的措置、

主たる表示面の30%以上の警告表示等)

一広告等(広告・販売促進・後援を包括的に禁止。憲法上の原則により包括的禁止を行う状況にない国はあらゆる広告等を規制等)

一未成年者への販売(国内法によって定める年齢又は18歳未満の者への販売を禁止する効果的措置を採択及び実施)

一代替活動への支援の提供(適当な場合、耕作者及び販売業者等に対し代替活動を促進)

WHO FCTCの発効を受けて、これまで計4回の締約国会議が開催され、指針の採択等がなされ、また、同条約第15条(不法取引)に関する議定書策定のための政府間交渉組織が設置されました。なお、指針とは締約国に対して法的義務を課すものではありません。締約国会議において採択済みの指針は次の通りです。

- 第5条3項(公衆衛生政策の擁護)に関する指針
- 第8条(たばこの煙にさらされることからの保護)に関する指針
- 第11条(包装・表示)及び第13条(広告・販促)に関する指針
- 第12条(教育啓発)及び第14条(禁煙支援)に関する指針
- 第9条(含有物・排出物に関する規制)及び第10条(情報開示に関する規制)に関する暫定指針

<日本市場における規制措置>

日本市場においては、たばこ事業法を中核とする法令等により当社は唯一のたばこ製造業者とされており、その原料用国産葉たばこの生産及び買入れ、また日本市場における流通業者の登録、認可、マーケティング等については、以下のような措置が講じられています。

原料用国内産葉たばこの買入れにあたっては、当社はあらかじめ耕作者との間で、葉たばこの種類別の耕作面積ならびに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結することが義務づけられています。当社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、原料の用に適さないものを除き、すべてを買い入れることとされています。当社はこの契約を締結する際、葉たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、「葉たばこ審議会」の意見を尊重しなければなりません。

製造たばこの輸入業者と卸売業者は、財務大臣の登録を受ける必要があります。製造たばこの小売販売業者は、財務大臣の許可を受ける必要があります。当社の製造する製造たばこ及び輸入業者の輸入する製造たばこの小売定価は、財務大臣の認可を受けなければならないが、小売販売業者は、財務大臣の許可を受けた小売価格によらなければ、製造たばこを販売してはならないとされています。なお、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することになると認めるとき等を除き、申請された小売定価を認可しなければならないとされています。

また、製造たばこには、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための文言を表示することとされています。

製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための文言については、たばこ事業法施行規則に具体的に定められています。2003年11月の改正時に、直接喫煙(肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫)に関する4種類の文言と、妊婦の喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ一つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されています。加えて、「マイルド」、「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないための文言を、それらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならない旨の規定が設けられています。当社グループは、上記規定を遵守しつつ、今後とも「マイルド」「ライト」等の用語を国内で使用する予定です。

広告を行う際には、未成年者への喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めることとされています。製造たばこに係る広告については、財務大臣より「製造たばこに係る広告を行う際の指針」が示されており、2004年3月改正後の同指針は、屋外におけるたばこ製品の広告(ポスター、看板等)は原則として行わないこととするほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでいます。これを踏まえ、当社を含む業界各社は、屋外広告看板や公共交通機関車両での銘柄広告の中止、新聞における広告量及び掲載面の制限等必要な対応を実施しています。

また、受動喫煙防止の観点から、施設管理者に対し努力義務を課した健康増進法や職場での取組みに関する自治体等による様々な取組みが実施・推進されており、レストランやオフィスビルを含む公共の場所などにおける喫煙が制限されるケースが増加しています。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢であると同時に、成人の方には喫煙のリスクに関する情報をもとに、喫煙するかしないかを自ら判断し、個人の嗜好として愉しむ自由があると考えており、過度の規制に対しては、適切かつ合理的な措置がとられるよう、必要に応じて各国と対話・協力をしています。

<未成年者喫煙防止の取組みについて>

未成年者喫煙防止は社会全体で取り組む必要のある課題です。当社グループは、自主規準である「たばこ製品グローバル・マーケティング規準」を適用し、規準に準拠しながら適切な事業運営およびマーケティング活動を行うとともに、政府や関係団体等と連携して未成年者喫煙問題に向けた様々な取組みを行っています。

例えば、日本では当社が会員である社団法人日本たばこ協会(以

下「TIOJ」)が、未成年者喫煙防止を訴求するステッカーやポスターなどを製作し、全国のたばこ販売店と連携して、店頭や自動販売機で掲出しております。また2008年には、TIOJが成人のみたばこを購入できるICカード(タスポ)方式の成人識別たばこ自動販売機を導入しております。また英国では、未成年者に対するたばこの販売を防止するために、「No ID No Sale (NINS)」キャンペーンが2005年から実施されており、JTIも会員である英国たばこ製造者協会(TMA)がそのキャンペーンを支援しております。また、たばこ販売店と連携し、全ての販売店の店頭において「No ID No Sale (NINS)」のロゴを掲出しております。またロシアでは、JTIも含めた各たばこ会社が地域のNGO団体と連携して、たばこ販売店に対して未成年者喫煙防止を訴求するステッカーを配布するとともに、たばこ販売店の店員に対して未成年者喫煙防止を推進するための研修を実施しております。

● たばこ製品グローバル・マーケティング規準

当社グループは、事業を運営する各国の規制を遵守するとともに、たばこ製品のマーケティングに関する自主規準である「たばこ製品グローバルマーケティング規準」に基づき事業を遂行しております。本規準の主な規定は以下のとおりです。

ー たばこ製品の広告宣伝に適用される厳格なガイドライン

- 印刷広告は、少なくとも読者の75%が成人である出版物にしか掲載しない。
- 35m²より大きな屋外広告は行わない。また、未成年者が大部分を占める学校の周囲100m以内では屋外広告を設置しない。
- TVやラジオ、インターネット上の広告は、視聴者が100%成人であることを認証できない場合、広告を行わない。
- 成人観客が75%以上であると合理的に判断されない限り、映画での広告を行わない。
- 広告には著名人や25歳以下と思われる人物を使用しない。また、喫煙がスポーツ又は運動競技上、職業上、人気、あるいは性的な成功・向上や多くの人が喫煙者であることを示唆する広告も行わない。

ー 広告等への健康に関する注意文言の表示

- 店頭用ツールの広告掲出面積が250cm²未満の場合を除き、実質的にすべての広告、販売促進及びマーケティングツールに健康に関する注意文言を表示する。

ー スポンサーシップの制限

- たばこ製品のブランド名を付すイベント又は活動において、すべての競技者及びその他の積極的参加者は成人でなければならない。
- 2006年12月1日からたばこ製品のブランドプロモーションを目的とするスポンサーシップの対象であるイベント又は活動における観客の75%以上が成人でなければならない。また

スポンサーシップの対象であるイベント又は活動が特に未成年者に対して訴求するものではないという合理的根拠がなければならぬ。

一すべての販売促進活動の担い手を、認証された成人喫煙者に限定

JTIたばこ製品グローバル・マーケティング規準に関する詳細な情報については、以下をご参照ください。

<http://www.jti.com/how-we-do-business/regulation-of-tobacco-products/jti-global-marketing-standard/>

<たばこ製品にかかる税金について>

たばこ製品にかかる税金は、たばこ税部分と他の製品・サービスと同様に課せられる消費税その他のVAT (Value-Added Tax、付加価値税)等からなっています。

当社グループが事業を行う多くの国・地域では、たばこ税に関しては、財政及び公衆衛生の観点から、増税が行われてきました。また、財政の観点から消費税もしくはVAT等それに類する税金の増税が行われてきました。課税方式や税率等は各国で異なりますが、小売価格におけるたばこ税や消費税その他のVAT等を合計した税額は、小売価格の相当程度の割合を占めています。今後の動向について正確な予測はできませんが、引き続きこの傾向は継続していくものと考えております。

(2) 医薬事業

日本及び世界の主要な市場において、医薬品の研究・開発・製造・販売等は非常に厳格に規制されております。さらに近年、安全性要求の高まりを背景として、世界的に新薬の承認審査がますます厳格化してきており、より多くの被験者で十分に時間をかけて安全性を見極める必要があることから、臨床試験の大規模化・長期化が進んでいます。

日本においては、医薬品の製造販売業者は薬事法による規制の対象となっています。薬事法は、医薬品の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特に必要性が高い医薬品の研究開発促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としています。新薬の研究・開発においては、前臨床試験段階での安全性確認や臨床試験段階における被験者の安全性確保などについての多くの基準が薬事法及び関連法令において定められています。また、医薬品の製造・販売についても、薬事法及び関連法令に基づき、製造管理、品質管理及び安全管理等に関する様々な基準が定められており、厚生労働省から医薬品製造販売業の許可を取得することが義務付けられています。

さらに、日本では国民皆保険制度のもと、保険医療に使用できる医療用医薬品の品目と薬価(公定価格)が厚生労働大臣により定め

られています。薬価は、医療費抑制策の一環として、通常2年に1回程度引き下げられています。なお、2010年より、製薬企業による新薬・未承認薬等の開発を促進する目的で、一定要件を満たせば、特許権存続期間中の新薬の薬価が維持される制度が試行的に導入されています。ただし、特許期間満了後は、後発品との価格差を解消する方向へ、薬価が大幅に引き下げられることとなります。

(3) 食品事業

当社グループの食品事業においては、食品の製造販売業者として、主に食品安全基本法、食品衛生法、JAS法を含む法規制の対象となっております。

食品安全基本法は、食品関連事業者について、食品供給行程の各段階において食品の安全を確保するための必要な措置を講じることとその責務と定めるほか、事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報提供に努めなければならないとしております。また、食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的としており、食品等事業者は、食品、添加物、器具又は容器包装について自らの責任においてそれらの安全性を確保するために、知識及び技術の習得、原材料の安全性確保、自主検査の実施その他必要な措置を講じよう努めなければならないとしております。

さらに、JAS法に基づき、成分や生産・流通の方法など飲食物品等農林物質の品質についての基準(いわゆるJAS規格)や、原材料、原産地など品質に関する表示の基準(いわゆる品質表示基準)が定められ、製造業者等はこれらの基準に従った表示をしなければならないこととされております。

当社グループでは、これらの関連法令を遵守・徹底することはもちろんのこと、高いレベルの安全管理を推進すべく、前述の通り「食の安全(Food Safety)」「食品防御(Food Defense)」「食品品質(Food Quality)」「フードコミュニケーション(Food Communication)」の4つの視点から取り組んでいます。

4 訴訟

当社グループは、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっています。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業を買収した契約に基づき当社が責任を負担するものを合わせて、連結決算日現在25件係属しています。当社グループは、将来においても喫煙と健康に関する同様の訴訟が提起される可能性があるものと考えています。

また当社グループは、喫煙と健康に関する訴訟以外の訴訟においても被告となっています。当社グループが被告となっている主な訴訟については、連結財務諸表注記「39. 偶発事象 偶発負債」をご参照ください。今後も当社グループを当事者とした訴訟が発生し、係属する可能性があります。

今日までのところ、当社グループは喫煙と健康に関する訴訟において一度も敗訴しておらず、また和解金を支払ったこともありませんが、当社グループは係争中の又は将来の訴訟がどのような結果になるのか予測することはできません。喫煙と健康に関する訴訟が否かにかかわらず、これらの訴訟が、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に、当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性があります。喫煙と健康に関する訴訟に係るリスクの詳細は、「Ⅲ 主要なリスク要因」の<訴訟>をご参照ください。

ここ最近数十年の間に、米国において、多数かつ大規模な喫煙と健康に関する訴訟がたばこ製造業者に対して提起され、巨額の陪審判決が下される等の状況が見られております。

例えば2000年のフロリダ州のイングル集団訴訟の第一審では約1,450億米ドルの懲罰的賠償を命じる判決がたばこ製造業者に対して下されております。最終的には、上級審にて当該判決は取り消され、集団訴訟としての進行を否定されたものの、当該イングル訴訟の集団構成員による個別訴訟に対し共通して適用される認定事項については支持されております。現在においても、米国内で7,000件を超えるイングル訴訟の集団構成員による個別訴訟が提起されております。

また2003年にはイリノイ州において「ライト」との形容的表示の使用は誤解を招くおそれがあるとして争われた集団訴訟にて、総額約100億米ドルの賠償を命じる判決が下されました。同訴訟はたばこ製造業者勝訴で2005年に一旦確定したものの、2011年に裁判所が原告側の再審請求を認める判決を下し、現在も係属しております。現在においても、米国内で多数の形容的表示訴訟が提起されております。

このような訴訟例は、米国の司法制度における特殊性(例:陪審制度、集団訴訟制度、懲罰的損害賠償制度、弁護士成功報酬制度

といった米国特有の制度の存在)を反映した一面を有するものと考えております。当社グループは米国において上述の訴訟の被告とはなっておらず、また補償義務も負っておりませんが、今後の動向については多大な関心をもって注視してまいります。当社がRJRナビスコ社から取得した事業には米国たばこ事業は含まれておらず、また現在においても当社グループの米国たばこ事業の規模は極めて小さく、米国内における喫煙と健康に関する訴訟のリスクは小さい状況にあるため、米国における訴訟状況が当社グループの事業に対し近い将来において重大な悪影響を及ぼすことはないと考えています。なお、連結決算日現在、米国内において、当社グループが被告となっている、又は補償義務を負っている喫煙と健康に関する訴訟はございません。

カナダにおいては、JTIマクドナルド社及び当社の被補償者(RJRナビスコ社のグループ企業)に対し、ブリティッシュ・コロンビア州政府、ニューブランズウィック州政府、オンタリオ州政府及びニューファウンドランド・ラブラドル州政府により提起された4件の医療費返還訴訟が係属中です。これらの州は、「たばこ関連不正行為」(tobacco related wrong)の結果として支出した、もしくは将来支出する医療費の返還を請求するために、州政府に対して直接たばこ製造業者を提訴する権限を与える目的のためのみに制定された州法に基づき提訴しております。またカナダでは8件の集団訴訟も係属中であり、ケベック州の2件の集団訴訟については、2005年2月に第一審で原告の集団適格が認定され、2012年3月に本案審理が開始されておりますが、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。

その他の地域については、喫煙と健康に関する訴訟は一般的に米国・カナダと比較して件数的にも金額的にも小規模です。なお、米国型の訴訟は、米国特有の司法制度(陪審制度、集団訴訟制度、懲罰的賠償制度、弁護士成功報酬制度)の下で行われており、米国型の訴訟に近い将来直ちに世界的に拡大していくとは考えておりません。

しかしながら、世界のたばこ産業界を巡る事業環境が、喫煙と健康の問題やそれを背景とする規制強化などを通して厳しくなっており、たばこ業界と社会との関わりという面から、米国・カナダをはじめその他諸外国における他のたばこ会社の訴訟についても、当社はたばこ会社として当然多大な関心をもち、その動向を注視しております。

III 主要なリスク要因

当社グループは、たばこ、医薬、食品事業を多角的に展開しており、西欧、東欧、CIS諸国、アフリカ、中東等、多くの国と地域でビジネスを展開していることから、内外の多岐に亘るリスクに晒されています。

このため、当社では、意思決定及び対応の迅速化を図るため、責任権限規程に基づき各責任部署が適切にリスク管理を行っています。

当社グループの目指す持続的成長ならびに事業継続に大きな影響を及ぼす可能性のある事項については、対応策とともに経営会議へ適時報告・付議することとしております。その項目の選択は、各事業部門とコーポレート部門が、影響度と発生可能性の観点から評価を行い、協議の上決定しています。

以下では、当社グループの事業遂行上のリスク要因のうち、とりわけ主要なものと認識している項目を記載しております。これらは、当社グループに影響を及ぼしうる全てのリスク要因を網羅的に記載することを意図したものではありません。また、ここに記載していないリスク要因が当社グループの事業の業績に影響を与える可能性や、現時点で知られていないリスク要因、あるいは、現在重要性が乏しいと認識されているリスク要因が、将来重要な影響を及ぼす可能性もあります。

当セクションの記載は、アニュアルレポート冒頭に記載の、将来見込み情報に関する注意文言と併せてご覧ください。

■ 市場リスク

<経済／景気の悪化>

2008年9月のリーマンショック以降、欧州債務危機の深刻化等、世界的な経済不安は続いており、その不透明感は増しています。

たばこは、一般的には景気の影響を受け難い商材であるとされていますが、景気の悪化に伴い、お客様の消費意欲の減退やお客様がより安価な銘柄に移ることにより、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、世界の経済／景気動向を注視することはもとより、お客様ニーズの把握に努め、付加価値の高い製品開発に注力するとともに、「変化への対応力」を高め、必要に応じて機動的に適切な商品・価格等にかかる戦略を実行していきます。

● リスク概要

- 世界的な経済／景気悪化
- 世界経済の不透明性増大

● リスク影響

- お客様の消費意欲減退及び低価格銘柄への転移による販売数量・売上高・利益の減少

● 主な対応

- 世界の経済／景気動向の把握
- お客様ロイヤリティ向上に向けた高付加価値製品の開発
- お客様のニーズと嗜好の変化に合わせたブランド・ポートフォリオの構築

<為替変動>

当社グループは円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、グローバルに事業を展開していることから、様々な通貨の為替の影響を受けます。海外たばこ事業の決算を連結するJT International Holding B.V.(当社のオランダにおける連結子会社、以下「JTIH」)が連結決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて事業を行っており、それらの中には米国ドル以外の通貨により決算を行っているものがあります。このため、外国為替の変動に伴う換算影響には日本円とJTIHが連結決算に使用する通貨である米国ドルの間の為替変動だけでなく、当該米国ドルと同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むことになります。

当社グループは、上記為替換算の結果、円表示の業績が外国為替変動の影響を受けます。当該円表示の業績への為替影響に対してヘッジ活動は実施しておりませんが、保有する一部の負債を主な収入通貨建てにすることで、キャッシュフロー及び純資産に与える影響を一部相殺しています。

● リスク概要

- 為替変動

● リスク影響

- 各国通貨から米国ドル、米国ドルから円に換算する際に生じる当社グループの円建て業績への為替変動影響

● 主な対応

- 保有する一部の負債を主な収入通貨建てにすることで、当社グループのキャッシュフロー及び純資産に与える影響を一部相殺

<カントリーリスク>

当社グループは、たばこ事業を中心に世界120を超える国と地域でビジネスを展開しています。

当社グループは、長期的な成長実現のために、更なる地理的拡大に積極的に挑戦していきますが、一方で、現地の政治・経済・社会・法制度等の変化に伴うカントリーリスクが相対的に高まります。特に、我々の主要市場でリスクが具現化した場合には、当社グループの事業及び業績に不利な影響を与える可能性があります。

当社グループは、地理的ポートフォリオのバランス向上によって、リスクを低減することを目指しています。

● リスク概要

- 当社グループの主要市場での政治不安・経済危機や破壊的な出来事の発生

● リスク影響

- 不安定な事業環境による販売数量・売上高・利益の減少

● 主な対応

- 地理的ポートフォリオのバランス向上による特定市場への依存度緩和

<増税>

たばこ税については、日本を含む各国で財政及び公衆衛生の観点による増税議論が活発に行われ、実際に増税が行われています。

また、日本をはじめ多くの国で、国家財政の改善に向けた消費税もしくはVAT (Value-Added Tax、付加価値税)等それに類する税金の増税が行われています。

当社グループは、継続的に生産効率化等の企業努力を行っていきませんが、コスト効率化のみでは増税影響による販売数量の減少に対応することは困難です。また、増税に伴う価格上昇をお客様が許容できない場合は、事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、価格弾性値、お客様の低価格銘柄への転移及び競合動向を踏まえた適切な価格設定を行っていくとともに、同時にこれら増税影響を踏まえた適切な価格設定とともに、お客様の価格志向の研究を踏まえた付加価値の向上やブランド・ポートフォリオの組換えを行っていきます。

● リスク概要

- たばこ税・消費税・VAT (Value-Added Tax、付加価値税)等それに類する税金の増税

● リスク影響

- 増税影響による販売数量減を企業努力で吸収できない

● 主な対応

- コスト効率化
- 適切な価格設定
- 商品の付加価値向上
- ブランド・ポートフォリオの最適化

■ 環境リスク

<自然災害の発生>

2011年3月11日に発生した東日本大震災により、当社グループも人的・物的被害を受け、その結果、製品の一時的な出荷停止を余儀なくされました。地震・津波・台風等の自然災害を予測することは困難ではありますが、当社グループとしてはグローバルサプライチェーンの全体最適化等の事業継続計画(BCP: Business

Continuity Plan)を整備し、災害影響を最小化する対策を実施するとともに、主要な事業所の建物、機械設備、棚卸資産等に対する損害保険の付保を行っています。

なお、当社グループは、東日本大震災及び津波の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機とした国産原料葉たばこへの放射性物質影響に対するお客様の不安を取り除き、安心してご愛顧いただける製品をお届けするための取組みとして、野菜類の農産物に対する政府基準値を参考に自社基準値を設定し、原料购买前・原料処理前・製品工場での使用前・製品出荷前の各段階において幾重にも検査・確認する体制をとっています。

● リスク概要

- 地震、津波、台風等の自然災害の発生

● リスク影響

- JTグループ及びサプライヤーの事業活動の機能不全及び顧客を含めたステークホルダーの被害によって、事業継続及び財政状態に重大な影響を与える

● 主な対応

- BCPの整備
- 定期的な防災訓練による社員の防災意識向上
- 主要資産に対する損害保険の付保

<原材料調達不安定化>

たばこの原料である葉たばこは農作物であり、また飲料・加工食品も多くが自然由来の原材料を使用しているため、それらの調達状況は天候やその他の自然現象に左右されます。

また、世界的な人口の増加と経済成長に伴う爆発的な消費の増加によって、資源の枯渇が全世界的なリスクになると認識されており、原材料価格が上昇する恐れがあります。当社グループの商品生産にあたって必要な量の原材料確保可否、ならびにその調達コストの上昇が当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

当社グループとしましては、買収を含めたサプライヤーとの連携強化ならびに材料品調達における材料スペックの統一化、サプライヤー間の互換性確保、市況に応じた調達、原材料在庫の適正化による原材料費の抑制等の施策を講じています。

● リスク概要

- 天候やその他の自然現象、資源枯渇による自然由来原材料の供給不足及び価格の上昇

● リスク影響

- 原材料の供給不足による商品生産の困難化
- 原材料調達費の上昇

● 主な対応

- 調達力の強化
- 継続的な生産効率の追求

■ 事業運営上のリスク

<規制の進展>

たばこ事業は、その製品のみならず、マーケティング、販売等様々な側面で規制を受けています。

近年の規制動向の中で特に目立っているのは、パッケージに対するものです。例えばオーストラリアはプレーンパッケージ法が初めて成立した国であり、2012年12月に発効します。この規制は、たばこ製品の個装において、規定された包装色による包装並びに規定された位置、フォントサイズ・色及びスタイルでの製品名の刷記を義務付け、併せて視覚的警告表示をパッケージの前面75%、後面90%に刷記することを義務付けるものです。類似の措置が複数の国で検討されており、また、販売店におけるたばこ陳列を禁止している国や公共の場所での喫煙を制限するなど、喫煙場所を規制している国もあります。

各規制の詳細については、「II事業属性」の「3規制」をご参照ください。

これらの規制は継続もしくは強化されていくと予測しています。当社グループとしては、今後とも、適切でバランスがとれた措置が講ぜられるよう、各国政府当局・規制当局と対話・協力をしていきます。

● リスク概要

- たばこの製品・マーケティング・販売・公共喫煙場所に係る規制の強化

● リスク影響

- 過度な規制が制定された場合に、ブランド・エクイティ及びお客様とのコミュニケーション機会が減少することによる、売上高の減少
- 製品規制に対応する製品スペックの開発及び生産に係るコスト増

● 主な対応

- 規制に関する迅速かつ的確な情報収集・分析により、早期に状況を把握
- 規制目的を満たす適切でバランスがとれた措置が講ぜられるように、各国政府当局・規制当局との対話・協力

<不法取引の増加>

たばこ業界が直面している主要な問題の一つとして、たばこ製品の密輸及び偽造等の不法取引の増加が挙げられます。不法取引は、国ごとの税制及び課税水準の違いによる価格差を要因にしていると考えられ、大幅な増税を機に増加する傾向にあります。

不法に取引されたたばこは、メーカーにとってはブランド・企業の信頼性の毀損をもたらす、政府にとっては税収の減収につながることから、各たばこ企業とも政府当局と協力し、その撲滅に力を入れています。当社グループでも、2007年12月にJT International

S.A.及びJT International Holding B.V.が、EU及び26加盟国と、欧州におけるたばこの不法取引問題の解決に向けた協力契約を締結しました。なお、2009年4月には、英国がこの協力契約に参加しています。この協力契約に基づき、EU及び加盟国における密輸品・偽造品対策に係る取組みを支援するために、契約締結時から15年間に亘って、当初5年間は毎年50百万米ドル、以降10年間は毎年15百万米ドルの資金を拠出することとしています。

また、2010年4月には、当社グループのカナダ法人JTI Macdonald Corp.が、カナダ政府当局との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約を締結しました。

● リスク概要

- たばこ製品の密輸及び偽造等の不法取引増加

● リスク影響

- 不法取引された商品により、ブランド・企業に対するお客様からの信頼度低下
- 正規品の販売数量の減少

● 主な対応

- 不法取引の撲滅に向けた政府当局との協力・協働

<訴訟>

当社グループは、喫煙に起因して、健康を害されたと主張する訴訟の被告となっており、これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、賠償責任を負う等、当社グループの業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度が低下すること、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼすリスクもあります。当社グループは、これらの訴訟において、当社グループの主張に確固たる根拠があるものと認識しており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応すると共に、引き続き適法かつ適切な事業運営を推進してまいります。

● リスク概要

- 喫煙と健康に関する訴訟における当社グループにとって望ましくない判断

● リスク影響

- 賠償責任を負うことによる業績への悪影響
- 類似訴訟の惹起及びその応訴に伴う訴訟費用負担による業績への悪影響
- 喫煙に対する社会の許容度低下及び喫煙に対する公的な規制強化による業績への悪影響

- **主な対応**

- 社外弁護士との連携による適切な訴訟対応
- 適法かつ適切な事業運営の継続

<医薬品の研究開発中止>

医薬品の研究開発に関しては、長期かつ多額の投資が必要となります。当社グループは後期開発を含む臨床開発力の強化と創薬研究力のさらなる向上に注力していきますが、新薬上市に向けて複雑化・高度化する研究開発過程において、当社グループの共同開発先・導出先(ライセンサー)等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内的もしくは外的要因により、研究開発を中止することもありえます。

当社グループは研究・開発テーマごとの投資ハードル設定やタイムライン割り当てを通じたステージ管理を行っています。

- **リスク概要**

- 新薬の研究開発中止

- **リスク影響**

- 新薬の上市ができなくなり、それまでの研究開発費用が回収できなくなる

- **主な対応**

- 研究開発の各ステージにおける適切なハードル設定
- タイムライン割り当てを通じたステージ管理

<食品の安全性の問題>

食は人間が生活するにあたっての重要な要素の一つであり、その安全性に対する関心はその時代環境などに応じて変化していきます。

近年は原材料の調達、製造、流通、販売の過程でグローバル化ならびに多様化、複雑化が進んでおり、その安全を支えるための取組みは困難を増していますが、当社グループは、お客様に「一番大切な人に食べてもらいたい」との想いのもと、安全管理を推進すべく、「食の安全(Food Safety)」「食品防御(Food Defense)」「食品品質(Food Quality)」「フードコミュニケーション(Food Communication)」の4つの視点から強化策を展開していきます。

- **リスク概要**

- 食品製品の品質に何らかの問題が生じる

- **リスク影響**

- お客様の健康を害する
- 製造物責任等の請求を受ける
- 当該製品及び当社グループのブランドイメージが毀損することによる業績への悪影響

- **主な対応**

- 商品特性に応じたハザードを定義し、原料から製品供給までの各段階におけるリスクの定期的な再評価
- 再評価されたリスクに応じた監査・検査による、原料(インプ

ト)、工程(プロセス)管理に重点を置いた安全管理体制の推進

- 食品安全マネジメントシステムの国際標準規格であるISO22000などの活用
- トレーサビリティの強化
- お客様の声を迅速に商品作りに反映するため全社的な取組みによる継続的な品質改善の実施
- 外部専門家である「食の安全に関するアドバイザー」による評価・助言

<人財確保の困難化>

当社グループは多様な人財こそが競争力の源泉であると認識し、世界中から優秀な人財を採用し、その育成・確保を行っています。しかしながら、当社グループの中核であるたばこ事業に関しては、その社会的イメージの低下により、優秀な人財の確保ならびにその引き留めが重要な課題となっています。

このような、たばこ事業に起因する特殊性を考慮しつつ、競争力ある報酬体系を担保するために、競合も含めたグローバルな企業とのベンチマーキングを実施するとともに、多様な人財に対する様々な能力開発、キャリア開発の機会を提供し、引き続き国籍・性別・年齢等の区別なく、能力と実績による人財マネジメントを行っていきます。

- **リスク概要**

- 優秀な人財の採用及び確保の困難化

- **リスク影響**

- 優秀な人財の採用・確保の困難化による、将来の事業運営ならびに財務実績への悪影響

- **主な対応**

- 優秀な人財の採用力の強化
- 競争力ある報酬体系
- 様々な能力開発、キャリア開発機会の提供
- 能力と実績による人財マネジメント

IV 実績と見通し

1 重要な会計方針

<国際会計基準(IFRS)の適用>

当社グループは、1999年にRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得、2007年に英国ギャラハー社を買収し、現在120以上の国と地域で事業を展開するグローバル企業として着実な成長を続けてきました。こうした中で、日本において国際的な財務・事業活動を行っている上場企業に対して、2010年3月31日終了年度より国際会計基準(IFRS)の任意適用が認められたことを踏まえ、当社グループは、2012年3月31日終了年度よりIFRSを早期適用することとしました。これにより、当社グループは資本市場における財務情報の国際的な比較可能性の向上、資金調達手段の多様化を目指してまいります。なお、2012年3月31日終了年度の連結財務諸表に含まれる移行日(2010年4月1日)及び比較年度(2011年3月31日終了年度)の財務数値については、日本で一般に公正妥当と認められた会計基準(日本基準)からIFRSに調整されており、適用された免除規定、調整の詳細については、連結財務諸表注記「3.重要な会計方針」[41.初度適用]をご参照ください。

なお、日本基準とIFRSとの差異の概要は以下のとおりです。

● 表示組替

- 日本基準では、子会社TSネットワーク(株)が取り扱う輸入たばこ等の代理取引取扱高を「売上高」及び「売上原価」に含めて表示していましたが、IFRSでは、当該代理取引取扱高を「売上収益」及び「売上原価」に含めておりません。また、日本基準では、一部のレポート等は「販売費及び一般管理費」に表示していましたが、IFRSでは、「売上収益」より控除して表示しております。
- 日本基準では、「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは、財務関連項目を「金融収益」又は「金融費用」に、それ以外の項目については、「売上原価」、「その他の営業収益」、「持分法による投資利益」又は「販売費及び一般管理費等」に表示しております。

● 認識及び測定の違い

- 日本基準では、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしていましたが、IFRSでは、償却を停止しております。
- 日本基準では、退職給付債務の計算における数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌期から費用処理することとしていましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益に認識しております。

- 日本基準では、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用していましたが、IFRSでは、定額法を採用しております。

<重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断>

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及びその仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

上記のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び判断については、連結財務諸表注記「4.重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」をご参照ください。

<海外たばこ事業子会社の決算期について>

当社グループの海外たばこ事業の運営主体であるJT International Holding B.V.及びその子会社(以下、JTIHグループ)の決算日は12月31日であり、JTIHグループの決算期(1月1日から12月31日)と当社決算期(4月1日から翌年3月31日)との間には3ヵ月の期間差がありますが、近年、当社グループの海外たばこ事業の季節変動及び期間変動は比較的小さく、報告期間の不一致が当社グループの連結財政状態及び経営成績に与える影響は限定的です。なお、当該期間差における重要な取引又は事象については必要な調整を行い、財務諸表利用者が当社グループの連結財務状況を適切に理解・把握するための適切な処置を行っております。

詳細については、連結財務諸表注記「2.作成の基礎(5)JT International Holding B.V.及びその傘下の子会社の報告期間」をご参照ください。

2 非GAAP指標

当社グループは、連結財務諸表での報告数値に加え、IFRSで定義されていない指標（非GAAP指標）を追加的に提供しています。これらの指標は、当社グループが中長期的に持続的な成長を目指す上で、各事業運営の業績を把握するために経営管理にも利用されている指標であり、財務諸表の利用者が当社グループの業績を評価する上でも、有用な情報を提供すると考えています。

また、海外たばこ事業については、JTIHグループの連結決算において報告される米国ドルベースでも内部的に管理しており、米国ドルベースでの売上収益、調整後EBITDAについても補足的に表示しております。

これらの非GAAP指標については、対応するIFRSに準拠して報告される財務数値の代替指標としてではなく、補足情報としてご参照ください。

<自社たばこ製品売上収益>

たばこ事業においては、自社たばこ製品にかかる売上収益を、IFRSによって報告が求められる売上収益の内訳として追加的に開示しております。「その他」には物流事業、その他の売上収益が含まれております。

	2011年3月31日終了年度				2012年3月31日終了年度			
	国内たばこ	海外たばこ			国内たばこ	海外たばこ		
	(百万円)	(百万円)	(百万ドル)	円/ドル	(百万円)	(百万円)	(百万ドル)	円/ドル
売上収益	665,819	963,520	10,975	87.8	646,187	966,255	12,108	79.8
自社たばこ製品	632,158	887,798	10,113	87.8	611,925	894,636	11,211	79.8
その他	33,661	75,722	863	87.8	34,262	71,619	897	79.8

<調整後EBITDA>

当社グループの持続的な業績、キャッシュ・フロー創出力の有用な比較情報として、IFRSによって報告が求められる営業利益（報告営業利益）から、減価償却費、償却費、のれんの減損、リストラクチャリングコスト等を調整した調整後EBITDAを表示しております。連結財務諸表注記「6. 事業セグメント」をご参照ください。

	2011年3月31日終了年度							
	営業利益 (損失)	調整項目				調整後EBITDA		
		減価償却費 及び償却費	のれんの 減損損失	リストラク チャリング に係る収益	リストラク チャリング に係る費用			
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万ドル)	(円/ドル)
国内たばこ	202,347	42,790			2,046	247,184		
海外たばこ	225,852	51,638		(190)	578	277,878	3,165	87.8
医薬	(13,305)	3,544				(9,761)		
食品	(3,627)	16,485	87	(2,932)	7,712	17,725		
報告セグメント計	411,268	114,456	87	(3,122)	10,336	533,026		
その他・消去	(9,947)	3,498		(8,132)	3,583	(10,997)		
連結計	401,321	117,954	87	(11,254)	13,920	522,029		

	2012年3月31日終了年度							
	営業利益 (損失) (百万円)	調整項目				調整後EBITDA (百万円) (百万ドル) (円/ドル)		
		減価償却費 及び償却費 (百万円)	のれんの 減損損失 (百万円)	リストラク チャリング に係る収益 (百万円)	リストラク チャリング に係る費用 (百万円)			
国内たばこ	209,265	39,567			13,426	262,257		
海外たばこ	252,355	55,227		(564)	7,737	314,755	3,944	79.8
医薬	(13,497)	3,465				(10,031)		
食品	2,024	17,528			434	19,987		
報告セグメント計	450,147	115,788		(564)	21,597	586,968		
その他・消去	9,033	3,057		(29,368)	7,443	(9,835)		
連結計	459,180	118,845		(29,932)	29,039	577,132		

<調整後希薄化後1株当たり利益(調整後EPS(希薄化後))>

当社グループの持続的な業績の有用な比較情報として、リストラクチャリングコスト等を調整した調整後希薄化後1株当たり利益を表示しております。調整後希薄化後1株当たり利益への調整については、連結財務諸表注記「32. 1株当たり利益」をご参照ください。

	2011年3月31日終了年度	2012年3月31日終了年度
当期利益 (百万円)	243,315	320,883
調整項目 (百万円)	4,758	(30,075)
調整後当期利益 (百万円)	248,073	290,808
希薄化後の期中平均普通株式数 (千株)	9,577	9,525
調整後希薄化後1株当たり利益 (円)	25,903.94	30,530.39

当社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議しております。詳細については、連結財務諸表注記「40. 後発事象」をご参照ください。

<連結配当性向>

連結配当性向は、当該会計年度に関わる1株当たり年間配当額(当該会計年度に基準日が属する中間配当と期末配当の合計)を基本的1株当たり利益で除して計算しております。

	2011年3月31日終了年度		2012年3月31日終了年度	
		基準日		基準日
中間配当(取締役会決議) (円/株)	2,800.00	2010年9月30日	4,000.00	2011年9月30日
最終配当(定時株主総会決議) (円/株)	4,000.00	2011年3月31日	6,000.00	2012年3月31日
計 (円/株)	6,800.00		10,000.00	
基本的1株当たり利益 (円/株)	25,414.33		33,700.97	
連結配当性向 (%)	26.8		29.7	

3 実績概要

<2012年3月31日終了年度までの中期経営計画「JT-11」について>

以下の財務数値は日本基準に基づくものであり、非監査情報です。

当社グループは、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるため、2010年3月31日終了年度から2012年3月31日終了年度までの3年間についての中期経営計画「JT-11」を策定し、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値をお客様に提供するグローバル成長企業」の実現に向け取り組んでまいりました。

「JT-11」期間中における全社目標としては、年平均5%以上のEBITDA成長(為替一定)を掲げており、国内及び海外たばこ事業の貢献により、目標を上回る8.3%のEBITDA成長を達成いたしました。

国内たばこ事業においては、2010年10月の大幅な増税、2011年の東日本大震災といった想定を超える環境変化を乗り越え、2010年3月31日終了年度当初見込EBITDAの維持という目標を大きく上回る実績となりました。たばこ販売数量が大きく減少する中で利益成長を成し遂げたことにより、将来の利益成長ポテンシャルを確認できたと考えております。

海外たばこ事業においては、不確実性が高まる事業環境においても、市場シェアの伸張及びGFBの成長に牽引され、「JT-11」の目標であった為替一定での年平均EBITDA10%成長を達成し、利益成長のモメンタムの継続を確認できました。

医薬事業については、後期開発品の充実及びR&Dパイプラインの強化を目指し、導出先による抗HIV薬「JTK-303」を含む配合錠の米国等における承認申請およびMEK阻害剤のメラノーマを適応症とした開発の進展等、着実な成果を確認することができました。

食品事業においては、飲料事業におけるルーツブランドの強化、また、加工食品事業については、成果の結実への足取りは緩やかながらも、今後の利益創出に向け着実に基盤強化を進めてまいりました。

<2012年3月31日終了年度の経営成績>

以下の各財務数値はIFRSに基づくものです。

● 全般的概況

● 売上収益

売上収益につきましては、国内及び海外たばこ事業における単価上昇効果があったものの、国内たばこ事業における震災影響及び増税・定価改定等に伴うたばこ販売数量の減少並びに円高影響等により、前年度比255億円減収の2兆338億円(前年度比1.2%減)となりました。

	2011年3月 31日終了年度 (億円)	2012年3月 31日終了年度 (億円)	前年度比増減 (億円、%)	
			増減額	増減率
売上収益	20,594	20,338	-255	-1.2
国内たばこ事業	6,658	6,462	-196	-2.9
内、自社たばこ 製品	6,322	6,119	-202	-3.2
海外たばこ事業	9,635	9,663	27	0.3
内、自社たばこ 製品	8,878	8,946	68	0.8
医薬事業	441	474	33	7.5
食品事業	3,675	3,594	-80	-2.2

注:1 連結外部に対する収益を表示しております。

2 売上収益には、上記のセグメントに係る売上収益の他、不動産賃貸等に係る売上収益があります。詳細については、連結財務諸表注記「6. 事業セグメント」をご参照ください。

● 営業利益及び調整後EBITDA

葉たばこ廃作協力金、海外たばこ事業における合理化費用等を計上したものの、主として国内及び海外たばこ事業における単価上昇効果、固定資産売却益の増加並びに前年度のカナダにおける行政法規違反に係る過料の支払等により、営業利益は前年度比579億円増益の4,592億円(前年度比14.4%増)となりました。

また、減価償却費及び償却費、葉たばこ廃作協力金、海外たばこ事業における合理化費用及びリストラクチャリングに係る固定資産売却損益等を除いた調整後EBITDAにつきましては、前年度比551億円増益の5,771億円(前年度比10.6%増)となりました。

	2011年3月 31日終了年度 (億円)	2012年3月 31日終了年度 (億円)	前年度比増減 (億円、%)	
			増減額	増減率
調整後EBITDA	5,220	5,771	551	10.6
国内たばこ事業	2,472	2,623	151	6.1
海外たばこ事業	2,779	3,148	369	13.3
医薬事業	-98	-100	-3	—
食品事業	177	200	23	12.8
営業利益	4,013	4,592	579	14.4

注:営業利益・調整後EBITDAには、上記のセグメント以外に係る営業利益・調整後EBITDAを含みます。詳細については、連結財務諸表注記「6. 事業セグメント」をご参照ください。

● 当期利益(親会社所有者帰属)

営業利益の増益により、税引前利益は前年度比561億円増益の4,414億円(前年度比14.6%増)となりました。さらに前年度の個別決算にて計上した関係会社株式評価損を、2012年3月31日終了年度において税務上損金算入すること等に伴う法人所得税費用の減少により、親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては前年度比776億円増益の3,209億円(前年度比31.9%増)となりました。

- 調整後EPS (希薄化後)

親会社に帰属する当期利益からリストラクチャリングに係る費用及び収益等を除いた2012年3月31日終了年度の調整後当期利益は、前年度比427億円増の2,908億円(前年度比17.2%増)となりました。2012年3月31日終了年度の調整後EPS(希薄化後)は、前年度比4,626円45銭増の30,530円39銭(前年度比17.9%増)となりました。

- 事業別の概況

- 国内たばこ事業

2012年3月31日終了年度におけるたばこ販売数量は、東日本大震災後に銘柄数及び数量を限定した出荷としていたことに伴う影響に加えて、2010年10月の増税・定価改定による需要減の影響等により、前年度に対し262億本減少し1,084億本*(前年度比19.5%減)となりました。また、2012年3月31日終了年度のシェアは54.9%(前年度シェア64.1%)となりました。なお、第2四半期以降、安定的な供給体制が整った中で、主要ブランドを中心とした積極的かつ効果的な新製品の投入・販売促進活動の展開などを通して、早期の市場シェア回復を目指し全力を挙げて競争力の強化に取組み、3月単月シェアは60.0%となりました。

千本当売上収益は、定価改定に伴い前年度に対し920円増加し5,502円となりました。

これらの結果、単価上昇効果はあったもののたばこ販売数量の減少等により、売上収益は前年度比196億円減収の6,462億円(前年度比2.9%減)、自社たばこ製品売上収益は前年度比202億円減収の6,119億円(前年度比3.2%減)となりました。

また、たばこ販売数量の減少はあったものの、単価上昇効果に加え東日本大震災に係る保険金収入等により、調整後EBITDAは前年度比151億円増益の2,623億円(前年度比6.1%増)となりました。

* 当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の2012年3月31日終了年度におけるたばこ販売数量37億本があります。

- 海外たばこ事業

2012年3月31日終了年度におけるGFBにつきましては、「ウインストン」がロシア、イタリア、トルコで順調に伸張しました。これに加え、「LD」がロシアで増加したこと等により、GFBの販売数量は前年度に対し66億本増加し2,565億本(前年度比2.6%増)となりました。一方、GFBを含むたばこ販売数量は、ロシアにおけるGFB以外の製品の販売減少やウクライナ、スペインでの総需要減少等により、前年度に対し27億本減少し4,257億本(前年度比0.6%減)となりました。

たばこ販売数量の減少はあるものの、単価上昇効果に加えて、主要市場の現地通貨に有利な為替影響があったことにより、ドルベースの売上収益は前年度比1,133百万ドル増収の12,108百万ドル(前年度比10.3%増)、自社たばこ製品売上収益は前年度比

1,098百万ドル増収の11,211百万ドル(前年度比10.9%増)となりました。

また、原材料費の増加、販売促進活動の強化等に伴う経費の増加等があった一方、単価上昇効果に加え、前年度においてカナダにおける行政法規違反に係る過料の支払に伴う損失があったこと等により、調整後EBITDAは前年度比779百万ドル増益の3,944百万ドル(前年度比24.6%増)となりました。

この結果、邦貨換算時に円高の影響を受けたものの、売上収益は前年度比27億円増収の9,663億円(前年度比0.3%増)、自社たばこ製品売上収益は前年度比68億円増収の8,946億円(前年度比0.8%増)、調整後EBITDAは前年度比369億円増益の3,148億円(前年度比13.3%増)となりました。

注:2012年3月31日終了年度における為替レートにつきましては、前年度比7.99円 円高の1米ドル=79.80円(前年度は1米ドル=87.79円)です。

- 医薬事業

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力しております。開発状況としましては、自社開発品8品目*が臨床試験の段階にあります。なお、抗HIV薬「JTK-303」を含む配合錠について、導出先であるギリアド・サイエンシズ社が、米国FDA、欧州医薬品庁等へ承認申請を行っております。

2012年3月31日終了年度における売上収益につきましては、子会社鳥居薬品(株)における「レミッチカプセル(血液透析患者における経口そう痒症改善剤)」「ツルバダ配合錠(抗HIV薬)」等の増収等により、前年度比33億円増収の474億円(前年度比7.5%増)となりました。調整後EBITDAにつきましては、開発の進展に伴う研究開発費の増加等により100億円のマイナス(前年度の調整後EBITDAは98億円のマイナス)となりました。

* 臨床開発品目につきましては、「[事業属性 2事業内容(2)医薬事業]」の「臨床開発品目一覧(2012年4月26日現在)」をご覧ください。

- 食品事業

2012年3月31日終了年度における売上収益につきましては、飲料事業において、主として基幹ブランド「ルーツ」の販売が堅調に推移したこと、加工食品事業においては、ステープル(冷凍麺、米飯、焼成冷凍パン)の伸張による増加があったものの、前年度に一部事業の廃止をした影響等により、前年度比80億円減収の3,594億円(前年度比2.2%減)となりました。

また、飲料事業における「ルーツ」の増収効果、加工食品事業における利益率の高いステープルの伸張及び固定費削減効果等の収益構造の着実な改善等により、調整後EBITDAにつきましては、前年度比23億円増益の200億円(前年度比12.8%増)となりました。

4 設備投資の実績並びに計画

設備投資には、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

<設備投資等の概要>

2012年3月31日終了年度において、当社グループでは、全体で1,190億円の設備投資を実施しました。

セグメントの名称	2012年3月31日終了年度の投資金額(億円)	設備等の主な内容、目的	資金調達方法
国内たばこ事業	562	製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応等に伴う投資	自己資金
海外たばこ事業	391	生産能力増強、維持更新に加え製品スペック改善等に伴う投資	同上
医薬事業	39	研究開発体制等の整備・強化	同上
食品事業	154	生産・営業設備の整備・強化	同上

<設備の新設、除却等の計画>

当社グループの中長期の経営資源配分は、経営理念に基づき、中長期の持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。

報告セグメントの中でも、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、現在の医薬事業及び食品事業は、将来の利益貢献に繋がる基盤強化に注力することとし、そのための投資を実行していきます。

このような方針のもと、2013年3月31日終了年度の設備投資計画(新設・拡充)は1,690億円としております。

なお、設備投資計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当社グループの実際の設備投資は、「Ⅲ主要なリスク要因」で説明されたものを含む、またそれらに限らず多くの要因により、上記の見通しとは著しく異なる場合があります。

セグメントの名称	2013年3月31日終了年度の計画金額(億円)	設備等の主な内容、目的	資金調達方法
国内たばこ事業	850	ブランド・エクイティの強化へ向けた生産・営業設備の整備・強化	自己資金
海外たばこ事業	500	製品スペック改善並びに生産能力増強・維持更新	同上
医薬事業	50	研究開発体制の整備・強化	同上
食品事業	200	生産・営業設備の整備・強化	同上

注:1 金額には消費税等を含んでおりません。

2 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

5 従業員の状況

当社グループは全世界で、臨時従業員を含め約60,000人を雇用しております。当社グループの事業は、従業員との関係に関する様々な法律や規制の制約下であり、一般に、これらの法律や規制は各事業の所在地に特有のものとなっています。当社グループにおける従業員やその代表組織との関係は良好であると考えております。

(2012年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
国内たばこ事業	11,092 [3,889]
海外たばこ事業	24,237 [3,020]
医薬事業	1,693 [148]
食品事業	10,646 [3,571]
全社共通業務等	861 [74]
合計	48,529 [10,702]

- 注: 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は[]内に年間平均人員を外書で記載しています。
2. 決算日が12月31日の海外子会社については、2011年12月31日現在の従業員数により算定しています。
3. 全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。

6 配当実績

当社は、2014年3月31日終了年度までに連結配当性向40%を実現し、その後、中期的に50%を目指すこととしております。

2012年3月31日終了年度の期末配当につきましては、1株当たり6,000円といたしました。従いまして、年間では1株当たり中間配当4,000円を含め、1株当たり10,000円となり、IFRS基準のもとでの連結配当性向は29.7%となります。

なお、会計処理上は、2012年3月31日終了年度に関する期末配当は翌年度に認識されるため、2012年3月31日終了年度の財務諸表には、前年度に関わる期末配当(基準日2011年3月31日)と2012年3月31日終了年度の間配当(基準日2011年9月30日)の総額8,000円/株が計上されています。配当の詳細は、連結財務諸表注記「26.配当金」をご参照ください。

7 資本管理

当社グループは、中長期の持続的成長を通じて、企業価値を最大化することを目指しております。

持続的成長の実現には、今後、事業投資、外部資源の獲得等の事業成長に向けた投資機会が生じた際に、機会を逃さず適切かつ迅速に投資を実行するための財務余力が必要であると認識しております。そのため、当社は将来の投資機会に対する財務の健全性・柔軟性の確保、及び資本収益性のバランスある資本構成の維持を目指しております。

当社グループは有利子負債から現金及び現金同等物を控除した純有利子負債並びに資本(親会社の所有者に帰属する部分)を管理対象としており、各期末の残高は以下のとおりです。なお、当社の株式については、日本たばこ産業株式会社法に基づき、日本政府がその一定割合を保有するなどの取扱いがなされています。資本管理の詳細については、連結財務諸表注記「35.金融商品(1)資本管理」をご参照ください。

	2011年3月31日現在 (百万円)	2012年3月31日現在 (百万円)
有利子負債	709,087	502,368
現金及び現金同等物	(244,240)	(404,740)
純有利子負債	464,847	97,628
資本(親会社の所有者に帰属する持分)	1,525,145	1,634,050

8 財務活動

当社グループ財務部は、最適な財務リスクマネジメントに基づき財務戦略を策定し、安定的かつ効率的なグループ全体の財務サポートを実施しています。当社グループの財務オペレーションは、グループ全体の方針のもとに運営され、四半期毎に当社の経営会議もしくは取締役会に報告されています。

<グループ内キャッシュマネジメント>

グループ全体の資金効率を最大化するため、法制度上許容され、かつ経済合理性が認められることを前提として、主としてキャッシュマネジメントシステム(CMS)によるグループ内での資金貸借の実施を最優先としています。

<外部資金調達>

短期の運転資金については銀行借入、中長期資金については借入等の有利子負債、株主資本又はその組み合わせにより調達することを基本としております。

● 自己株式の取得

自己株式を取得する場合にも現金支出が必要となります。2004年6月24日の定時株主総会において、自己株式取得の機動的な実施を目的として、取締役会決議により自己株式の取得が可能となるよう定款の一部を変更しました。JTは、2012年3月31日現在、478,525株の自己株式を金庫株として保有しています。JTは、取得した自己株式を金庫株として保有する可能性、又はその他の目的に使用する可能性があります。自己株式の取得を実施することにより、JTの経営陣が急速に変化する事業環境の中で必要に応じて、資本管理をより柔軟、かつスピーディーに実施する選択肢が増えることとなります。取得実施の時期、規模、方法については、経営上の必要性に加え、市場動向を踏まえ、適時・適切に決定していきます。

安定的で効率的な資金調達のために、取引する金融機関と資金調達手段の多様性を維持し、コミットメント融資枠やコマーシャルペーパープログラムといった安定した資金調達手段を準備しております。

資金調達の状況は、四半期ごとに当社の取締役会に報告されています。

<外部資金運用>

外部資金運用においては、安全性と流動性を確保した上で、適切な収益を求め、また投機的取引を行ってはならないことを定めております。

資金運用の状況は、四半期ごとに当社の経営会議に報告されています。

<財務リスク管理>

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格のリスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。主要な財務上のリスク管理の状況については、四半期ごとに当社の経営会議への報告を行っております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

なお、財務リスク管理の詳細については、連結財務諸表注記「35. 金融商品(2)リスク管理に関する事項」から「35. 金融商品(7)市場価格の変動リスク」をご参照ください。

9 キャッシュ・フロー実績

● 2012年3月31日終了年度と2011年3月31日終了年度の比較

2012年3月31日現在における現金及び現金同等物につきましては、2011年3月31日現在に比べ1,605億円増加し、4,047億円となりました(2011年3月31日現在残高2,442億円)。

● 営業活動によるキャッシュ・フロー

2012年3月31日終了年度の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、たばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出があったこと及び国内たばこ事業における未払たばこ税の増加等から5,516億円の収入(2011年3月31日終了年度は4,068億円の収入)となりました。なお、国内たばこ事業におけるたばこ税の支払額につきましては、金融機関の休日の影響から、2011年3月31日終了年度は12ヵ月分、2012年3月31日終了年度は11ヵ月分となっております。

● 投資活動によるキャッシュ・フロー

2012年3月31日終了年度の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、投資不動産の売却による収入があったものの、有形固定資産の取得及びスーダン市場での事業基盤獲得に伴う支出等により、1,038億円の支出(2011年3月31日終了年度は1,260億円の支出)となりました。

● 財務活動によるキャッシュ・フロー

2012年3月31日終了年度の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、長期借入金の返済、社債の償還及び配当金の支払いによる支出等があったことから、2,791億円の支出(2011年3月31日終了年度は1,854億円の支出)となりました。

10 流動性

当社グループは、従来から営業活動により多額のキャッシュ・フローを得ており、今後も引き続き資金源になると見込んでいます。営業活動によるキャッシュ・フローは、2011年3月31日終了年度が4,068億円、2012年3月31日終了年度が5,516億円でした。営業活動によるキャッシュ・フローは今後も安定的で、通常の事業活動における必要資金はまかなえると予想しています。外部資源の獲得などで必要となる多額の資金に関しては、必要に応じて、主として金融機関からの借入あるいは社債の発行によって資金調達を行うことがあります。また、2012年3月31日現在、国内・海外の主要な金融機関からの約5,135億円のコミットメント融資枠があり、そのうち85.0%が未使用です。さらに、国内コマーシャルペーパープログラム、国内社債発行登録枠、アンコミットメントベースの融資枠などがあります。

<長期負債>

当社グループの2011年3月31日現在、2012年3月31日現在の社債(一年内償還予定を含む)はそれぞれ4,522億円、3,205億円、金融機関からの長期借入金(一年内返済予定を含む)は1,739億円、1,275億円です。2011年3月31日及び2012年3月31日現在の円建長期借入金に適用されている年間利率は、それぞれ0.93%~5.30%、0.93%~5.30%となっており、その他の通貨建長期借入金の年間利率については、それぞれ0.43%~9.00%、0.43%~9.00%となっていました。2012年3月31日現在の有利子負債(一年内返済予定を含む)の満期別返済予定額は、次のページの表の通りです。

2012年3月31日現在、長期債務格付は、ムーディーズジャパン株式会社ではAa3、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社ではA+、格付投資情報センター(R&I)ではAAとなっており、全て「安定的」見通しとなっています。同日現在、国際的な

ばこ会社の信用格付としてはそれぞれ最高レベルです。

格付は、事業を行う主要市場の発展及び事業戦略の成功、ならびに当社グループではコントロールできない全般的な景気動向等、数多くの要因によって影響を受けます。格付は随時、撤回あるいは修正される可能性があります。格付はそれぞれ、他の格付と区別して単独に評価されるべきものです。日本たばこ産業株式会社法のもと、当社により発行される社債には、当社の一般財産に対する先取特権が付されています。この権利により、国税及び地方税ならびにその他の法定債務を例外とし、償還請求において社債権者は無担保債権者よりも優先されます。

<短期負債>

また、当社グループは、短期資金について金融機関からの短期借入金、コマーシャルペーパー、又はその組み合わせにより調達を行っています。2011年3月31日現在701億円、2012年3月31日現在435億円で、それぞれ559億円及び320億円の外貨建借入金が含まれています。2011年3月31日現在及び2012年3月31日現在、コマーシャルペーパーの発行残高はありません。2011年3月31日現在及び2012年3月31日現在の円建短期借入金に適用されていた年間利率は、それぞれ0.48%～2.25%、0.48%～2.20%となっており、その他の通貨建短期借入金の年間利率についてはそれぞれ0.76%～17.00%、1.60%～27.00%となっております。

	帳簿価額 (百万円)	契約上の キャッシュ・ フロー (百万円)	1年以内 (百万円)	1年超～ 2年以内 (百万円)	2年超～ 3年以内 (百万円)	3年超～ 4年以内 (百万円)	4年超～ 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	43,486	43,486	43,486	—	—	—	—	—
1年以内返済予定の長期借入金	78,219	78,219	78,219	—	—	—	—	—
長期借入金	49,277	49,277	—	20,593	1,103	27,158	23	401
1年以内償還予定の社債	90,061	90,109	90,109	—	—	—	—	—
社債	230,473	230,583	—	100	150,483	40,000	—	40,000
合計	491,516	491,674	211,814	20,693	151,586	67,158	23	40,401

11 デリバティブ

当社グループは、主として金利、外国為替レート、株式及び債券の価格変動による市場リスクを負っています。金利リスクは、主に財務活動に、為替リスクは、事業を行う現地通貨以外の通貨による売買及び資金調達に、それぞれ関連しています。

金利リスク及び為替リスクを軽減するため、金利スワップ、金利キャップ・オプション、先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプション等のデリバティブ取引によりヘッジを実施していますが、株式及び債券の価格変動に対するヘッジは行っていません。デリバティブ取引から生じるリスクを軽減するために規定された金融リスク管理方針及び手続きが整備されており、リスクを管理する目的にのみデリバティブ取引を行うものとし、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行っていません。また、金融リスク管理手続きの一環として、ヘッジ対象となる特定のリスク及び取引や、リスク軽減のために利用する適切なヘッジ手段を明確化するとともに、ヘッジ対象となるリスクとヘッジ手段との相関関係を評価しています。ヘッジ活動の有効性評価は、ヘッジ取引に関する金融リスク管理方針及び手続き実務マニュアルに基づいて行っています。

当社グループは、金額的に重要でかつ取引が個別に認識できる一部の国内取引、主として外貨建て負債に対して、ヘッジ会計を適用しています。当該契約の価値の変動から生じる損益は繰り延べられ、ヘッジ対象取引から生じる損益が認識される期間において認識されます。

一方、主に海外たばこ事業に関連するヘッジ取引についてはヘッジ会計を適用しておらず、したがって、デリバティブ取引における外国為替商品の価値の変動を当期の損益として認識しています。この結果、デリバティブ契約に関する為替レートの変動から生じる損益が、その基本となる予定取引から認識される損益とは異なった期に認識される可能性があります。

また、当社グループは、デリバティブ取引の取引先による債務不履行が生じた場合、信用関連リスクを負うこととなりますが、重大な債務不履行リスクがないと考えられる信用格付の高い国際的金融機関との取引を基本とし、取引先の信用状況を常にモニタリングすることにより、リスクの軽減に努めています。

V コーポレート・ガバナンスの状況

1 概観

当社は、企業価値増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務遂行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

<これまでのコーポレート・ガバナンス強化の取組み>

これまで当社は、迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことを目的として、積極的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。2000年に24名だった取締役を現在の9名まで減らすことにより取締役会の人数の適正化を行うとともに、取締役会が決定する経営戦略の執行に責任を持つ執行役員制度の導入を行いました。また、法律や企業経営の専門家を外部委員として加えたアドバイザー・コミッティ、報酬諮問委員会及びコンプライアンス委員会を設置しています。なお、取締役会の監督機能の強化及び経営の透明性の一層の向上を図るため、2012年6月22日の当社株主総会において、社外取締役2名を選任いたしました。

<当社のコーポレート・ガバナンスの仕組み>

当社は、組織形態として日本の会社法に基づく監査役会設置会社を選択しています。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、

定期的かつ徹底した監査を通じて高水準の説明責任と透明性を維持するとともに、会社の健全かつ持続的な成長を確かなものとするよう努めています。また、監査役がこれらの監査を行うにあたっては、内部監査部門である監査部、並びに会計監査を実施している会計監査人と、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うために連携を図っております。

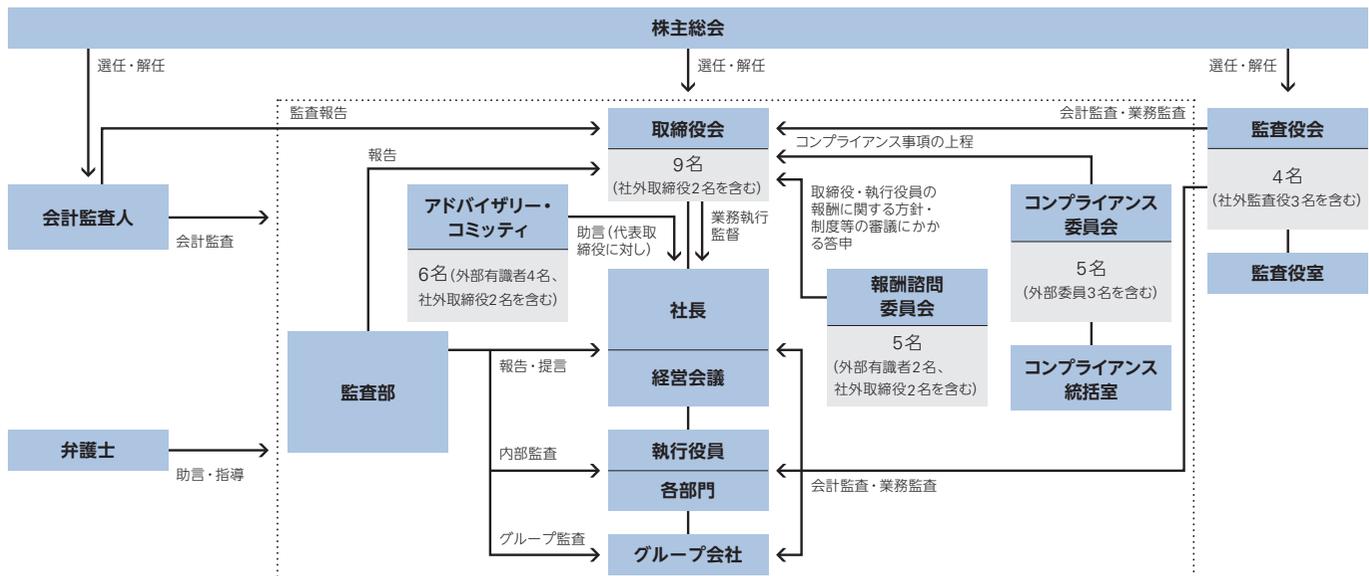
当社は、2002年に取締役会を全社経営戦略の決定と業務執行の監督機能を果たす機関として改めて明確化するとともに、取締役数の適正化を実施しました。また、同時に執行役員制度を導入し、各執行役員にはその担当部門に関する執行責任を付与し、業務執行に専念する体制としています。

取締役会は、全社経営戦略を決定し、各取締役から業務執行状況の報告を受けるとともに、事業活動全般について監督を行っています。また、取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会があり、全社にかかるコンプライアンスの重要事項を審議します。取締役及び執行役員の報酬については、取締役会の諮問機関として外部委員を含む報酬諮問委員会があり、報酬の算定方針や制度等にかかる答申を得ています。

業務執行については、社長の諮問機関として経営会議があり、取締役会付議事項及び取締役会から授権を得た事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営

コーポレート・ガバナンス体制図

(2012年7月1日現在)



上の重要事項に関する審議を行っています。また、当社は、迅速かつ高品質な業務執行の観点から経営会議において責任権限規程を定め、各執行役員に対して業務執行権限を委譲しています。

以上のとおり、当社は、取締役会による業務執行の監督に加え、会計監査人と内部監査部門と連携して業務監査及び会計監査を行う監査役のチェック機能をもつ現在の監査役会制度を基本に、外部委員及び社外取締役を含むアドバイザリー・コミッティ、報酬諮問委員会及びコンプライアンス委員会による助言機能の強化を図った現

在のガバナンス体制が十分に業務執行の監督機能を果たしていると考えております。

なお、当社は、日本たばこ産業株式会社法に基づき設立された株式会社であり、日本政府に当社の株式保有義務があるのに加え、日本の会社法に基づく法令上の規制以外に、新株発行、事業の範囲、役員選解任などいくつかの重要事項に関して財務大臣による認可が必要となります。詳細は、「V.コーポレート・ガバナンスの状況」の「7.日本たばこ産業株式会社法」をご参照ください。

2 意思決定及び業務執行体制

(1) 意思決定体制

<株主総会>

株主総会は、法定事項及び定款で定めた事項に関して決議することができます。法定事項には、役員及び会計監査人の選解任、剰余金の配当、欠損補填のための行為、定款変更などが含まれます。なお当社定款においては、法定事項以外の株主総会決議事項を定めておりません。

定時株主総会は、毎年6月に開催され、臨時株主総会は、必要に応じて取締役会決議に従い開催します。株主総会の議長は社長があたります。

当社は、法令で認められる範囲内において、定款により株主総会の決議要件の緩和を図っております。議案に対する決議は、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決議されます。ただし、取締役及び監査役の選任決議については、上記に加え、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する必要があります。また、会社法第309条第2項に定める定款変更などの特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議されます。

なお、総会決議事項のうち、一定事項については、財務大臣の認可が必要となります。詳細は、「V コーポレート・ガバナンスの状況」の「7.日本たばこ産業株式会社法」をご参照ください。

<取締役会>

取締役会は、全社経営戦略及び重要事項の決定と全ての事業活動の監督に責任を持つ機関です。取締役会は、原則月1回開催されますが、必要に応じ機動的に臨時取締役会も開催されます。2012年3月31日終了年度は12回の定時取締役会、4回の臨時取締役会を開催しました。取締役会は、会社法で取締役会の決議を要すると定められた重要な財産の処分及び譲受、多額の借財、重要な使用人の選任及び解任、支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止などの

事項の決定を行うとともに、その他の重要事項を決定します。

また、業務執行を監督し、取締役から3ヶ月に1回以上の頻度で業務執行状況の報告を受けています。

なお、当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、自己株式の取得を取締役会で決議できる旨、定款に定めております。また、株主への機動的な利益還元を行うため、中間配当の支払いを取締役会で決議できる旨、定款に定めております。

当社の取締役は定款において15名以内、任期2年以内と規定しており、再選回数制限はありません。現在の取締役の人数は9名、その任期は2014年6月末日となっています。社長及び3名の副社長は代表権を有しています。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することとしており、取締役会の議長も務めております。なお、取締役会議案に特別な利害関係を有する取締役がいる場合は、その取締役は議決に関与することができません。

取締役は、取締役会における審議や意思決定の品質を向上させるため、人格、識見、経験等を勘案して適任者を選定し、取締役会が候補者を決定した後、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって選任される旨、定款に定めています。

当社は、2名の社外取締役を選任しております。社外取締役岡素之氏はグローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い識見を、社外取締役幸田真音氏は国際金融に関する豊富な識見と大学教授や政府等審議会委員を歴任された幅広い経験ならびに作家活動を通じて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を、当社経営に反映いただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督機能を期待し、社外取締役に選任しています。

監査役は、取締役会に出席し、取締役会の審議内容を確認するとともに、必要な場合は意見を述べる義務があります。また、監査役は、取締役による法令又は定款違反行為のおそれがある場合にも取締役会へ報告する義務を負っており、そのために取締役会を招集することもできます。

<取締役>

(2012年6月22日現在)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	木村 宏	1953年 4月23日生	1976年 4月 日本専売公社入社 1999年 1月 当社経営企画部長 1999年 5月 当社たばこ事業本部事業企画室調査役 JT International S.A. Executive Vice President 1999年 6月 当社取締役 2001年 6月 当社取締役退任 2005年 6月 当社取締役 2006年 6月 当社代表取締役社長 2012年 6月 当社取締役会長(現任)	2012年6月 から2年	133
*代表取締役 社長	小泉 光臣	1957年 4月15日生	1981年 4月 日本専売公社入社 2001年 6月 当社経営企画部長 2003年 6月 当社執行役員 人事労働グループリーダー 2004年 6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2006年 6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2007年 6月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部営業統括部長 2007年 7月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者 2009年 6月 当社代表取締役副社長 2012年 6月 当社代表取締役社長(現任)	2012年6月 から2年	95
*代表取締役 副社長	新貝 康司	1956年 1月11日生	1980年 4月 日本専売公社入社 2001年 7月 当社財務企画部長 2004年 6月 当社執行役員 財務グループリーダー 兼 財務企画部長 2004年 7月 当社執行役員 財務責任者 2005年 6月 当社取締役 執行役員 財務責任者 2006年 6月 当社取締役 JT International S.A. Executive Vice President 2011年 6月 当社取締役 執行役員 海外たばこ事業担当 2011年 6月 当社代表取締役副社長(現任)	2012年6月 から2年	86
*代表取締役 副社長	大久保 憲朗	1959年 5月22日生	1983年 4月 日本専売公社入社 2000年 4月 当社医薬事業部国際企画部長 2002年 6月 当社医薬事業部事業企画部長 2004年 6月 当社取締役 執行役員 医薬事業部長 2006年 6月 当社取締役 常務執行役員 医薬事業部長 2009年 6月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 2010年 5月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 兼 医薬事業部 事業企画部長 2011年 1月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 2012年 6月 当社代表取締役副社長(現任)	2012年6月 から2年	42
*代表取締役 副社長	佐伯 明	1960年 8月25日生	1985年 4月 当社入社 2005年 6月 当社経営戦略部長 2007年 6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2008年 5月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 中国事業部長 2008年 6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外企画責任者 兼 中国事業部長 2008年 7月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外企画責任者 2009年 7月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外責任者 2010年 6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2012年 6月 当社代表取締役副社長(現任)	2012年6月 から2年	46

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
*取締役 副社長	宮崎 秀樹	1958年 1月22日生	1980年 4月 野村證券株式会社入社 2005年 7月 当社入社 2006年 1月 当社財務副責任者 2008年 6月 当社執行役員 財務責任者 兼 税務室長 2009年10月 当社執行役員 財務責任者 2010年 5月 当社執行役員 財務責任者 兼 財務部長 2010年 6月 当社常務執行役員 財務責任者 兼 財務部長 2010年 7月 当社常務執行役員 財務責任者 兼 財務部長 兼 調達部長 2010年 8月 当社常務執行役員 財務責任者 2012年 6月 当社取締役副社長(現任)	2012年6月 から2年	32
取締役	岩井 睦雄	1960年 10月29日生	1983年 4月 日本専売公社入社 2003年 6月 当社経営企画部長 2004年 7月 当社経営戦略部長 2005年 6月 当社執行役員 食品事業本部食品事業部長 2006年 6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 2008年 6月 当社常務執行役員 企画責任者 2010年 6月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者 2010年 7月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者 兼 食品事業担当 2011年 6月 当社取締役(現任) JT International S.A. Executive Vice President(現任)	2012年6月 から2年	80
取締役 (社外取締役)	岡 素之	1943年 9月15日生	1966年 4月 住友商事株式会社入社 1994年 6月 当社取締役 1998年 4月 当社代表取締役常務 2001年 4月 当社代表取締役専務 2001年 6月 当社代表取締役社長 2007年 6月 当社代表取締役会長 2012年 6月 当社相談役 当社取締役(現任)	2012年6月 から2年	0
取締役 (社外取締役)	幸田 真音	1951年 4月25日生	1995年 9月 作家として独立 2003年 1月 財務省財政制度等審議会委員 2004年 4月 滋賀大学経済学部客員教授 2005年 3月 国土交通省交通政策審議会委員 2006年11月 政府税制調査会委員 2010年 6月 日本放送協会経営委員(現任) 2012年 6月 当社取締役(現任)	2012年6月 から2年	0

「役名」欄中、*を付している者は、執行役員を兼務しております。

(2) 業務執行体制

<経営会議>

経営会議は、社長の諮問機関として、社長、会長、副社長、及び社長の指名する執行役員その他の者の出席により、取締役会付議事項及び取締役会から授権を得た事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っています。なお、経営会議は重要な会議体であることから、常勤監査役1名が出席し、審議内容を確認しております。また、経営会議は、迅速な意思決定が可能となるよう、原則として毎週1回開催されています。

<執行役員>

当社は、変化の激しい外部環境にスピーディーに対応し、全社経営を効果的かつ効率的に進め、企業価値向上に資するため、執行役員制度を設け、各部門の運営や渉外事務、契約の締結などに関して、業務運営を担い、業務執行上の責任を負う、執行役員を任命しています。

執行役員は、取締役会において選任され、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、責任権限規程に従い各々の領域において付与された権限のもと、業務を執行しています。現在、執行役員は22名であり、そのうちの5名が取締役を兼務しています。

<執行役員>

(2012年7月1日現在)

役名	氏名	職名
社長	小泉 光臣	
副社長	新貝 康司	コンプライアンス・企画・人事・総務・法務・監査担当
副社長	大久保 憲朗	医薬事業・食品事業担当
副社長	佐伯 明	たばこ事業本部長
副社長	宮崎 秀樹	CSR・財務・コミュニケーション担当
専務執行役員	飯島 謙二	たばこ事業本部 マーケティング&セールス責任者
専務執行役員	千々岩 良二	コンプライアンス・総務担当
常務執行役員	村上 伸一	たばこ事業本部 原料統括部長
執行役員	山下 和人	たばこ事業本部 渉外責任者
執行役員	佐藤 雅彦	たばこ事業本部 製造統括部長
執行役員	川股 篤博	たばこ事業本部 中国事業部長
執行役員	春田 純一	医薬事業部 医薬総合研究所長
執行役員	永田 亮子	飲料事業部長
執行役員	寺畠 正道	企画責任者
執行役員	田中 泰行	コミュニケーション責任者
執行役員	米田 靖之	たばこ事業本部 R&D 責任者
執行役員	福地 淳一	たばこ事業本部 事業企画室長
執行役員	藤本 宗明	医薬事業部長
執行役員	佐々木 治道	人事責任者
執行役員	見浪 直博	財務責任者
執行役員	山田 晴彦	総務責任者
執行役員	廣渡 清栄	法務責任者 兼 法務部長

<社内規程類・責任権限規程>

全社として業務の効率性・柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しています。

全社及び部門横断的な事項及び各事業部門に対する事項について、責任権限を持つ部署を一覧表とすることで明確化しております。尚、グループ会社への適用についても明確化し、グループ会社における責任権限規程に常に反映させています。

同時に、中長期及び年度の経営計画や業績評価指標、部門毎に定める金額を超える事業投資・買収・出資・事業提携・重要な契約の締結等、事業撤退・損失処理、多額の寄付、ならびにその他部門毎に定める重要事項、といった重要事項の決定については、社長が責任権限を留保し、これらについては経営会議における審議を経て決定を行うことが原則になっています。

<アドバイザー・コミティ>

当社グループの経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について、広い見地からの助言を得る機関として、4名の外部有識者及び2名の社外取締役で構成するアドバイザー・コミティを設置しております。

アドバイザー・コミティは原則年間4回開催しており、実際の事業の現場視察を行うこともあります。アドバイザー・コミティにおいては、経営戦略、経営計画、財務実績その他幅広いトピックについての報告とディスカッションが行われ、代表取締役に対して助言しています。

アドバイザー・コミティの外部委員

(2012年7月1日現在)

委員	京セラ株式会社 名誉会長	稲盛 和夫氏
委員	元駐インド・中国大使／ 財団法人日中友好会館 副会長	谷野 作太郎氏
委員	第一生命保険株式会社 特別顧問	森田 富治郎氏
委員	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 顧問	水越 さくえ氏
準委員	当社社外取締役 (住友商事株式会社相談役)	岡 素之氏
準委員	当社社外取締役(作家)	幸田 真音氏

3 監査体制

<監査役会>

当社は監査役会設置会社であり、定款において、監査役は4名以内、任期4年以内と規定しており、現在の監査役の人数は4名です。監査役会は、2012年3月31日終了年度においては、16回開催されました。

各監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、業務監査及び会計監査を行なっています。業務監査は、取締役の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうかを監査することであり、会計監査は、主として、会計監査人による監査の方法及びその結果を監査します。これらの業務監査及び会計監査の結果は、監査役会の監査報告書として株主総会へ報告されます。監査役には、これらの職務を遂行するために、法律上の様々な権限、例えば取締役、執行役員及び従業員に対する報告徴求権、取締役の違法行為差止請求権や、取締役と会社間の訴訟における会社の代表権、監査役会による会計監査人の解任権などが与えられています。

現在、監査役4名のうち、社外監査役は3名です。社外監査役立石久雄氏は長年の行政実務及び国家公務員共済連合会の常務理事、専務理事として当該団体の業務執行により培われた豊富な経験と幅広い識見に基づく視点を、社外監査役上田廣一氏は法曹界における豊富な経験と幅広い識見に基づく視点を、社外監査役今井義典氏は日本放送協会副会長としての経営経験や豊富な国際経験によるグローバルな視点を、それぞれ期待するとともに、独立・公正な立場からの監査実施等による客観性及び中立性を確保した経営の監視機能を期待し、社外監査役に選任しております。また当社常勤監査役の中村太氏は、これまで当社資金部並びに経理部において実務に従事するとともに、監査部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。監査役は、取締役と同様に株主総会において選任されますが、当社の取締役会が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出する場合には、監査役会の決議による承認が必要となります。

当社は監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、かつ社内外を問わず広く適任者を得られるよう、監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、また、会社法で定める範囲内で社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を定款で定めており、現在において、すべての社外監査役との間にかかる責任を限定する契約を締結しております。

当社は、監査役が継続的かつ徹底した監査を通じて、会社の健全かつ持続的な成長と高い水準の説明責任と透明性の維持に向けて取締役及び執行役員の職務の執行を十分に監査することができるよう、監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を設置し、監査の実効を担保するため、必要に応じ監査役会

と協議の上、人員配置体制の見直しと改善を行うこととしています。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしています。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び、不正又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行わなければなりません。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席でき、取締役等は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告が求められたときには迅速かつ適切に対応しております。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を措置しており、また内部監査を行う監査部及びコンプライアンスを統括する部署は、監査役との間で情報交換を行うとともに、連携をとっております。

<監査役>

(2012年6月22日現在)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (社外監査役)	立石 久雄	1946年 12月23日生	1971年 4月 大蔵省入省 1997年 7月 国税庁関東信越国税局長 1999年 7月 総務庁人事局次長 2001年 1月 総務省人事・恩給局次長 2001年 7月 財団法人地域総合整備財団常務理事 2003年 7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事 2005年 9月 同連合会専務理事 2007年 6月 当社常勤監査役(現任)	2011年6月 から4年	31
常勤監査役	中村 太	1957年 11月23日生	1981年 4月 日本専売公社入社 2004年 7月 当社調達部長 2005年 7月 当社監査部調査役 2005年 9月 当社監査部調査役 出向 JT International Holding B.V. Vice President 2009年 7月 当社経理部調査役 2010年 7月 当社監査部長 2012年 6月 当社常勤監査役(現任)	2012年6月 から3年	5
監査役 (社外監査役)	上田 廣一	1943年 12月17日生	1967年 4月 司法修習生 1969年 4月 検事任官 2006年 6月 東京高等検察庁検事長 2006年12月 定年退官 2007年 1月 弁護士登録 2007年 4月 明治大学法科大学院特任教授(現任) 2009年 1月 株式会社整理回収機構代表取締役 2009年 3月 同社代表取締役社長 2009年 6月 当社監査役(現任)	2011年6月 から4年	10
監査役 (社外監査役)	今井 義典	1944年 12月3日生	1968年 4月 日本放送協会入社 1995年 6月 同協会ヨーロッパ総局長 2000年 5月 同協会国際放送局長 2003年 6月 同協会解説委員長 2008年 1月 同協会副会長 2011年 1月 同協会副会長退任 2011年 4月 立命館大学 客員教授(現任) 2011年 6月 当社監査役(現任)	2011年6月 から4年	2

4 社外取締役及び社外監査役の独立性について

当社は、2012年4月26日の取締役会において「社外役員の独立性基準」を制定いたしました。なお、当該独立性基準においては、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者とすることを定めております。

- 1 当社および当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社に所属する者または所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主または当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先および当社を主要な取引先とする者(法

人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 6 当社の会計監査人または会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者

10 以下の各号に掲げる者の近親者

- (1) 上記2から8に掲げる者(法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者)
- (2) 当社および当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または従業員
- (3) 最近において(1)または(2)に該当していた者

上記の独立性の判断基準に照らし、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから、社外取締役岡素之氏及び幸田真音氏、社外監査役上田廣一氏及び今井義典氏について、金融商品取引所が定める独立役員に指定しております。

社外取締役岡素之氏は住友商事株式会社の相談役です。なお、当社は、岡素之氏が2012年6月22日まで代表取締役会長を務めた住友商事株式会社との間に製造機械等の取引関係が

ありますが、その取引金額は、2012年3月31日終了年度において当社連結売上収益の約0.1%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性がないと判断しております。なお、幸田真音氏、上田廣一氏及び今井義典氏と当社に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

<責任一部免除及び責任限定契約に関する事項>

当社は取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、かつ社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、会社法で定める範囲内で社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を定款で定めております。なお、提出日現在において、社外取締役及び社外監査役との間にかかる責任を限定する契約を締結しております。

5 内部統制システム

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。今後も、現行の体制を継続的に随時見直ししながら取組みを進め、適正な業務執行のため、企業体制の維持・向上に努めてまいります。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、コンプライアンスの徹底を図っています。

取締役会は、コンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保するため、取締役会の審議機関としてコンプライアンス委員会を設置し、執行役員を兼務する取締役の中からコンプライアンス担当取締役を定め、また執行役員の中からコンプライアンス担当執行役員を定めた上で、コンプライアンス統括室を所管させています。取締役会は、コンプライアンス取組方針・実践計画等を審議・承認し、その実施状況等について原則年1回報告を受けています。コンプライアンス統括室は、コンプライアンス体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び従業員を対象にした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めています。

内部通報体制については、社内及び社外に相談・通報窓口を設置し、そこに寄せられた相談・通報についてはコンプライアンス統

括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施します。また、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に審議を求め、必要に応じて取締役会に報告することとしています。

コンプライアンス委員会は、取締役会長が委員長を務めており、その過半数を外部委員としています。コンプライアンス委員会は、2012年3月31日終了年度においては5回開催され、当社グループのコンプライアンスに関する取組方針・実践計画等の審議を行っています。

コンプライアンス委員会の外部委員 (2012年6月22日現在)

鶴田六郎法律事務所	弁護士	鶴田 六郎氏
桃尾・松尾・難波法律事務所	弁護士	松尾 真氏
小島秀雄公認会計士事務所	公認会計士	小島 秀雄氏

(2) 財務報告の信頼性確保体制

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、財務報告の信頼性の維持向上を図っています。なお、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況については、会社が作成した内部統制報告書に関して会計監査人の内部統制監査を受けております。

(3) リスク管理体制

金融・財務リスクについては、社内規程等を定めるとともに、四半

期ごとにリスクの状況及び対策を担当執行役員が取締役会に対し報告しています。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しています。

また、危機管理及び災害対策については、対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には経営企画部を事務局として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、社長の指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えています。なお、危機管理、災害対策事案については、担当取締役が四半期ごとに取りまとめ取締役会に報告しています。

(4) 内部監査体制

当社では、社長直属の組織として監査部(2012年3月31日現在21名)を設置し、業務執行組織から独立した、客観的な視点から内部監査を行っております。監査部は、当社グループ内の内部監査組織との連携により、当社グループ全体に関わる重要課題の抽出並びにその改善策の評価、内部管理基準に沿った活動の有効性と効率性、財務に関する報告と財務諸表についての信頼性と正確性、法律

及び規制ならびに一般社会における倫理規範の遵守を確実なものとするべくグループ内管理体制を検討・評価しております。監査部は、その責務を全うするため、当社グループの全ての活動、記録、当社グループの従業員に対して制限なく接触できる権限を有しています。監査部長は、検討、評価結果について、社長に対する報告義務を負うとともに、取締役会への報告を毎年行っています。また、当社及びグループ会社の経営者に対して定期的かつ自由に接触することができます。

(5) グループマネジメント体制

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しています。グループマネジメントを行うにあたって、グループマネジメントポリシーに基づき、当社グループ全体に共通する機能・規程等を策定し、当社グループ全体の最適化を図っています。

また、コンプライアンス体制(相談・通報体制を含む)、財務報告の信頼性確保体制、リスク管理体制、内部監査体制についてはグループ会社と連携を図り、整備しています。

6 株主に関する施策

株主の皆様に対しては、年1回の定時株主総会の場で、事業の概況、実績、監査の結果等についてご報告するとともに、剰余金の処分、役員選解任、その他総会決議を要する重要事項について、ご承認をいただいております。

株主総会はできるだけ多くの皆様が出席できるよう、日本企業の株主総会の集中日を選避するようにしております。また、会社が指定する議決権行使ウェブサイトより議決権を行使する方法を採用し、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。海外の株主の皆様が十分にご審議の上、議決権を行使していただけるよう、総会招集通知の発送も法定発送期限の2週間前より早期に発送するようにしています。また招集通知の英文をウェブサイト上に掲載しています。

機関投資家・アナリストの皆様に対しては、四半期毎の決算発表時に、国内では決算説明会を開催し、海外向けには電話会議を行い、活発な質疑応答を行っています。

代表取締役による主たる株主との定期的な個別ミーティングをはじめ、経営陣あるいはIR担当者による国内外でのIRグループミーティングや個別ミーティング、工場見学会を開催するとともに、証券会社や取引所主催のカンファレンス等にも積極的に参加しております。

また、当社ホームページ(和文<http://www.jti.co.jp>、英文<http://www.jt.com>)には決算情報、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知等をタイムリーに掲載するとともに、主要なプレゼンテーションを音声付で掲載しています。

7 日本たばこ産業株式会社法

当社は、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的として、「日本たばこ産業株式会社法」に基づいて設立された株式会社です。日本政府は、この法律において、常時、当社の発行済株式総数（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。）の3分の1を超える株式を保有していなければならないこととされています。また、当社が発行する株式もしくは新株予約権を引き受けようとする者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければなりません。この法律では、財務大臣の認可を受けて、当社が製造たばこの製造、販売及び輸入の事業ならびにこれに附随する事業のほか、会社の目的を達成するために必要な事業を行うことが認められています。取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議、ならびに定

款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く）、合併、分割又は解散の決議には財務大臣の認可が必要とされています。また、毎事業年度終了後3か月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出する必要があります。

なお、2011年12月2日に復興財源確保法*が公布・施行されたことにより、日本政府が保有義務を負う当社株式の割合は、上述のとおり、3分の1超に引き下げられました。また、この法律の附則において、日本政府は、2023年3月31日終了年度までの間に、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与のあり方を勘案し、当社株式の保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこととされています。

* 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

8 取締役及び監査役の報酬

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、年1回以上開催することとしており、当社の取締役、執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。現在報酬諮問委員会は、取締役会長と外部有識者2名及び社外取締役2名の5名で構成されており、取締役会長を委員長としております。

報酬諮問委員会の外部委員（2012年7月1日現在）

株式会社資生堂 相談役	池田 守男氏
東京瓦斯株式会社 相談役	市野 紀生氏
当社社外取締役（住友商事株式会社相談役）	岡 素之氏
当社社外取締役（作家）	幸田 真音氏

報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしています。

- ・ 優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・ 業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・ 中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・ 客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストック・オプション」の3本立てとしております。

当該「株式報酬型ストック・オプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。日本の会社法上、ストック・オプションが特に有利な条件又は金額で発行されることとなる場合に限り、ストック・オプションについて株主総会において特別決議が必要となっておりますが、当社のストック・オプションは取締役の職務執行の対価であり、無償で割り当てるものではないため、これには該当しません。

取締役の報酬構成については、以下のとおりとしております。

執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストック・オプション」で構成しています。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストック・オプション」の合計額の割合は、社長・副社長は基本報酬に対して8割弱、社長・副社長以外の役位は7割程度としています。

執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成しています。

社外取締役については、独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

当社の取締役及び監査役に対する報酬総額の上限は、第22回定時株主総会(2007年6月)において承認を得ており、取締役は年額8億7千万円、監査役は年額1億9千万円となっています。また、これとは別に取締役に対して付与できる株式報酬型ストック・オプション上限につきましても第22回定時株主総会において承認を得ており、年間800個および年額2億円となっています。尚、毎期の割当個数につきましては、取締役でない執行役員への割当個数を含め、取締役会において決定しています。

監査役報酬構成については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しています。

取締役及び監査役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準でグローバル展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングした上で、報酬諮問委員会での審議を踏まえ、承認された報酬上限額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議で決定しています。

2012年3月31日終了年度における取締役及び監査役の報酬等は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)(注3)
		基本報酬	役員賞与(注1)	ストック・オプション報酬(注2)	
取締役	608	352	113	143	9
監査役(社外監査役を除く。)	35	35	—	—	1
社外役員	59	59	—	—	4
計	703	447	113	143	14

注:1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

2. スtock・オプション報酬は、2012年3月31日終了年度に支給したStock・オプション報酬の総額を記載しております。なお、Stock・オプションの変動状況については、連結財務諸表注記「34. 株式報酬」をご参照ください。

3. 上記には、2012年6月22日開催の第27回定時株主総会で退任した[取締役/監査役]4名を含んでいます。

2012年3月31日終了年度における連結報酬等の総額が1億円以上である取締役及び監査役の報酬等は以下のとおりです。

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			合計(百万円)
			基本報酬	役員賞与	Stock・オプション報酬	
木村 宏	代表取締役	提出会社	68	30	28	125
新貝 康司	取締役	提出会社	36	18	18	108
	Executive Vice President	JT International S.A.	20	17	—	

注:新貝康司氏のJT International S.A. Executive Vice Presidentとしての報酬について

1. 役員報酬の一部は、スイスフランで支払っております。1スイスフラン=90.19円で円換算しております。

2. 役員賞与欄の金額は、2011年4月1日から2011年5月末日までの在任期間に関わるものとして、案分した金額です。

3. 上記報酬の他にフリンジ・ベネフィット相当額並びにこれに対する税金及び社会保険料として8百万円をJT International S.A. 社が負担しております。これらは、海外駐在に関わるものです。

2012年3月31日終了年度における株式報酬型Stock・オプションの付与人数及び個数は以下の表のとおりとなっております。

決議年月日	2011年9月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 執行役員(取締役である者を除く) 15名
株式の数	取締役に対し514株、執行役員に對し524株、合計1,038株(新株予約権1個につき1株)

9 会計監査人と監査報酬

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しています。2012年3月31日終了年度連結財務諸表に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

(グループ会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等)

宮坂 泰行氏、飯塚 智氏、石川 航史氏

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士15名、会計士補等8名、その他8名

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定の期間(7年)を超えて関与することのないよう措置をしています。

<監査報酬等の内容>

当社グループは、有限責任監査法人トーマツに対し、監査証明業務に基づく報酬に加え、非監査業務に基づく報酬を支払っています。当社グループの2011年3月31日終了年度及び2012年3月31日終了年度における有限責任監査法人トーマツに対する報酬額は以下の通りです。

区分	2011年3月31日 終了年度		2012年3月31日 終了年度	
	監査証明 業務に基 づく報酬 (百万円)	非監査業 務に基 づく報酬 (百万円)	監査証明 業務に基 づく報酬 (百万円)	非監査業 務に基 づく報酬 (百万円)
当社	282	76*1	310	134*2
国内グループ会社	215	0	188	2
計	496	76	498	136

*1 当社が報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際会計基準に関するアドバイザリー業務があります。

*2 当社が報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際会計基準に関するアドバイザリー業務があります。

また、当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属するDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとしてJTIHグループの財務計算に関する書類等の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬があります。当該会社の2011年3月31日終了年度及び2012年3月31日終了年度におけるDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対する報酬額は以下の通りです。

区分	2011年3月31日終了 年度		2012年3月31日終了 年度	
	監査証明 業務に基 づく報酬 (百万円)	非監査業 務に基 づく報酬 (百万円)	監査証明 業務に基 づく報酬 (百万円)	非監査業 務に基 づく報酬 (百万円)
JTIHグループ	683	284*3	679	368*4

*3 JTIHグループがDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務コンサルティング業務等があります。

*4 JTIHグループがDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務コンサルティング業務等があります。

<監査報酬の決定方針>

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。具体的には、監査計画で示された重点監査項目や連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていることなどを確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

当社グループは、健全なガバナンス、明確な戦略、そして高い経営品質の組み合わせにより、引き続き堅調な財務実績を達成できると考えています。これらを常に念頭におきながら、取締役会は、全てのステークホルダーの利益のために当社グループの長期的な成長を確固たるものとするを最優先事項としてまいります。

連結財務諸表等

連結財政状態計算書

日本たばこ産業株式会社及び連結子会社／IFRS移行日(2010年4月1日)、2011年及び2012年3月31日現在

資産			百万円
	2010	2011	2012
流動資産			
現金及び現金同等物(注8)	¥ 154,369	¥ 244,240	¥ 404,740
営業債権及びその他の債権(注9)	308,091	311,202	327,767
棚卸資産(注10)	531,948	488,609	446,617
その他の金融資産(注11)	21,629	37,349	27,361
その他の流動資産(注12)	147,084	137,910	123,163
小計	1,163,120	1,219,310	1,329,649
売却目的で保有する非流動資産(注13)	1,366	39,553	1,401
流動資産合計	1,164,486	1,258,863	1,331,050
非流動資産			
有形固定資産(注14、21)	648,580	639,324	619,536
のれん(注15)	1,388,144	1,176,114	1,110,046
無形資産(注15)	394,690	330,194	306,448
投資不動産(注17)	81,087	36,477	67,387
退職給付に係る資産(注24)	5,234	6,769	14,371
持分法で会計処理されている投資(注18)	23,311	19,072	18,447
その他の金融資産(注11)	83,502	62,661	67,548
繰延税金資産(注19)	122,107	125,726	132,174
非流動資産合計	2,746,655	2,396,338	2,335,957
資産合計	¥3,911,142	¥3,655,201	¥3,667,007

百万円

負債及び資本	2010	2011	2012
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務(注20)	¥ 301,880	¥ 311,787	¥ 298,663
社債及び借入金(注21)	301,683	218,037	211,766
未払法人所得税等	54,058	65,651	42,501
その他の金融負債(注21)	13,221	8,446	8,039
引当金(注22)	3,948	4,184	5,686
その他の流動負債(注23)	433,459	463,088	590,717
小計	1,108,250	1,071,192	1,157,373
売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債(注13)	—	6,297	101
流動負債合計	1,108,250	1,077,490	1,157,474
非流動負債			
社債及び借入金(注21)	558,584	478,154	279,750
その他の金融負債(注21)	29,339	14,832	20,994
退職給付に係る負債(注24)	285,002	311,917	315,020
引当金(注22)	5,628	4,512	4,448
その他の非流動負債(注23)	97,982	94,135	92,235
繰延税金負債(注19)	98,655	72,850	82,460
非流動負債合計	1,075,190	976,400	794,906
負債合計	2,183,440	2,053,889	1,952,380
資本			
資本金(注25)	100,000	100,000	100,000
資本剰余金(注25)	736,407	736,410	736,410
自己株式(注25)	(74,575)	(94,574)	(94,574)
その他の資本の構成要素(注25)	12,609	(250,745)	(376,363)
利益剰余金	880,243	1,034,054	1,268,577
親会社の所有者に帰属する持分	1,654,683	1,525,145	1,634,050
非支配持分	73,019	76,166	80,576
資本合計	1,727,702	1,601,311	1,714,626
負債及び資本合計	¥3,911,142	¥3,655,201	¥3,667,007

連結損益計算書

日本たばこ産業株式会社及び連結子会社／2011年及び2012年3月31日終了年度

	百万円	
	2011	2012
売上収益(注6、27)	¥2,059,365	¥2,033,825
売上原価(注15、24、38)	(953,860)	(892,034)
売上総利益	1,105,506	1,141,791
その他の営業収益(注28、38)	20,630	48,512
持分法による投資利益(注18)	2,330	2,047
販売費及び一般管理費等(注7、13、14、15、17、24、29、34、38)	(727,144)	(733,169)
営業利益(注6)	401,321	459,180
金融収益(注30、35)	9,870	5,603
金融費用(注24、30、35)	(25,949)	(23,429)
税引前利益	385,242	441,355
法人所得税費用(注19)	(136,506)	(112,795)
当期利益	¥ 248,736	¥ 328,559
当期利益の帰属		
親会社の所有者	¥ 243,315	¥ 320,883
非支配持分	5,421	7,676
当期利益	¥ 248,736	¥ 328,559
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)(注32)	¥25,414.33	¥33,700.97
希薄化後1株当たり当期利益(円)(注32)	25,407.09	33,687.78

営業利益から調整後EBITDAへの調整表

	百万円	
	2011	2012
営業利益	¥ 401,321	¥ 459,180
減価償却費及び償却費	117,954	118,845
のれんの減損損失	87	—
リストラクチャリングに係る収益	(11,254)	(29,932)
リストラクチャリングに係る費用	13,920	29,039
調整後EBITDA(注6)	¥ 522,029	¥ 577,132

連結包括利益計算書

日本たばこ産業株式会社及び連結子会社／2011年及び2012年3月31日終了年度

	百万円	
	2011	2012
当期利益	¥ 248,736	¥ 328,559
その他の包括利益		
在外営業活動体の換算差額(注31)	(256,784)	(130,331)
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分(注31)	—	(166)
その他有価証券評価差額金(注31)	(6,458)	—
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動(注31、35)	—	4,750
数理計算上の差異(注24、31)	(34,461)	(10,669)
税引後その他の包括利益	(297,703)	(136,416)
当期包括利益	¥ (48,967)	¥ 192,143
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	¥ (54,486)	¥ 185,425
非支配持分	5,519	6,718
当期包括利益	¥ (48,967)	¥ 192,143

連結持分変動計算書

日本たばこ産業株式会社及び連結子会社／2011年及び2012年3月31日終了年度

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分	その他の資本の構成要素
2010年4月1日残高	¥100,000	¥736,407	¥(74,575)	¥565	¥—	¥—	¥12,044
当期利益	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	(257,262)	—	(6,290)
当期包括利益	—	—	—	—	(257,262)	—	(6,290)
自己株式の取得(注25)	—	—	(20,000)	—	—	—	—
自己株式の処分(注25)	—	3	1	(4)	—	—	—
株式報酬取引(注34)	—	—	—	203	—	—	—
配当金(注26)	—	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動	—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	—
その他の増減	—	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	3	(19,999)	199	—	—	—
2011年3月31日残高	100,000	736,410	(94,574)	763	(257,262)	—	5,754
新会計基準適用による累積的影響額	—	—	—	—	—	(142)	(5,754)
当期利益	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	(129,966)	(166)	—
当期包括利益	—	—	—	—	(129,966)	(166)	—
自己株式の取得(注25)	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分(注25)	—	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引(注34)	—	—	—	265	—	—	—
配当金(注26)	—	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動	—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	—
その他の増減	—	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	—	—	265	—	—	—
2012年3月31日残高	¥100,000	¥736,410	¥(94,574)	¥1,028	¥(387,228)	¥(309)	¥—

	親会社の所有者に帰属する持分						
	その他の資本の構成要素			利益剰余金		非支配持分	資本合計
	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	数理計算上の差異	合計	合計	合計	合計	合計
2010年4月1日残高	¥—	¥—	¥12,609	¥880,243	¥1,654,683	¥73,019	¥1,727,702
当期利益	—	—	—	243,315	243,315	5,421	248,736
その他の包括利益	—	(34,248)	(297,801)	—	(297,801)	98	(297,703)
当期包括利益	—	(34,248)	(297,801)	243,315	(54,486)	5,519	(48,967)
自己株式の取得(注25)	—	—	—	—	(20,000)	—	(20,000)
自己株式の処分(注25)	—	—	(4)	—	—	—	—
株式報酬取引(注34)	—	—	203	—	203	—	203
配当金(注26)	—	—	—	(55,565)	(55,565)	(1,666)	(57,230)
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動	—	—	—	225	225	(58)	167
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	34,248	34,248	(34,248)	—	—	—
その他の増減	—	—	—	85	85	(647)	(563)
所有者との取引額等合計	—	34,248	34,447	(89,503)	(75,052)	(2,371)	(77,423)
2011年3月31日残高	—	—	(250,745)	1,034,054	1,525,145	76,166	1,601,311
新会計基準適用による累積的影響額	5,551	—	(344)	97	(247)	47	(201)
当期利益	—	—	—	320,883	320,883	7,676	328,559
その他の包括利益	4,684	(10,009)	(135,458)	—	(135,458)	(958)	(136,416)
当期包括利益	4,684	(10,009)	(135,458)	320,883	185,425	6,718	192,143
自己株式の取得(注25)	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分(注25)	—	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引(注34)	—	—	265	—	265	—	265
配当金(注26)	—	—	—	(76,172)	(76,172)	(2,138)	(78,310)
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動	—	—	—	(366)	(366)	(137)	(503)
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	(89)	10,009	9,920	(9,920)	—	—	—
その他の増減	—	—	—	—	—	(80)	(80)
所有者との取引額等合計	(89)	10,009	10,185	(86,458)	(76,273)	(2,355)	(78,628)
2012年3月31日残高	¥10,146	¥—	¥(376,363)	¥1,268,577	¥1,634,050	¥80,576	¥1,714,626

連結キャッシュ・フロー計算書

日本たばこ産業株式会社及び連結子会社／2011年及び2012年3月31日終了年度

	百万円	
	2011	2012
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	¥ 385,242	¥ 441,355
減価償却費及び償却費	117,954	118,845
減損損失	6,181	7,013
受取利息及び受取配当金	(3,671)	(3,646)
支払利息	17,087	14,377
持分法による投資損益(益)	(2,330)	(2,047)
有形固定資産、無形資産及び投資不動産除売却損益(益)	(5,864)	(22,444)
営業債権及びその他の債権の増減額(増加)	(27,665)	(30,207)
棚卸資産の増減額(増加)	6,724	27,388
営業債務及びその他の債務の増減額(減少)	25,579	(5,365)
退職給付に係る負債の増減額(減少)	(8,221)	(9,686)
前払たばこ税の増減額(増加)	(8,983)	(1,785)
未払たばこ税等の増減額(減少)	27,627	148,260
未払消費税等の増減額(減少)	14,952	14,807
その他	(1,772)	(13,002)
小計	542,844	683,863
利息及び配当金の受取額	5,053	6,181
利息の支払額	(18,670)	(16,006)
法人所得税等の支払額	(122,380)	(122,464)
営業活動によるキャッシュ・フロー	406,847	551,573
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資の取得による支出	(33,508)	(5,697)
投資の売却及び償還による収入	36,488	21,622
有形固定資産の取得による支出	(129,970)	(95,705)
有形固定資産の売却による収入	8,733	1,919
投資不動産の売却による収入	10,079	34,545
無形資産の取得による支出	(13,909)	(18,252)
定期預金の預入による支出	(25,299)	(46,648)
定期預金の払出による収入	21,169	34,854
子会社株式の取得による支出(注7)	—	(33,622)
子会社株式の売却による収入	—	730
子会社株式の売却による支出	(647)	—
その他	871	2,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	(125,993)	(103,805)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
支払配当金(注26)	(55,558)	(76,165)
非支配持分への支払配当金	(1,666)	(2,138)
非支配持分からの払込みによる収入	584	629
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額(減少)	(172,083)	(2,408)
長期借入による収入	62,946	—
長期借入金の返済による支出	(23,207)	(59,879)
社債の発行による収入	79,793	—
社債の償還による支出	(50,300)	(133,333)
ファイナンス・リース債務の返済による支出	(6,199)	(5,268)
自己株式の取得による支出	(20,000)	—
非支配持分からの子会社持分取得による支出	(81)	(503)
非支配持分への子会社持分売却による収入	391	—
その他	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(185,379)	(279,064)
現金及び現金同等物の増減額(減少)	95,476	168,704
現金及び現金同等物の期首残高(注8)	154,369	244,240
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(5,604)	(8,204)
現金及び現金同等物の期末残高(注8)	¥ 244,240	¥ 404,740

連結財務諸表注記

日本たばこ産業株式会社及び連結子会社／IFRS移行日(2010年4月1日)、2011年及び2012年3月31日終了年度

1. 報告企業

日本たばこ産業株式会社(以下、当社)は、日本の会社法に従い、日本たばこ産業株式会社法に基づいて設立された株式会社であり、設立以来、日本に主な拠点を置いております。当社の登記されている本社及び主要な事業所の住所は、ホームページ(<http://www.jti.co.jp>)で開示しております。

当社及びその子会社(以下、当社グループ)の事業内容及び主要な活動は、「6. 事業セグメント」に記載しております。

当社グループの2012年3月31日に終了する年度の連結財務諸表は、2012年6月22日に代表取締役社長 小泉光臣及び財務責任者 見浪直博によって承認されております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループは、2012年3月31日に終了する連結会計年度から国際会計基準(以下、IFRS)を初めて適用しており、IFRSへの移行日(以下、移行日)は2010年4月1日となります。移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は「41. 初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下、IFRS第1号)の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2012年3月31日において有効なIFRSに準拠しております。適用した免除規定については、「3. 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、単位を百万円としております。また、百万円未満の端数は四捨五入して表示しております。

(4) 新基準書の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」(2010年10月改訂)(以下、IFRS第9号)を、当年度期首(2011年4月1日)より早期適用しております。

IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」(以下、IAS第39号)を置き替えるものであり、金融商品に償却原価と公正価値の2つの測定区分を採用しております。公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の変動は損益で認識することとなっております。ただし、資本金性金融商品への投資に係る公正価値の変動は、売買目的で保有している場合を除いてその他の包括利益で認識することが認められております。

なお、移行日及び前年度においては、IFRS第1号に基づくIFRS第7号「金融商品：開示」(以下、IFRS第7号)及びIFRS第9号の遡及適用の免除規定により、従前の会計基準(日本基準)を適用しております。

当年度期首における上記の早期適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(5) JT International Holding B.V.及びその傘下の子会社の報告期間

当社グループの海外たばこ事業の運営主体であるJT International Holding B.V.(以下、JTIH)及びその子会社(以下、JTIHグループ)の決算日は12月31日であり、2011年1月1日から2011年12月31日までを当年度に連結しております。

当社グループの連結決算実務においては、JTIHグループの連結決算(サブ連結)を実施した上で当社グループ全体の連結決算を実施しております。当社グループにおいてJTIHグループは、海外たばこ事業を運営する一体の事業管理単位であり、サブ連結ベースで予算・実績管理を行うとともに、一体の財務報告管理体として財務報告の精度・品質の担保に大きな役割を果たしております。このような連結決算プロセスの下で従来と同様の連結財務報告の品質を担保し、会社法上の法定スケジュール等へ対応した上で、当社グループ全体の財務報告期間の統一を行うには、当社グループ全体にわたる決算日程の更なる短縮が必要となります。その実現のためには、JTIHグループサブ連結決算の実施及び当社への報告プロセスの変更に加え、当社における連結処理や注記情報を含む連結財務諸表作成工程の再構築及びそれに対応する適切な人員配置・人材育成、更には決算承認プロセスの見直し等、当社グループ全体にわたる決算プロセス・システムの見直し及び体制整備が必要となるため、当面の間、報告期間の統一は実務上困難であると判断しております。

しかしながら、現在IFRSに共通化された会計基準の下で、内外一体となった決算・管理体制の強化・効率化を図るための取組みを当社グループ全体で推進し、できうる限り早期に報告期間の統一を実現してまいります。

JTIHグループの決算期と当社決算期との間には3ヶ月の期間差がありますが、近年、当社グループの海外たばこ事業の季節変動及び期間変動は比較的小さく、報告期間の不一致が当社グループの連結財政状態及び経営成績に与える影響は限定的であります。なお、当該期間差

における重要な取引又は事象については必要な調整を行い、財務諸表利用者が当社グループの連結財政状態及び経営成績を適切に理解・把握するための適切な処置を行っております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

この連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表並びに関連会社及びジョイント・ベンチャーの持分相当額を含んでおります。

① 子会社

子会社とは当社グループにより支配されている企業をいい、支配とは企業の活動からの便益を得るために、その企業の財務及び営業の方針を左右する力をいいます。子会社については、当社グループが支配を獲得した日を取得日とし、その日より当社グループが支配を喪失する日まで連結しております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表の調整を行っております。

当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

連結財務諸表には、決算日を親会社の決算日に統一することが実務上不可能であり、親会社の決算日と異なる日を決算日とする子会社の財務諸表が含まれております。当該子会社の決算日と親会社の決算日の差異は3ヶ月を超えることはありません。

連結財務諸表の作成に用いる子会社の財務諸表を当社と異なる決算日で作成する場合、その子会社の決算日と当社の決算日との間に生じた重要な取引又は事象については必要な調整を行っております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業の財務及び営業の方針に重要な影響力を有している企業をいいます。関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって処理しております。

連結財務諸表には、他の株主との関係等により、決算日を統一することが実務上不可能であるため、決算日が異なる関連会社への投資が含まれております。決算日の差異により生じる期間の重要な取引又は事象については必要な調整を行っております。

③ ジョイント・ベンチャー

ジョイント・ベンチャーとは、複数の当事者が共同支配により、ある経済活動を行う契約上の取決めをいいます。当社グループが有するジョイント・ベンチャーについては、持分法によって処理しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。発生した取得費用は費用として処理しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、2010年4月1日より前の企業結合に関して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておりません。即ち、移行日現在の従前の会計基準(日本基準)に従ったのれんの帳簿価額を、開始連結財政状態計算書におけるのれんの帳簿価額として表示しております。

(3) 外貨換算

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体(海外子会社等)に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

なお、子会社のうち、JTIHグループの決算日は12月31日であり、換算に用いる為替相場は、当該海外子会社の決算日に基づいております。

また、当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、移行日前の累積換算差額をすべて利益剰余金に振り替えております。

(4) 金融商品

移行日及び前年度においては、IFRS第1号に基づくIFRS第7号及びIFRS第9号の遡及適用の免除規定により、従前の会計基準(日本基準)を適用しております。当年度においては、IFRS第7号及びIFRS第9号を適用しており、その会計方針は以下のとおりであります。

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

② 金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各報告日ごとに償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の証拠には、債務者又は債務者グループの重大な財政状態の悪化、元利の支払に対する債務不履行や延滞、債務者の破産等を含んでおります。

当社グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集成的評価により検討しております。

減損が発生しているという客観的な証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を損益として計上しており、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に認識された減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

③ 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債とに分類しております。当社グループは、金融負債の当初認識時に当該分類を決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、売買目的保有の金融負債及び当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおります。

(b) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。

金融保証契約は当初認識後、以下のいずれか高い方の金額で測定しております。

- 決算日現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積額
- 当初測定額から償却累計額を控除した額

(iii) 認識の中止

金融負債は、義務が履行されたか、免除されたか、又は失効した場合に認識を中止しております。

④ 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

⑤ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IAS第39号に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書において損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書において損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、若しくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(iii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資から発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益で認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

⑥ 金融商品の公正価値

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

移行日及び前年度において適用している、従前の会計基準(日本基準)の会計方針は以下のとおりであります。

① 有価証券

有価証券は、満期保有目的の債券、又はその他有価証券に分類しております。満期保有目的の債券は、償却原価法によって評価しております。時価のあるその他有価証券は、公正価値によって評価し、評価差額はこれに係る税効果を控除した金額により、連結包括利益計算書においてその他の包括利益で認識しております。また、売却原価は、移動平

均法に基づき算定しております。時価のないその他有価証券の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法によっております。公正価値が著しく下落し、かつ、回復可能性がないと認められる場合、公正価値まで評価減し、当該評価損は連結損益計算書に計上しております。

② デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは公正価値により、資産又は負債として認識し、デリバティブ取引に係る損益は連結損益計算書に計上しております。ヘッジ手段であるデリバティブとヘッジ対象の相関関係が高くヘッジ効果が有効であり、ヘッジ会計の要件を満たす場合には、デリバティブ取引に係る損益はヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰延べております。

当社グループの為替予約を付した外貨建仕入債務は、振当処理によっております。金利スワップは、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。金利通貨スワップは、一体処理の要件を満たしている場合には一体処理によっております。また、金利通貨スワップのヘッジ対象とされている外貨建長期債務は、スワップ契約に規定されている為替レートにより換算しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用を含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用

年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物及び構築物： 38～50年
- 機械装置及び運搬具： 10～15年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

- 商標権： 20年
- ソフトウェア： 5年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(9) リース

リースは、所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース資産及びリース負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の

現在価値のいずれか低い金額で連結財政状態計算書に計上しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従い、契約の実質に基づき判断しております。

(10) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、若しくはその両方を目的として保有する不動産であります。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(11) 非金融資産の減損

当社グループは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、何らかの兆候が存在する場合又は毎年減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減しております。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した割引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。売却費用控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。

(12) 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類し、非流動資産は減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(13) 従業員退職給付及び共済年金給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、未認識の過去勤務費用及び制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また期待運用収益及び利息費用は、金融費用として計上しております。

数理計算上の差異は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、給付の権利が確定するまでの平均期間にわたって定額法で費用認識しており、当該給付が確定給付制度の導入又は変更直後に既に権利確定している場合は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

当社グループは選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、移行日の開始連結財政状態計算書における確定給付制度に関するすべての累積数理計算上の差異を利益剰余金に振り替えております。

(14) 株式報酬

当社は、持分決済型の株式報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(15) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものであります。

- リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- 企業の継続活動に関連がないもの

(16) 収益

① 物品の販売

当社グループは、たばこ製品、医療用医薬品、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性をもって測定可能である場合に認識しており、通常は物品の引渡時となります。また、収益は値引、割戻及び消費税等の税金を控除後の受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

② 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③ 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

④ ロイヤリティ

ロイヤリティは、関連する契約の実質に従って発生基準で認識しております。

(17) 政府補助金

政府補助金は、企業が補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関する場合は、当該補助金で補填することが意図されている関連費用を認識する期間にわたって、定期的に収益認識しております。資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

(18) 借入費用

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とするような資産に関して、その資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入費用は、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入費用はすべて、発生した期間に費用として認識しております。

なお、当社グループは移行日以降に建設を開始した適格資産について借入費用を資産化しております。また、移行日より前に開始した建設プロジェクトに対する借入費用については、選択適用が可能であるIFRS第1号の免除規定を採用し、費用処理を継続しております。

(19) 法人所得税

連結損益計算書上の法人所得税費用は、当期法人所得税と繰延法人所得税の合計として表示しております。

当期法人所得税は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものであります。当期法人所得税は、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を除き、損益として認識しております。

繰延法人所得税は、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産又は負債を計上していません。

- のれんの当初認識から生じる場合
- 企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- 子会社、関連会社に対する投資及びジョイント・ベンチャーに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合

- 子会社、関連会社に対する投資及びジョイント・ベンチャーに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される年度の税率を見積り、算定しております。

(20) 自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しております。当初の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

(21) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(22) 配当金

当社の株主に対する配当のうち、期末配当は当社の株主総会により承認された日、中間配当は取締役会により承認された日の属する期間の負債として認識しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及び仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

見積り及び仮定のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は以下のとおりであります。

(23) 偶発事象

① 偶発負債

決算日現在において発生可能性のある債務を有しているが、それが決算日現在の債務であるか否か確認ができないもの、又は、「22. 引当金」に記載している引当金の認識基準を満たさないものについては、偶発負債として注記しております。

② 偶発資産

将来の経済的便益の流入について、その実現が決算日現在において確実でないものの、その実現可能性が高い場合には、偶発資産として注記しております。

(24) 調整後指標

調整後指標は一定の調整項目を調整前指標に加減算することにより算出されます。

調整項目は、その収益費用の性質や発生頻度等を考慮のうえ、経営者が当社グループの業績の有用な比較情報を提供し、事業が管理されている方法を適切に反映するとの判断に基づき決定しており、連結損益計算書、「6. 事業セグメント」及び「32. 1株当たり利益」に調整後指標を表示しております。

なお、調整項目の「リストラクチャリングに係る収益」及び「リストラクチャリングに係る費用」は、リストラクチャリングの実施に関連して認識された収益及び費用であります。

調整後指標はIFRSでは定義されておらず、他企業の同様な名称の付された指標と必ずしも比較可能ではありません。

① 有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

減損テストを実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは見込まれる営業成績に対しての著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更ないし戦略全体の変更、業界トレンドや経済トレンドの著しい悪化等が含まれます。さらに、のれんについては、回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、最低年1回、兆候の有無に係わらず減損テストを実施しております。

減損テストは、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

回収可能価額の算定方法については、「14. 有形固定資産」、「15. のれん及び無形資産」及び「17. 投資不動産」に記載しております。また、のれんについては、「15. のれん及び無形資産」に感応度に関する記載を行っております。

② 従業員退職給付及び共済年金給付

当社グループは確定給付型を含む様々な退職給付制度を有しております。

これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率や長期期待運用収益率等、様々な変数についての見積り及び判断が求められます。

当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの数理計算上の仮定、及び、それに関連する感応度については「24. 従業員給付」に記載しております。

③ 引当金

当社グループは、資産除去引当金やリストラクチャリング引当金等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。

これらの引当金は、決算日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計上している引当金の性質及び金額については「22. 引当金」に記載しております。

④ 法人所得税

当社グループは世界各国において事業活動を展開しており、各国の税務当局に納付することになると予想される金額を、法令等に従って合理的に見積り、税務負債及び法人所得税を計上しております。

税務負債及び法人所得税の算定に際しては、課税対象企業及び管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯など、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。

そのため、計上された税務負債及び法人所得税と、実際の税務負債及び法人所得税の金額が異なる可能性があり、その場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

法人所得税に関連する内容及び金額については「19. 法人所得税」に記載しております。

⑤ 偶発事象

偶発事象は、決算日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

偶発事象の内容については「39. 偶発事象」に記載しております。

5. 未適用の新基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社が早期適用していない主なものは、以下のとおりであります。

なお、これらの適用による影響は検討中ではありますが、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと判断しております。

	IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用	2011年7月1日	2013年3月期	深刻な超インフレーションに直面した企業に関するガイダンス
		2013年1月1日	2014年3月期	政府補助金に関する免除規定
		2013年1月1日	2014年3月期	IFRS第1号の再適用規定の追加
		2013年1月1日	2014年3月期	IFRS適用以前に計上していた借入費用に関する調整の免除規定の追加
IFRS第7号	金融商品：開示	2011年7月1日	2013年3月期	金融資産の譲渡に関する開示
		2013年1月1日	2014年3月期	金融資産・負債の相殺に関する開示
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	2014年3月期	被投資企業の性質に関わらず適用すべき、支配の定義、支配の要素、支配の有無の評価基準等を設定
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	2014年3月期	複数の参加者が共同支配を有するアレンジメントについて、アレンジメントの法的形式のみではなく、法的形式、資産・負債への契約上の取り決め、その他の事実・状況を総合して分類することを規定 また、分類ごとに会計処理を設定
IFRS第12号	他の企への関与の開示	2013年1月1日	2014年3月期	非連結を含めた他の事業体への持分について、開示を拡充
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	2014年3月期	すべての基準書で適用すべき公正価値測定のガイダンスを提供し、従来は個々の基準書で定義されていた公正価値の定義を統一
IAS第1号	財務諸表の表示	2012年7月1日	2014年3月期	その他の包括利益の項目の表示方法を改訂
		2013年1月1日	2014年3月期	IFRSで要求されない期間の比較情報を開示した場合に、同期間の関連する注記も必要となる旨を追加
IAS第12号	法人所得税	2012年1月1日	2013年3月期	公正価値により測定される投資不動産の繰延税金資産・負債に関して、例外規定を設定
IAS第16号	有形固定資産	2013年1月1日	2014年3月期	保守器具に関する取り扱いの明確化
IAS第19号	従業員給付	2013年1月1日	2014年3月期	数理計算上の差異、過去勤務費用及び利息費用他の認識方法、表示方法並びに退職後給付の開示の変更
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	2014年3月期	連結に関する規定をIFRS第10号に移管
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	2014年3月期	IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の公表に基づく変更
IAS第32号	金融商品：表示	2013年1月1日	2014年3月期	資本性金融商品の保有者に対する分配に関する法人所得税の会計処理の明確化
		2014年1月1日	2015年3月期	相殺表示の要件の明確化及び適用指針の追加
IAS第34号	中間財務報告	2013年1月1日	2014年3月期	中間財務報告におけるセグメント情報の開示要件の明確化
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用	2013年1月1日	2014年3月期	露天掘りの生産段階において発生する表土除去費用(剥土費用)の会計処理を設定(開発段階の剥土費用は適用外)

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定されております。

当社グループは主に製造たばこ、医薬品、食品を製造・販売しており、その内製造たばこについては、国内と海外に分けて事業管理を行っております。従って当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分されたセグメントから構成されており、「国内たばこ事業」、「海外たばこ事業」、「医薬事業」、「食品事業」の4つを報告セグメントとしております。

「国内たばこ事業」は、国内(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場を含みます)での製造たばこの製造・販

売を行っております。「海外たばこ事業」は、製造・販売を統括するJT International S.A.を中核として、海外での製造たばこの製造・販売を行っております。「医薬事業」は、医療用医薬品の研究開発・製造・販売を行っております。「食品事業」は、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造・販売等を行っております。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は以下のとおりであります。取締役会は、収益と調整後EBITDAを検討のうえ、セグメント業績を評価し、経営資源の配分を決定しております。金融収益、金融費用、法人所得税費用はグループ本社で管理されるため、これらの収益・費用はセグメントの業績から除外しております。なお、セグメント間の取引は概ね市場実勢価格に基づいております。

2011年3月31日終了年度

	報告セグメント							百万円
	国内たばこ	海外たばこ ^(注2)	医薬	食品	計	その他 ^(注3)	消去	2011 連結
売上収益								
外部収益 ^(注4)	¥665,819	¥ 963,520	¥44,105	¥367,457	¥2,040,901	¥18,464	¥ —	¥2,059,365
セグメント間収益	30,115	37,909	—	117	68,140	9,374	(77,515)	—
収益合計	695,934	1,001,429	44,105	367,574	2,109,042	27,838	(77,515)	2,059,365
セグメント損益								
調整後EBITDA ^(注1)	247,184	277,878	(9,761)	17,725	533,026	(6,356)	(4,641)	522,029
その他の項目								
減価償却費及び償却費	¥ 42,790	¥ 51,638	¥ 3,544	¥ 16,485	¥ 114,456	¥ 3,648	¥ (150)	¥ 117,954
減損損失								
(金融資産の減損損失を除く)	728	345	—	3,197	4,270	1,912	—	6,181
減損損失の戻入								
(金融資産の減損損失の戻入を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
持分法による投資損益(損)	20	2,339	—	(36)	2,323	6	—	2,330
資本的支出	55,428	60,907	6,194	24,953	147,481	3,230	(2,310)	148,401

2012年3月31日終了年度

	百万円							
	2012							
	報告セグメント					その他(注3)	消去	連結
国内たばこ	海外たばこ(注2)	医薬	食品	計				
売上収益								
外部収益(注4)	¥646,187	¥966,255	¥ 47,407	¥359,420	¥2,019,269	¥14,556	¥ —	¥2,033,825
セグメント間収益	28,115	27,497	—	92	55,704	9,257	(64,961)	—
収益合計	¥674,303	¥993,752	¥ 47,407	¥359,512	¥2,074,973	¥23,813	¥(64,961)	¥2,033,825
セグメント損益								
調整後EBITDA(注1)	¥262,257	¥314,755	¥(10,031)	¥ 19,987	¥ 586,968	¥ (8,852)	¥ (983)	¥ 577,132
その他の項目								
減価償却費及び償却費	¥ 39,567	¥ 55,227	¥ 3,465	¥ 17,528	¥ 115,788	¥ 3,376	¥ (319)	¥ 118,845
減損損失 (金融資産の減損損失を除く)	314	4,610	—	413	5,336	1,677	—	7,013
減損損失の戻入(金融資産の 減損損失の戻入を除く)	5	—	—	77	82	—	—	82
持分法による投資損益	31	1,922	—	13	1,966	81	—	2,047
資本的支出	56,224	39,141	3,897	15,410	114,671	4,321	(0)	118,992

調整後EBITDAから税引前利益への調整表

2011年3月31日終了年度

	百万円							
	2011							
	報告セグメント					その他(注3)	消去	連結
国内たばこ	海外たばこ(注2)	医薬	食品	計				
調整後EBITDA(注1)	¥247,184	¥277,878	¥ (9,761)	¥ 17,725	¥ 533,026	¥(6,356)	¥(4,641)	¥ 522,029
減価償却費及び償却費	(42,790)	(51,638)	(3,544)	(16,485)	(114,456)	(3,648)	150	(117,954)
のれんの減損損失	—	—	—	(87)	(87)	—	—	(87)
リストラクチャリングに係る 収益(注5)	—	190	—	2,932	3,122	8,132	—	11,254
リストラクチャリングに係る 費用(注5)	(2,046)	(578)	—	(7,712)	(10,336)	(3,583)	—	(13,920)
営業利益(損失)	¥202,347	¥225,852	¥(13,305)	¥ (3,627)	¥ 411,268	¥(5,455)	¥(4,492)	¥ 401,321
金融収益								9,870
金融費用								(25,949)
税引前利益								¥ 385,242

調整後EBITDAから税引前利益への調整表

2012年3月31日終了年度

	報告セグメント							百万円
	国内たばこ	海外たばこ ^(注2)	医薬	食品	計	その他 ^(注3)	消去	2012 連結
調整後EBITDA ^(注1)	¥262,257	¥314,755	¥(10,031)	¥ 19,987	¥ 586,968	¥ (8,852)	¥(983)	¥ 577,132
減価償却費及び償却費	(39,567)	(55,227)	(3,465)	(17,528)	(115,788)	(3,376)	319	(118,845)
のれんの減損損失	—	—	—	—	—	—	—	—
リストラクチャリングに係る 収益 ^(注5)	—	564	—	—	564	29,368	—	29,932
リストラクチャリングに係る 費用 ^(注5)	(13,426)	(7,737)	—	(434)	(21,597)	(7,443)	—	(29,039)
営業利益(損失)	¥209,265	¥252,355	¥(13,497)	¥ 2,024	¥ 450,147	¥ 9,697	¥(664)	¥ 459,180
金融収益								5,603
金融費用								(23,429)
税引前利益								¥ 441,355

(注1) 調整後EBITDAは、営業利益(損失)から減価償却費及び償却費、のれんの減損損失、リストラクチャリングに係る収益及び費用を除外しております。

(注2) 「海外たばこ」に区分したJT International S.A.を中核とする海外子会社グループの決算日は12月31日であり、1月1日から12月31日までの損益等を前年度及び当年度に計上しております。

(注3) 「その他」には、不動産賃貸に係る事業活動等及び報告セグメントに帰属しない企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等の本社経費が含まれております。

(注4) 国内たばこ事業及び海外たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、以下のとおりであります。

	2011	百万円 2012
国内たばこ	¥632,159	¥611,925
海外たばこ	887,798	894,636

(注5) リストラクチャリングに係る収益には、不動産の処分に伴う売却益等のリストラクチャリング収益を含んでおります。また、リストラクチャリングに係る費用には、工場閉鎖等に係るリストラクチャリング費用の他、葉たばこ農家に対する廃作協力金、売却目的非流動資産の分類中止に伴う調整額を含んでおります。なお、リストラクチャリング収益は「28.その他の営業収益」に、リストラクチャリング費用は「29.販売費及び一般管理費等」に、それぞれ内訳を記載しております。

リストラクチャリングに係る費用の主な内訳は、以下のとおりであります。

	2011	百万円 2012
リストラクチャリング費用	¥13,920	¥14,052
葉たばこ農家に対する廃作協力金	—	12,469
売却目的非流動資産の分類中止に伴う調整額	—	2,518
リストラクチャリングに係る費用	¥13,920	¥29,039

前年度におけるリストラクチャリング費用は、国内たばこ事業における小田原工場の閉鎖、海外たばこ事業及び食品事業に係る事業統合・合理化施策及び事業の整理に伴う子会社の売却・清算等の実施による費用を含んでおります。

当年度におけるリストラクチャリング費用は、国内たばこ事業における防府工場の閉鎖、海外たばこ事業におけるHainburg工場の閉鎖等に係る費用を含んでおります。

(3) 地域別に関する情報

各年度の非流動資産及び外部顧客からの売上収益の地域別内訳は、以下のとおりであります。

非流動資産

	百万円		
	2010	2011	2012
日本	¥ 562,776	¥ 518,479	¥ 556,102
海外	1,949,726	1,663,630	1,547,315
連結	¥2,512,502	¥2,182,109	¥2,103,417

(注) 非流動資産は資産の所在地によっており、金融商品、繰延税金資産、退職給付に係る資産を含んでおりません。

外部顧客からの売上収益

	2011	2012
日本	¥1,080,027	¥1,051,702
海外	979,339	982,123
連結	¥2,059,365	¥2,033,825

(注) 売上収益は、販売仕向先の所在地によっております。

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループの海外たばこ事業は、ロシア等で物流・卸売事業を営むMegapolisグループに対して製品を販売しております。当該顧客に対する売上収益は、前年度において207,361百万円(連結売上収益の10.1%)、当年度において236,050百万円(同11.6%)であります。

7. 企業結合

Haggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (スーダン共和国) 及び Haggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (南スーダン共和国) の取得

(1) 企業結合の概要

2011年10月31日、当社グループはスーダン共和国及び南スーダン共和国において、たばこ製品の製造・販売事業を展開しているHaggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (スーダン共和国) (以下、スーダンHCTF社) 及びHaggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (南スーダン共和国) (以下、南スーダンHCTF社) の議決権付普通株式の100% 及び99%をそれぞれ取得しました。本件は、当社グループの海外たばこ事業におけるスーダン市場での事業基盤獲得を目的としたものであります。

(2) 当社グループの業績に与える影響

取得日以降に、スーダンHCTF社及び南スーダンHCTF社から生じた売上収益は1,272百万円であり、営業利益は450百万円であります。当企業結合が当年度期首に実施されたと仮定した場合の売上収益は6,543百万円増加の2,040,369百万円であり、営業利益は1,557百万円増加の460,737百万円であります。

(3) 取得対価及びその内訳(2社合計)

	百万円
現金	¥33,463
取得対価調整額 ^(注1)	(1,060)
条件付対価 ^(注2)	1,944
取得対価合計	¥34,346

(注1) 株式取得後にスーダンHCTF社及び南スーダンHCTF社の前所有者から、株式取得契約で定められた、スーダンHCTF社及び南スーダンHCTF社の株式取得日における純負債相当額等の返還を受けることとなっております。純負債相当額は、株式取得契約上定められている負債項目の総額から現金及び現金同等物を控除した金額であります。

(注2) 株式取得契約の一部として、スーダンHCTF社及び南スーダンHCTF社の前所有者との間で条件付対価に関する合意がなされております。2012年～2014年の3年間にわたり、各年の業績達成基準等に応じて、前所有者に対して追加的に対価が支払われる見込みであります。

(4) 子会社の取得によるキャッシュ・アウト(2社合計)

	百万円
現金による取得対価	¥33,463
取得した子会社における現金及び現金同等物	(709)
子会社の取得によるキャッシュ・アウト	¥32,754

(5) 取得資産及び負債の公正価値

	百万円
流動資産	¥ 2,341
非流動資産	8,653
資産合計	10,995
流動負債	(3,220)
非流動負債	(2,779)
負債合計	(6,000)
資本	4,995
のれん	¥29,352

29,352百万円のものれんは、主に、顧客販売ネットワーク拡大や事業統合効果による超過収益力を反映したものであります。当企業結合に係る取得関連費用として148百万円を「販売費及び一般管理費等」にて費用処理しております。

8. 現金及び現金同等物

各年度の「現金及び現金同等物」の内訳は、以下のとおりであります。

	2010	2011	百万円 2012
現金及び預金	¥147,589	¥104,820	¥108,797
短期投資	6,780	139,420	295,943
合計	¥154,369	¥244,240	¥404,740

当年度よりIFRS第9号を適用しており、現金及び現金同等物は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

9. 営業債権及びその他の債権

各年度の「営業債権及びその他の債権」の内訳は、以下のとおりであります。

	2010	2011	百万円 2012
受取手形及び売掛金	¥296,296	¥301,371	¥311,803
その他	14,991	12,196	17,693
貸倒引当金	(3,196)	(2,364)	(1,729)
合計	¥308,091	¥311,202	¥327,767

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

当年度よりIFRS第9号を適用しており、営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

10. 棚卸資産

各年度の「棚卸資産」の内訳は、以下のとおりであります。

	2010	2011	百万円 2012
商品及び製品 ^(注1)	¥131,966	¥108,542	¥112,477
葉たばこ ^(注2)	359,152	343,198	294,813
その他	40,829	36,869	39,327
合計	¥531,948	¥488,609	¥446,617

(注1) 子会社であるTSネットワーク(株)が販売する輸入たばこ(商品)については、その卸売手数料部分のみを売上収益として計上しておりますが、同社が各年度末時点で保有する輸入たばこ(商品)の残高については、「商品及び製品」に含めて表示しております。

(注2) 葉たばこは、各年度末から12ヶ月を超えて使用されるものを含んでおりますが、正常営業循環期間内で保有するものであるため棚卸資産に含めております。

11. その他の金融資産

(1)各年度の「その他の金融資産」の内訳は、以下のとおりであります。

	2010	2011	百万円 2012
デリバティブ資産	¥ 9,029	¥ 6,809	¥ 1,941
株式	51,147	33,437	39,106
債券	7,998	24,307	8,835
定期預金	7,856	11,978	24,306
その他	64,222	47,436	34,858
貸倒引当金	(35,122)	(23,958)	(14,137)
合計	¥105,131	¥100,010	¥ 94,909
流動資産	¥ 21,629	¥ 37,349	¥ 27,361
非流動資産	83,502	62,661	67,548
合計	¥105,131	¥100,010	¥ 94,909

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

当年度よりIFRS第9号を適用しており、デリバティブ資産は損益を通じて公正価値で測定する金融資産(ハッジ会計が適用されているものを除く)、株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、定期預金及び債券は償却原価で測定する金融資産にそれぞれ分類しております。

(2)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄、及び公正価値は以下のとおりであります。

銘柄	百万円 2012
KT&G Corporation	¥16,700
(株)セブン&アイ・ホールディングス	2,094
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,721
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,447
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,437
三菱食品(株)	1,269

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

保有資産の効率化及び有効活用を図るため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却(認識の中止)を行っております。

売却時の公正価値及び資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益は、以下のとおりであります。

	百万円
	2012
公正価値	¥695
資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益 ^(注)	(89)

(注) 資本でその他の包括利益として認識された累積損益は、売却した場合及び公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えております。

12. その他の流動資産

各年度の「その他の流動資産」の内訳は、以下のとおりであります。

	2010	2011	百万円 2012
前払たばこ税	¥ 98,423	¥ 91,494	¥ 87,261
前払費用	11,135	10,138	10,736
未収消費税等	10,686	10,785	6,702
その他	26,840	25,492	18,465
合計	¥147,084	¥137,910	¥123,163

13. 売却目的で保有する非流動資産

各年度の「売却目的で保有する非流動資産」及び「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」の内訳は、以下のとおりであります。

主要な資産・負債の明細

	2010	2011	百万円 2012
売却目的で保有する非流動資産			
有形固定資産	¥ —	¥ 0	¥ 302
投資不動産	1,366	39,553	1,098
合計	¥1,366	¥39,553	¥1,401
売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債			
長期預り保証金	¥ —	¥ 6,297	¥ 101
合計	¥ —	¥ 6,297	¥ 101

前年度末における売却目的で保有する非流動資産は、主として品川シーサイドフォレスト(日本)等の賃貸用不動産であり、売却活動を実施しております。また、当該賃貸用不動産に関連する長期預り保証金について、「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」に計上しております。

上記以外は、遊休資産等であり、売却活動を実施しております。当該資産と売却済の資産については、前年度において、1,577百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

当年度末における売却目的で保有する非流動資産は、主に賃貸用不

動資産及び遊休資産であり、売却活動を実施しております。また、賃貸用不動産に関連する長期預り保証金について、「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」に計上しております。

当該資産と売却済の資産については、当年度において、243百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

なお、前年度末において、売却目的で保有する非流動資産に分類していた品川シーサイドフォレスト(日本)は、引き続き積極的な売却活動を実施しておりますが、分類から1年超を経過したことから、当年度において分類を中止し、投資不動産に振り替えております。

14. 有形固定資産

(1) 増減表

「有形固定資産」の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減及び帳簿価額は、以下のとおりであります。

[取得原価]

					百万円
	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
2010年4月1日残高	¥634,801	¥671,376	¥171,736	¥ 41,906	¥1,519,819
個別取得	20,286	62,697	21,824	27,748	132,555
借入費用の資産化 ^(注)	—	—	—	23	23
投資不動産への振替	(8,819)	(1,572)	(3,553)	—	(13,944)
売却目的非流動資産への振替	(3,459)	(12)	(46)	—	(3,517)
売却又は処分	(22,802)	(23,752)	(31,364)	(372)	(78,290)
在外営業活動体の換算差額	(14,016)	(34,269)	(5,966)	(4,219)	(58,470)
その他の増減	11,447	15,945	(52)	(35,984)	(8,644)
2011年3月31日残高	617,438	690,412	152,580	29,101	1,489,531
個別取得	15,207	34,579	22,750	26,417	98,952
借入費用の資産化 ^(注)	—	—	—	23	23
企業結合による取得	767	908	21	85	1,781
投資不動産への振替	(23,175)	(286)	(344)	—	(23,805)
売却目的非流動資産への振替	(1,169)	(35)	(2)	—	(1,206)
売却又は処分	(8,406)	(50,323)	(14,817)	(253)	(73,799)
在外営業活動体の換算差額	(8,175)	(23,288)	(2,670)	(1,524)	(35,657)
その他の増減	1,500	18,679	(2,285)	(22,729)	(4,834)
2012年3月31日残高	¥593,988	¥670,645	¥155,232	¥ 31,120	¥1,450,985

(注) 資産化適格借入費用額の決定に当たって使用した資産化率は、前年度において10.4%、当年度において3.7%であります。

[減価償却累計額及び減損損失累計額]

					百万円
	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
2010年4月1日残高	¥318,810	¥438,294	¥114,134	¥—	¥871,239
減価償却費	14,697	43,851	22,118	—	80,666
減損損失	1,387	1,343	15	—	2,744
投資不動産への振替	(6,611)	(1,288)	(3,044)	—	(10,943)
売却目的非流動資産への振替	(1,515)	(11)	(35)	—	(1,561)
売却又は処分	(15,862)	(20,359)	(30,596)	—	(66,817)
在外営業活動体の換算差額	(2,954)	(16,500)	(3,452)	—	(22,906)
その他の増減	5,245	(7,012)	(447)	—	(2,214)
2011年3月31日残高	313,196	438,318	98,693	—	850,207
減価償却費	14,922	48,959	18,993	—	82,874
減損損失	2,709	2,052	78	—	4,840
減損損失の戻入	(77)	(5)	—	—	(82)
投資不動産への振替	(18,023)	(268)	(324)	—	(18,615)
売却目的非流動資産への振替	(203)	(33)	(1)	—	(237)
売却又は処分	(7,690)	(46,272)	(14,372)	—	(68,335)
在外営業活動体の換算差額	(2,164)	(11,613)	(1,630)	—	(15,407)
その他の増減	(2,132)	309	(1,974)	—	(3,797)
2012年3月31日残高	¥300,539	¥431,446	¥ 99,464	¥—	¥831,449

[帳簿価額]

	百万円				合計
	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	
2010年4月1日残高	¥315,991	¥233,082	¥57,602	¥41,905	¥648,580
2011年3月31日残高	304,242	252,094	53,887	29,101	639,324
2012年3月31日残高	293,449	239,199	55,768	31,120	619,536

なお、各年度の有形固定資産の帳簿価額の中には、以下のリース資産の帳簿価額が含まれております。

[リース資産]

	百万円			
	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計
2010年4月1日残高	¥282	¥4,314	¥9,808	¥14,404
2011年3月31日残高	227	3,170	8,569	11,966
2012年3月31日残高	279	2,875	6,749	9,902

(2) 減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

当社グループは、前年度2,744百万円、当年度4,840百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、主として建物及び構築物について個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、取壊までの期間の使用価値、又は零としております。

当年度において認識した減損損失は、建物及び構築物、機械装置及び運搬具等について、工場閉鎖若しくは個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

15. のれん及び無形資産

(1) 増減表

「のれん」及び「無形資産」の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減及び帳簿価額等は、以下のとおりであります。

[取得原価]

	百万円				合計
	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	
2010年4月1日残高	¥1,388,144	¥732,617	¥93,015	¥70,028	¥2,283,804
個別取得	157	433	4,690	10,012	15,292
売却又は処分	—	(38)	(3,539)	(590)	(4,167)
在外営業活動体の換算差額	(212,046)	(54,466)	(2,567)	(2,177)	(271,256)
その他の増減	(54)	581	2,524	(1,882)	1,169
2011年3月31日残高	1,176,201	679,127	94,122	75,392	2,024,842
個別取得	29	292	5,982	13,347	19,651
企業結合による取得	29,352	6,947	—	—	36,298
売却又は処分	(136)	(51)	(2,563)	(3,676)	(6,426)
在外営業活動体の換算差額	(95,378)	(22,655)	(970)	(664)	(119,667)
その他の増減	(22)	215	743	2,392	3,329
2012年3月31日残高	¥1,110,046	¥663,875	¥97,314	¥86,792	¥1,958,027

〔償却累計額及び減損損失累計額〕

					百万円
	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
2010年4月1日残高	¥ —	¥381,498	¥71,699	¥47,772	¥500,969
償却 ^(注)	—	21,812	8,828	4,555	35,195
減損損失	87	—	—	—	87
売却又は処分	—	(35)	(3,116)	(535)	(3,686)
在外営業活動体の換算差額	—	(10,780)	(1,963)	(972)	(13,715)
その他の増減	—	—	(154)	(162)	(316)
2011年3月31日残高	87	392,495	75,294	50,658	518,534
償却 ^(注)	—	21,141	7,567	5,894	34,602
減損損失	—	—	64	0	65
売却又は処分	(87)	(9)	(2,471)	(2,481)	(5,049)
在外営業活動体の換算差額	—	(7,111)	(760)	(488)	(8,358)
その他の増減	—	10	(140)	1,870	1,739
2012年3月31日残高	¥ —	¥406,526	¥79,553	¥55,453	¥541,533

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含まれております。

〔帳簿価額〕

					百万円
	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
2010年4月1日残高	¥1,388,144	¥351,119	¥21,316	¥22,256	¥1,782,835
2011年3月31日残高	1,176,114	286,632	18,828	24,734	1,506,308
2012年3月31日残高	1,110,046	257,349	17,760	31,339	1,416,494

なお、各年度の無形資産の帳簿価額の中には、以下のリース資産の帳簿価額が含まれております。

〔帳簿価額〕

	百万円
	ソフトウェア
2010年4月1日残高	¥145
2011年3月31日残高	38
2012年3月31日残高	11

(2) 重要なのれん及び無形資産

連結財政状態計算書に計上されているのれん及び無形資産は、主としてJTIHグループにおけるのれん及び商標権であります。のれんの帳簿価額は前年度1,133,571百万円、当年度1,067,544百万円となっております。また、商標権の帳簿価額は前年度283,692百万円、当年度254,543百万円となっております。

のれん及び商標権の大部分は、1999年のRJRナビスコ社の米国以外のたばこ事業の買収及び2007年のGallaher社の買収により発生したものであります。

なお、商標権については定額法により償却しており、残存償却期間は主として15年であります。

(3) のれんの減損テスト

当年度において、各資金生成単位に配分されたのれんのうち、主要なものの帳簿価額は、海外たばこ資金生成単位1,067,544百万円(前年度:1,133,571百万円)、加工食品資金生成単位25,368百万円(前年度:25,368百万円)であり、以下のとおり減損テストを行っております。

① 海外たばこ資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成された経営陣によって承認された3か年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3か年の計画後は、4年目6.6%（前年度：8.4%）から9年目4.0%（前年度：3.4%）まで逡減する成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は11.8%（前年度：10.9%）を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

② 加工食品資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成された経営陣によって承認された3か年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3か年の計画後は、4年目3.6%（前年度：3.3%）から9年目0.3%（前年度：0.5%）まで逡減する成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は5.4%（前年度：5.3%）を使用しております。使用価値は帳簿価額を上回っておりますが、仮に割引率が0.8%増加するとすると減損が発生します。成長率については、合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

16. リース取引

当社グループは、借手として、車両、自動販売機及びその他の資産を賃借しております。一部の契約には更新オプションやエスカレーション条項が付されております。また、リース契約によって課された制限（追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

(1) ファイナンス・リース債務の現在価値

各返済期間において、ファイナンス・リース契約に基づいて計上されたリース資産に対応する将来最低リース料総額及びそれらの現在価値並びに将来財務費用は、以下のとおりであります。

	百万円		
	2010	2011	2012
1年以内			
将来最低リース料総額	¥ 6,126	¥ 5,167	¥ 4,161
将来財務費用	452	397	216
現在価値	5,674	4,770	3,945
1年超5年以内			
将来最低リース料総額	9,715	8,289	7,102
将来財務費用	577	392	408
現在価値	9,139	7,897	6,693
5年超			
将来最低リース料総額	389	265	248
将来財務費用	46	35	34
現在価値	343	230	215
合計			
将来最低リース料総額	16,230	13,721	11,511
将来財務費用	1,075	824	659
現在価値	15,156	12,897	10,853

(2) 解約不能のオペレーティング・リースに基づく未経過リース料

各年度末における解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来最低リース料総額は、以下のとおりであります。

	2010	2011	百万円 2012
1年以内	¥ 7,516	¥ 6,671	¥ 7,706
1年超5年以内	14,633	11,717	12,821
5年超	6,733	2,297	1,384
合計	¥28,882	¥20,685	¥21,912

(3) 最低リース料総額及び変動リース料

各年度の費用として認識されたオペレーティング・リース契約の最低リース料総額及び変動リース料は、以下のとおりであります。

	2011	百万円 2012
最低リース料総額	¥8,714	¥7,863
変動リース料	1,240	2,628

17. 投資不動産

(1) 増減表

各年度の「投資不動産」の帳簿価額の増減は、以下のとおりであります。

	2011	百万円 2012
期首残高	¥ 81,087	¥ 36,477
取得後支出	531	367
有形固定資産からの振替	3,000	5,191
売却目的非流動資産からの振替	—	32,784
売却目的非流動資産の分類中止に伴う調整額	—	(2,518)
売却目的非流動資産への振替	(40,007)	(1,053)
有形固定資産への振替	(1,579)	(360)
減価償却	(2,093)	(1,368)
減損損失	(1,773)	(1,866)
売却又は処分	(2,505)	(340)
在外営業活動体の換算差額	(151)	8
その他の増減	(33)	65
期末残高	¥ 36,477	¥ 67,387
取得価額(期首残高)	¥147,507	¥ 79,922
減価償却累計額及び減損損失累計額(期首残高)	66,420	43,445
取得価額(期末残高)	79,922	144,976
減価償却累計額及び減損損失累計額(期末残高)	43,445	77,589

(2) 公正価値

各年度末における、投資不動産の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

	2010		2011		2012	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
投資不動産	¥81,087	¥227,253	¥36,477	¥92,897	¥67,387	¥177,642

投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準にしたがい、類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

(3) 投資不動産からの収益及び費用

各年度における、投資不動産からの賃貸料収入及びそれに伴って発生する直接営業費の金額は、以下のとおりであります。

	2011	2012
	賃貸料収入	¥8,616
直接営業費	4,563	3,476

(4) 減損損失

投資不動産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。ただし、遊休資産等については、個別にグルーピングを行っております。

当社グループは、前年度に1,773百万円、当年度に1,866百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、賃貸用不動産及び遊休資産のうち、土地及び建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したもので

あります。なお、当該資産の回収可能価額は、建物等で取壊の意思決定がなされたため減額したものについては使用価値(零)により、それ以外については売却費用控除後の公正価値により算定しております。

当年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、遊休資産の土地及び建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。なお、当該資産の回収可能価額は、建物等で取壊の意思決定がなされたため減額したものについては使用価値(零)により、それ以外については売却費用控除後の公正価値により算定しております。

18. 持分法で会計処理されている投資

各年度の当社グループの関連会社の財務情報の要約は、以下のとおりであります。

	2010	2011	2012
	財政状態計算書		
資産合計	¥203,445	¥161,903	¥147,592
負債合計	174,061	136,818	124,112
資本合計	29,385	25,085	23,480

	2011	2012
	損益計算書	
収益	¥1,470,172	¥1,415,412
費用	1,460,968	1,407,548
当期利益	9,203	7,864

19. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

各年度における「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」の発生 の主な原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

2011年3月31日終了年度

【繰延税金資産】

	百万円				2011年 3月31日
	2010年 4月1日	損益として認識	その他の包括 利益として認識	その他 ^(注1)	
固定資産 ^(注2)	¥ 42,701	¥ (5,454)	¥ —	¥ (1,154)	¥ 36,093
退職給付	93,460	(4,666)	21,164	(4,508)	105,451
繰越欠損金	45,685	17,301	—	(9,045)	53,941
その他	93,428	(5,340)	(65)	(7,606)	80,418
小計	275,275	1,841	21,099	(22,313)	275,903
評価性引当額	(73,942)	(3,084)	(853)	9,002	(68,877)
合計	¥201,333	¥ (1,243)	¥20,246	¥(13,310)	¥207,026

【繰延税金負債】

	百万円				2011年 3月31日
	2010年 4月1日	損益として認識	その他の包括 利益として認識	その他 ^(注1)	
固定資産 ^(注2)	¥(146,407)	¥7,761	¥ —	¥ 9,295	¥(129,350)
退職給付	(1,965)	(918)	(546)	1,050	(2,379)
その他	(29,509)	(883)	4,001	3,970	(22,421)
合計	¥(177,881)	¥5,961	¥3,455	¥14,315	¥(154,150)

2012年3月31日終了年度

【繰延税金資産】

	百万円				2012年 3月31日
	2011年 4月1日	損益として認識	その他の包括 利益として認識	その他 ^(注1)	
固定資産 ^(注2)	¥ 36,093	¥ 7,216	¥ —	¥ (810)	¥ 42,500
退職給付	105,451	(11,740)	837	(689)	93,859
繰越欠損金	53,941	7,572	—	(1,783)	59,731
その他	80,418	(6,122)	10	(1,569)	72,737
小計	275,903	(3,074)	847	(4,850)	268,826
評価性引当額	(68,877)	3,988	2,256	954	(61,679)
合計	¥207,026	¥ 914	¥3,103	¥(3,896)	¥207,148

【繰延税金負債】

	百万円				2012年 3月31日
	2011年 4月1日	損益として認識	その他の包括 利益として認識	その他 ^(注1)	
固定資産 ^(注2)	¥(129,350)	¥ 21,491	¥ —	¥ 70	¥(107,789)
退職給付	(2,379)	(436)	(1,139)	37	(3,917)
その他	(22,421)	(24,273)	(1,628)	2,594	(45,728)
合計	¥(154,150)	¥ (3,217)	¥(2,767)	¥2,701	¥(157,434)

(注1) その他には在外営業活動体の換算差額が含まれております。

(注2) 固定資産には有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産が含まれております。

繰延税金資産の認識にあたり、将来加算一時差異、将来課税所得計画及びタックスプランニングを考慮しております。繰延税金資産を計上していない税務上の繰越欠損金は、移行日において33,557百万円(うち、繰越期限5年超として24,140百万円)、前年度末において43,274百万円(うち、繰越期限5年超として29,692百万円)、当年度末において42,145百万円(うち、繰越期限5年超として35,615百万円)でありま

す。繰延税金資産を計上していない税額控除は、移行日において798百万円(うち、繰越期限5年超として32百万円)、前年度末において2,337百万円(うち、繰越期限5年超として2,310百万円)、当年度末において3,228百万円(うち、繰越期限5年超として2,593百万円)であります。

(2) 法人所得税費用

各年度の「法人所得税費用」の内訳は、以下のとおりであります。

	2011	2012
当期法人所得税費用	¥141,224	¥110,493
繰延法人所得税費用	(4,718)	2,303
法人所得税費用合計	¥136,506	¥112,795

繰延法人所得税費用は、国内外の税率変更の影響により前年度1,239百万円減少、当年度3,021百万円増加しております。

(3) 実効税率の調整

各年度の法定実効税率と平均実際負担税率との差異について、原因となった主要な項目の内訳は、以下のとおりであります。

前年度及び当年度において、当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は40.35%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

	2011	2012
法定実効税率	40.35	40.35
海外子会社の税率差異	(10.65)	(11.65)
損金不算入額	2.01	1.38
関係会社株式評価損	—	(7.07)
法人所得税の不確実性	3.71	2.42
その他	(0.20)	0.12
平均実際負担税率	35.43	25.56

20. 営業債務及びその他の債務

各年度の「営業債務及びその他の債務」の内訳は、以下のとおりであります。

	2010	2011	2012
支払手形及び買掛金	¥149,462	¥170,821	¥165,427
未払金	73,739	67,130	71,736
その他	78,681	73,836	61,500
合計	¥301,880	¥311,787	¥298,663

当年度よりIFRS第9号を適用しており、営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

21. 社債及び借入金(その他の金融負債含む)

(1) 金融負債の内訳

各年度の「社債及び借入金」及び「その他の金融負債」の内訳は、以下のとおりであります。

			百万円	%	
	2010	2011	2012	平均利率 ^(注1)	返済期限
デリバティブ負債	¥ 6,990	¥ 2,859	¥ 5,133	—	—
短期借入金	109,263	70,060	43,486	5.96	—
コマーシャル・ペーパー	119,000	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	23,025	21,491	78,219	1.05	—
1年内償還予定の社債 ^(注2)	50,395	126,486	90,061	—	—
長期借入金	149,569	152,415	49,277	1.08	2013年 ～2028年
社債 ^(注2)	409,015	325,739	230,473	—	—
その他	35,570	20,419	23,900	—	—
合計	¥902,828	¥719,467	¥520,548		
流動負債	¥314,905	¥226,482	¥219,805		
非流動負債	587,923	492,985	300,743		
合計	¥902,828	¥719,467	¥520,548		

(注1) 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

当年度よりIFRS第9号を適用しており、デリバティブ負債は損益を通じて公正価値で測定する金融負債(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、社債及び借入金は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

社債及び借入金に関し、当社の財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されておられません。

(注2) 社債の発行条件の要約は、以下のとおりであります。

会社名	銘柄	発行年月日			百万円	%		償還期限
			2010	2011	2012	利率	担保	
当社	第2回国内普通社債	2007年7月24日	¥ 50,000 (50,000)	¥ —	¥ —	1.34	有	2010年7月23日
当社	第3回国内普通社債	2007年7月24日	40,000	40,000 (40,000)	—	1.53	有	2011年7月22日
当社	第4回国内普通社債	2007年7月24日	59,997	59,999	59,992 (59,992)	1.68	有	2012年7月24日
当社	第5回国内普通社債	2009年6月3日	100,000	100,000	99,913	1.13	有	2014年6月3日
当社	第6回国内普通社債	2010年12月9日	—	40,000	40,000	0.53	有	2015年12月9日
当社	第7回国内普通社債	2010年12月9日	—	20,000	20,000	0.84	有	2017年12月8日
当社	第8回国内普通社債	2010年12月9日	—	20,000	20,000	1.30	有	2020年12月9日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	2004年6月10日	105,829 [800百万Eur]	86,210 (86,210) [800百万Eur]	—	4.63	無	2011年6月10日
JTI (UK) Finance Plc	英ポンド建普通社債	2003年2月6日	36,514 [250百万Gbp]	31,535 (31,535) [250百万Gbp]	29,919 (29,919) [250百万Gbp]	5.75	無	2013年2月6日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	2006年10月2日	66,055 [500百万Eur]	53,856 (53,856) [500百万Eur]	50,359 (50,359) [500百万Eur]	4.50	無	2014年4月2日
その他の社債			1,015 (395)	626 (276)	350 (150)			
合計			¥459,410 (50,395)	¥ 452,225 (126,486)	¥320,534 (90,061)			

(注1) 残高の()内は内書きで、1年内償還予定の金額であります。

(注2) 残高の[]内は内書きで、外貨建社債の金額であります。

(2) 負債の担保に供している資産

① 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を当社の発行する社債の一般担保に供しております。社債権者は、当社の財産について他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しております(ただし、国税及び地方税、その他の公的な義務の履行の場合を除く)。

② 一部の子会社において担保に供している資産及びそれに対応する債務は、以下のとおりであります。

担保に供している資産

	2010	2011	百万円 2012
土地、建物及び構築物	¥10,137	¥10,604	¥ 9,231
機械装置及び運搬具	2,446	1,268	571
その他	4,493	996	998
合計	¥17,076	¥12,867	¥10,800

対応する債務

	2010	2011	百万円 2012
短期借入金	¥10,862	¥1,774	¥ 130
1年内返済予定の長期借入金	1,756	967	901
長期借入金	5,281	3,487	1,311
その他	420	620	350
合計	¥18,319	¥6,848	¥2,692

22. 引当金

各年度の「引当金」の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

2011年3月31日終了年度

	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	百万円 合計
2010年4月1日残高	¥1,449	¥ 3,212	¥ 2,186	¥2,730	¥ 9,577
期中増加額	14	641	3,458	578	4,691
割引計算の期間利息費用	16	—	—	—	16
目的使用による減少	(5)	(1,714)	(2,142)	(131)	(3,992)
戻入による減少	(117)	(648)	(44)	(64)	(873)
在外営業活動体の換算差額	—	(413)	—	(310)	(722)
2011年3月31日残高	¥1,357	¥ 1,078	¥ 3,458	¥2,802	¥ 8,696
流動負債	¥ 25	¥ 651	¥ 3,458	¥ 50	¥ 4,184
非流動負債	1,332	428	—	2,752	4,512
合計	¥1,357	¥ 1,078	¥ 3,458	¥2,802	¥ 8,696

2012年3月31日終了年度

	百万円				合計
	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	
2011年4月1日残高	¥1,357	¥ 1,078	¥ 3,458	¥2,802	¥ 8,696
期中増加額	288	4,217	3,938	2,565	11,008
割引計算の期間利息費用	17	—	—	—	17
目的使用による減少	(2)	(4,406)	(3,384)	(965)	(8,757)
戻入による減少	—	(205)	(74)	(238)	(518)
在外営業活動体の換算差額	—	(67)	—	(245)	(312)
2012年3月31日残高	¥1,660	¥ 618	¥ 3,938	¥3,919	¥10,135
流動負債	¥ 2	¥ 612	¥ 3,938	¥1,135	¥ 5,686
非流動負債	1,659	6	—	2,784	4,448
合計	¥1,660	¥ 618	¥ 3,938	¥3,919	¥10,135

① 資産除去引当金

当社グループが使用する工場設備・敷地等に対する原状回復義務及び有害物質の除去に備えて、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

② リストラクチャリング引当金

主に海外たばこ事業に係る、事業統合・合理化施策に関連するものであります。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

③ 売上割戻引当金

一定期間の売上数量や売上金額が所定の数値を超えた場合に請求額を減額する顧客との契約に係るものであります。主に1年以内に支払われることが見込まれております。

23. その他の負債

各年度の「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」の内訳は、以下のとおりであります。

	百万円		
	2010	2011	2012
未払たばこ税 ^(注)	¥212,067	¥202,234	¥240,532
未払たばこ特別税 ^(注)	10,490	8,151	15,052
未払地方たばこ税 ^(注)	85,238	102,169	191,377
未払消費税等	59,691	69,825	83,182
従業員賞与	37,332	35,219	39,739
従業員有給休暇債務	19,577	18,583	18,560
その他	107,045	121,042	94,509
合計	531,440	557,223	682,952
流動負債	433,459	463,088	590,717
非流動負債	97,982	94,135	92,235
合計	¥531,440	¥557,223	¥682,952

(注) 未払たばこ税、未払たばこ特別税及び未払地方たばこ税については、当年度の金額には、連結決算日が金融機関の休日であったために未払いとなった金額が含まれております。

24. 従業員給付

(1) 従業員退職給付

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付制度における給付額は、勤続した各年に稼得したポイントや退職時の支給

率、勤務年数、退職前の最終平均給与、その他の条件に基づき設定されております。

なお、通常の退職日前における従業員の退職に際して、退職加算金を支払う場合があります。

① 確定給付制度債務の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりであります。

	国内	海外	百万円 合計
2010年4月1日残高	¥198,494	¥292,821	¥491,315
勤務費用	5,579	4,620	10,200
利息費用	3,586	14,637	18,223
制度加入者からの拠出額	—	922	922
数理計算上の差異の当期発生額	50,592	14,600	65,192
給付の支払額	(21,468)	(14,346)	(35,814)
過去勤務費用の当期発生額	51	1,398	1,449
特別退職加算金	—	13	13
制度の終了(縮小・清算)等による増減額	(211)	(58)	(269)
在外営業活動体の換算差額	—	(39,508)	(39,508)
その他の増減	(152)	3,008	2,856
2011年3月31日残高	236,471	278,108	514,579
勤務費用	11,455	4,793	16,249
利息費用	3,878	14,033	17,911
制度加入者からの拠出額	—	1,000	1,000
数理計算上の差異の当期発生額	6,445	4,947	11,392
給付の支払額	(20,467)	(14,058)	(34,525)
過去勤務費用の当期発生額	51	199	250
特別退職加算金	—	1,991	1,991
制度の終了(縮小・清算)等による増減額	—	(52)	(52)
在外営業活動体の換算差額	—	(16,355)	(16,355)
その他の増減	57	313	370
2012年3月31日残高	¥237,890	¥274,918	¥512,808

② 制度資産の調整表

制度資産の増減は、以下のとおりであります。

			百万円
	国内	海外	合計
2010年4月1日残高	¥100,498	¥220,812	¥321,311
期待運用収益	2,489	11,503	13,993
数理計算上の差異の当期発生額	(524)	8,183	7,659
事業主からの拠出額	3,189	7,426	10,615
制度加入者からの拠出額	—	922	922
給付の支払額	(9,093)	(10,079)	(19,172)
制度の終了(縮小・清算)等による増減額	(83)	—	(83)
在外営業活動体の換算差額	—	(28,042)	(28,042)
その他の増減	(36)	—	(36)
2011年3月31日残高	96,440	210,726	307,166
期待運用収益	2,366	11,193	13,559
数理計算上の差異の当期発生額	(1,522)	1,119	(404)
事業主からの拠出額	3,424	8,299	11,723
制度加入者からの拠出額	—	1,000	1,000
給付の支払額	(8,539)	(10,653)	(19,193)
在外営業活動体の換算差額	—	(11,789)	(11,789)
その他の増減	—	20	20
2012年3月31日残高	¥ 92,168	¥209,914	¥302,082

なお、当社グループは2013年3月期に11,030百万円の掛金を拠出する予定であります。

③ 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

各年度の確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された退職給付に係る負債及び資産との関係は、以下のとおりであります。

			百万円
	国内	海外	2010 合計
積立型の確定給付制度債務	¥ 112,277	¥ 224,869	¥ 337,146
制度資産	(100,498)	(220,812)	(321,311)
小計	11,778	4,057	15,835
非積立型の確定給付制度債務	86,217	67,952	154,169
未認識過去勤務費用	—	169	169
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	¥ 97,995	¥ 72,178	¥ 170,173
退職給付に係る負債	¥ 98,034	¥ 77,372	¥ 175,407
退職給付に係る資産	(39)	(5,194)	(5,234)
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	¥ 97,995	¥ 72,178	¥ 170,173

	百万円		
	2011		
	国内	海外	合計
積立型の確定給付制度債務	¥106,386	¥ 213,847	¥ 320,233
制度資産	(96,440)	(210,726)	(307,166)
小計	9,946	3,121	13,067
非積立型の確定給付制度債務	130,085	64,261	194,345
未認識過去勤務費用	—	158	158
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	¥140,031	¥ 67,539	¥ 207,570
退職給付に係る負債	¥140,058	¥ 74,281	¥ 214,339
退職給付に係る資産	(27)	(6,742)	(6,769)
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	¥140,031	¥ 67,539	¥ 207,570

	百万円		
	2012		
	国内	海外	合計
積立型の確定給付制度債務	¥107,451	¥ 208,727	¥ 316,178
制度資産	(92,168)	(209,914)	(302,082)
小計	15,283	(1,187)	14,096
非積立型の確定給付制度債務	130,439	66,191	196,630
未認識過去勤務費用	—	129	129
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	¥145,722	¥ 65,133	¥ 210,855
退職給付に係る負債	¥145,722	¥ 79,504	¥ 225,226
退職給付に係る資産	—	(14,371)	(14,371)
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	¥145,722	¥ 65,133	¥ 210,855

④ 制度資産の主な内訳

各年度の制度資産合計に対する主な分類ごとの内訳は、以下のとおりであります。

	国内			海外		
	2010	2011	2012	2010	2011	2012
株式	6.5	29.2	33.4	43.3	43.6	38.9
債券	28.6	16.5	21.7	51.1	49.4	50.3
不動産	—	—	—	1.6	1.9	1.6
生保一般勘定	38.9	45.4	44.3	—	—	—
その他	26.0	8.9	0.6	4.0	5.1	9.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	%		
	2010	2011	2012
株式	31.7	39.1	37.2
債券	44.0	39.1	41.6
不動産	1.1	1.3	1.1
生保一般勘定	12.2	14.2	13.5
その他	11.0	6.3	6.6
合計	100.0	100.0	100.0

(注) 生保一般勘定は、生命保険会社により一定の予定利率と元本が保証されております。

当社グループの主要な制度に係る資産運用方針は、以下の通りであります。

(国内)

当社の制度資産の運用方針は、社内規定に従い、将来にわたる確定給付制度債務の支払を確実に行うために、中長期的に安定的な収益を確保することを目的としております。具体的には、毎年度定める許容リスクの範囲内で目標収益率及び投資資産別の資産構成割合を設定し、その割合を維持することにより運用を行います。資産構成割合の見直し時には、確定給付制度債務に係る割引率の変動と連動性が高い制度資産の導入について都度検討を行っております。

また、市場環境に想定外の事態が発生した場合は、社内規定に従って、一時的にリスク資産のウェイト調整を行うことを可能としております。

(海外)

海外子会社の制度資産の運用方針は、各国の法律に従い、年金運用受託者及び海外子会社の経営者により適切に設定されており、確定給付制度債務から生じるリスクを管理しつつ、債務の価値の変動を超える運用益の稼得を目指すこととしております。

制度資産の主要な部分は、確定給付制度債務と連動性のある債券に投資しております。また残りの部分については、長期的な収益の稼得を目指し、主に株式に投資しております。

⑤ 数値計算上の仮定に関する事項

各年度の数値計算の仮定の主要なものは、以下のとおりであります。

	2010		2011		2012	
	国内	海外	国内	海外	国内	海外
割引率	1.9	3.0~5.8	1.7	2.8~5.4	1.4	2.5~5.5
長期期待運用収益率	2.5	4.5~6.2	2.5	4.3~5.7	2.5	2.8~4.4
インフレ率	—	1.5~3.6	—	1.8~3.5	—	1.5~3.1

(注1) 長期期待運用収益率を決定するため、現在及び将来予想される資産構成割合と、制度資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(注2) 確定給付制度債務の評価は将来の不確実な事象への判断を含んでおります。主要な基礎率の変化が当年度末における確定給付制度債務に与える感応度は以下のとおりであります。これらの感応度のそれぞれは、その他の変数が一定との前提を置いておりますが、実際には独立して変化するとは限りません。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。

	基礎率の変化	百万円	
		国内	海外
割引率	0.5%の上昇	¥(9,438)	¥(17,195)
	0.5%の低下	10,153	19,130
インフレ率	0.5%の上昇	—	12,547
	0.5%の低下	—	(11,340)

⑥ 確定給付制度債務及び制度資産の実績との修正

各年度の確定給付制度債務及び制度資産の実績による修正は、以下のとおりであります。

	百万円		
	国内	海外	合計
確定給付制度債務	¥ 198,494	¥ 292,821	¥ 491,315
制度資産	(100,498)	(220,812)	(321,311)
未積立の給付債務	¥ 97,995	¥ 72,009	¥ 170,004

	百万円		
	国内	海外	合計
確定給付制度債務	¥236,471	¥ 278,108	¥ 514,579
制度資産	(96,440)	(210,726)	(307,166)
未積立の給付債務	¥140,031	¥ 67,381	¥ 207,412
実績による修正(確定給付制度債務)	¥ 5,264	¥ (1,274)	¥ 3,990
実績による修正(制度資産)	524	(8,183)	(7,659)

	百万円		
	2012		
	国内	海外	合計
確定給付制度債務	¥237,890	¥ 274,918	¥ 512,808
制度資産	(92,168)	(209,914)	(302,082)
未積立の給付債務	¥145,722	¥ 65,004	¥ 210,726
実績による修正(確定給付制度債務)	¥ (235)	¥ (7,509)	¥ (7,744)
実績による修正(制度資産)	1,522	(1,119)	404

(注) 実績による修正とは、各年度に発生した数理計算上の差異のうち、事前の数理計算上の仮定に基づき予測計算された結果と実際結果との差額であります。

⑦ 退職給付に関連する損益

各年度の退職給付に関連する損益は、以下のとおりであります。

	百万円		
	2011		
	国内	海外	合計
勤務費用	¥ 5,579	¥ 4,620	¥ 10,200
利息費用	3,586	14,637	18,223
期待運用収益	(2,489)	(11,503)	(13,993)
過去勤務費用の当期の費用処理額	51	1,378	1,428
特別退職加算金	—	13	13
制度の終了(縮小・清算)等による損益	(127)	(58)	(185)
合計	¥ 6,599	¥ 9,087	¥ 15,686
制度資産の実際運用収益	¥(1,965)	¥(19,687)	¥(21,652)

	百万円		
	2012		
	国内	海外	合計
勤務費用	¥11,455	¥ 4,793	¥ 16,249
利息費用	3,878	14,033	17,911
期待運用収益	(2,366)	(11,193)	(13,559)
過去勤務費用の当期の費用処理額	51	179	231
特別退職加算金	—	1,991	1,991
制度の終了(縮小・清算)等による損益	—	(52)	(52)
合計	¥13,018	¥ 9,752	¥ 22,770
制度資産の実際運用収益	¥ (843)	¥(12,312)	¥(13,155)

(注1) 利息費用及び期待運用収益は純額を「金融費用」に含めており、それ以外の費用は「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含めて表示しております。

(注2) 確定拠出年金への要拠出額等に係る費用は、前年度において5,813百万円、当年度において5,506百万円であり、当該費用は上記に含まれておりません。

(2) 共済年金給付

共済組合の長期給付(年金)に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の期間(恩給等期間)に係るものについては、法令により、事業主である当社が負担することとされており、当該負担額については年金数理計算に基づき、その現在価値により債務とし、退職給付に係る負債に含めて計上しております。

① 共済年金給付債務の調整表

共済年金給付債務の増減は、以下のとおりであります。

	2011	2012
期首残高	¥109,595	¥97,577
利息費用	1,206	1,171
数理計算上の差異の当期発生額	(3,309)	583
給付の支払額	(9,915)	(9,536)
期末残高	¥ 97,577	¥89,794

(注) 利息費用は、「金融費用」に含めて表示しております。

② 数理計算上の仮定に関する事項

各年度の数理計算の仮定は、以下のとおりであります。

	2010	2011	2012
割引率	1.1	1.2	0.8

(注) 共済年金給付債務の評価は将来の不確実な事象への判断を含んでおります。主要な基礎率の変化が当年度末における共済年金給付債務に与える感応度は以下のとおりであります。なお、マイナスは共済年金給付債務の減少を、プラスは共済年金給付債務の増加を表しております。

	基礎率の変化	百万円 影響額
割引率	0.5%の上昇	¥(2,863)
	0.5%の低下	2,963

(3) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」に含まれている数理計算上の差異の増減

各年度の連結包括利益計算書の「その他の包括利益」に含まれている数理計算上の差異は、以下のとおりであります。

	2011	2012
期首残高(累計)	¥ —	¥(34,461)
当期発生	(34,461)	(10,669)
期末残高(累計)	¥(34,461)	¥(45,131)

(4) その他の従業員給付費用

各年度の連結損益計算書に含まれる従業員退職給付及び共済年金給付以外の従業員給付に係る費用は、以下のとおりであります。

	2011	2012
報酬及び給与	¥218,823	¥213,412
従業員賞与	58,838	62,590
法定福利費	37,051	37,075
福利厚生費	21,971	22,194
退職加算金	3,189	3,270

25. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金

① 授権株式数

移行日、前年度末及び当年度末における授権株式数は、普通株式40,000,000株であります。

② 全額払込済みの発行済株式

各年度の株式発行数及び資本金等の残高の増減は、以下のとおりであります。

	株	百万円	
	発行済 普通株式数	資本金	資本剰余金
移行日(2010年4月1日)	10,000,000	¥100,000	¥736,407
増減	—	—	3
前年度(2011年3月31日)	10,000,000	100,000	736,410
増減	—	—	—
当年度(2012年3月31日)	10,000,000	¥100,000	¥736,410

(注) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であります。

(2) 自己株式

各年度の自己株式数及び残高の増減は、以下のとおりであります。

	株	百万円
	株式数	金額
移行日(2010年4月1日)	419,903	¥74,575
増減	58,623	19,999
前年度(2011年3月31日)	478,526	94,574
増減	—	—
当年度(2012年3月31日)	478,526	¥94,574

(注1) 当社はストック・オプション制度を採用しており、その権利行使に伴う株式の交付に自己株式を充当しております。なお、契約条件及び金額等は、「34. 株式報酬」に記載しております。

(注2) 取締役会決議に基づく自己株式の取得株式数は前年度58,630株、取得価額総額は前年度20,000百万円であります。また、新株予約権の行使による譲渡は前年度7株であります。

(3) その他の資本の構成要素

① 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、「34. 株式報酬」に記載しております。

② 在外営業活動体の換算差額

外貨建てで作成された在外営業活動体の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

③ キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分

当社は将来キャッシュ・フローの変動リスクを回避するためのヘッジを行っており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ取引の公正価値の変動額のうち有効と認められる部分であります。

④ その他有価証券評価差額金

その他有価証券の公正価値の評価差額であります(日本基準)。

⑤ その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動

その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の評価差額であります。

⑥ 数理計算上の差異

数理計算上の差異とは、期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響額及び数理計算上の仮定の変更による影響額であります。これについては、発生時にその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えております。

26. 配当金

各年度における配当金の支払額は、以下のとおりであります。

						2011
株式の種類	百万円		円		基準日	効力発生日
	配当金の 総額		1株当たり 配当額			
(決議)						
2010年6月24日定時株主総会	普通株式	¥28,740	¥3,000	2010年3月31日	2010年6月25日	
2010年10月28日取締役会	普通株式	26,824	2,800	2010年9月30日	2010年12月1日	
						2012
株式の種類	百万円		円		基準日	効力発生日
	配当金の 総額		1株当たり 配当額			
(決議)						
2011年6月24日定時株主総会	普通株式	¥38,086	¥4,000	2011年3月31日	2011年6月27日	
2011年10月31日取締役会	普通株式	38,086	4,000	2011年9月30日	2011年12月1日	

また、配当の効力発生日が翌年度となるものは、以下のとおりであります。

						2011
株式の種類	百万円		円		基準日	効力発生日
	配当金の 総額		1株当たり 配当額			
(決議)						
2011年6月24日定時株主総会	普通株式	¥38,086	¥4,000	2011年3月31日	2011年6月27日	
						2012
株式の種類	百万円		円		基準日	効力発生日
	配当金の 総額		1株当たり 配当額			
(決議)						
2012年6月22日定時株主総会	普通株式	¥57,129	¥6,000	2012年3月31日	2012年6月25日	

27. 売上収益

各年度の総取扱高と「売上収益」の調整は以下のとおりであります。

	百万円	
	2011	2012
総取扱高	¥ 6,212,235	¥ 6,610,757
たばこ税及びその他代理取引取扱高	(4,152,870)	(4,576,932)
売上収益	¥ 2,059,365	¥ 2,033,825

たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

なお、総取扱高は、当社グループが任意に開示する項目であり、IFRSが規定する収益 (Revenue) とは異なっております。

28. その他の営業収益

各年度の「その他の営業収益」の内訳は、以下のとおりであります。

	百万円	
	2011	2012
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の売却益 ^{(注1)(注2)}	¥12,150	¥30,134
その他 ^(注2)	8,481	18,378
合計	¥20,630	¥48,512

(注1) 主なものは、旧工場跡地、倉庫及び住宅等の売却によるものであります。

(注2) 各勘定に含まれるリストラクチャリング収益は、以下のとおりであります。

	百万円	
	2011	2012
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の売却益	¥11,063	¥29,368
その他	190	564
合計	¥11,254	¥29,932

29. 販売費及び一般管理費等

各年度の「販売費及び一般管理費等」の内訳は、以下のとおりであります。

	百万円	
	2011	2012
広告宣伝費	¥ 21,356	¥ 21,530
販売促進費	131,456	128,007
運賃保管費	28,044	27,920
委託手数料	42,215	40,963
従業員給付費用 ^(注3)	231,241	235,060
研究開発費 ^(注1)	48,866	51,461
減価償却費及び償却費	61,686	58,550
減損損失(金融資産の減損損失を除く) ^(注3)	6,181	7,013
カナダにおける行政法規違反過料 ^(注2)	12,843	—
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の除売却損 ^(注3)	10,036	11,454
葉たばこ農家に対する廃作協力金	—	12,469
その他 ^(注3)	133,219	138,743
合計	¥727,144	¥733,169

(注1) 費用として認識される研究開発費はすべて販売費及び一般管理費等を含めております。

(注2) 子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp.が、2010年4月13日、カナダ政府当局との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約を締結するとともに、当社によるRJRナビスコ社からの米国以外のたばこ事業買収以前の期間において、たばこの密輸等に関与したとされる行為に対し、一定の行政法規違反答弁を行い、過料150万カナダドルを支払ったことによるものであります。

(注3) 各勘定に含まれるリストラクチャリング費用は、以下のとおりであります。

	百万円	
	2011	2012
従業員給付費用	¥ 3,202	¥ 4,651
減損損失(金融資産の減損損失を除く)	4,413	5,837
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の除売却損	3,601	3,342
その他	2,704	222
合計	¥13,920	¥14,052

30. 金融収益及び金融費用

各年度の「金融収益」及び「金融費用」の内訳は、以下のとおりであります。

	百万円
	2011
金融収益	
受取配当金	¥1,496
受取利息	2,174
有価証券売却益	
株式	4,502
その他	539
為替差益 ^(注1)	798
その他	361
合計	¥9,870

	百万円
	2011
金融費用	
支払利息 ^(注2)	¥17,087
有価証券売却損	
株式	729
その他	128
有価証券評価損	953
従業員給付費用 ^(注3)	5,435
その他	1,617
合計	¥25,949

(注1) 通貨デリバティブの評価損益は、為替差益に含めております。

(注2) 金利デリバティブの評価損益は、支払利息に含めております。

(注3) 従業員給付費用は、従業員給付に関連する損益のうち、利息費用と期待運用収益の純額であります。

	百万円
	2012
金融収益	
受取配当金	
その他の包括利益を通じて測定する金融資産	¥1,280
受取利息	
償却原価で測定する金融資産	
現金及び預金・債券等	2,366
その他	1,958
合計	¥5,603

	百万円
	2012
金融費用	
支払利息	
償却原価で測定する金融負債	
社債及び借入金 ^(注2)	¥13,962
その他	415
為替差損 ^(注1)	2,738
従業員給付費用 ^(注3)	5,523
その他	791
合計	¥23,429

(注1) 通貨デリバティブの評価損益は、為替差損に含めております。

(注2) 金利デリバティブの評価損益は、支払利息に含めております。

(注3) 従業員給付費用は、従業員給付に関連する損益のうち、利息費用と期待運用収益の純額であります。

31. その他の包括利益

各年度の「その他の包括利益」に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は、以下のとおりであります。

	百万円				
	2011				
	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
在外営業活動体の換算差額	¥(256,784)	¥ —	¥(256,784)	¥ —	¥(256,784)
その他有価証券評価差額金	(7,148)	(3,249)	(10,397)	3,939	(6,458)
数理計算上の差異	(54,223)	—	(54,223)	19,762	(34,461)
合計	¥(318,155)	¥(3,249)	¥(321,404)	¥23,701	¥(297,703)

	百万円				
	2012				
	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
在外営業活動体の換算差額	¥(130,331)	¥ —	¥(130,331)	¥ —	¥(130,331)
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分	(556)	317	(239)	73	(166)
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	6,248	—	6,248	(1,498)	4,750
数理計算上の差異	(12,379)	—	(12,379)	1,709	(10,669)
合計	¥(137,017)	¥317	¥(136,700)	¥ 284	¥(136,416)

32. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 親会社の普通株主に帰属する利益

	百万円	
	2011	2012
親会社の所有者に帰属する当期利益	¥243,315	¥320,883
親会社の普通株主に帰属しない利益	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	243,315	320,883

② 期中平均普通株式数

	千株	
	2011	2012
期中平均普通株式数	9,574	9,521

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 希薄化後の普通株主に帰属する利益

	百万円	
	2011	2012
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	¥243,315	¥320,883
当期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	¥243,315	¥320,883

② 希薄化後の期中平均普通株式数

	千株	
	2011	2012
期中平均普通株式数	9,574	9,521
新株予約権による普通株式増加数	3	4
希薄化後の期中平均普通株式数	9,577	9,525

(3) 調整後希薄化後1株当たり当期利益

	2011	2012
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	¥ 243,315	¥ 320,883
のれんの減損損失	87	—
リストラクチャリングに係る収益	(11,254)	(29,932)
リストラクチャリングに係る費用	13,920	29,039
上記に係る法人所得税費用及び非支配持分調整額	2,005	2,025
関係会社株式評価損に係る法人所得税費用調整額	—	(31,207)
調整後希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する調整後の当期利益	¥ 248,073	¥ 290,808
調整後希薄化後1株当たり当期利益(円)	¥25,903.94	¥30,530.39

33. 非資金取引

重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リースにより取得した資産の金額は、前年度において3,573百万円、当年度において2,977百万円であります。

34. 株式報酬

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により付与されております。

ストック・オプション制度の概要は、以下のとおりであります。

(1) スtock・オプションの契約条件等

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ① 付与対象者の区分： | 当社取締役及び執行役員 |
| ② 決済方法： | 株式決済 |
| ③ 付与されたストック・オプションの有効期間： | 付与日より30年 |
| ④ 権利確定条件： | 付されておられません |

なお、ストック・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

- (a) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている(ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている)。
- (b) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) ストック・オプション数の変動状況

	2011			2012		
	取締役	執行役員等	合計	取締役	執行役員等	合計
期首残高	1,003	1,106	2,109	1,524	1,557	3,081
付与	521	458	979	514	524	1,038
行使	—	(7)	(7)	—	—	—
振替	—	—	—	(163)	163	—
期末残高	1,524	1,557	3,081	1,875	2,244	4,119
期末時点における行使可能残高	—	283	283	—	430	430

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注2) ストック・オプションは、すべて権利行使価格1円で付与しております。

(注3) ストック・オプションの期中付与対象者は、前年度において取締役9名・執行役員14名、当年度において取締役8名・執行役員15名であります。なお、ストック・オプション変動状況のうち「振替」とは、期中に役職変更された付与対象者の変更時保有分であります。

(注4) 期中に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、前年度において198,386円、当年度において277,947円であります。

(注5) 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の加重平均株価は、前年度において278,200円であります。なお、当年度は期中行使がありません。

(注6) 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前年度において28.3年、当年度において、27.8年であります。

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値の測定方法

① 使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

② 主な基礎数値及び見積方法

	2011	2012
株価	270,600円	367,000円
株価変動性 ^(注1)	34.4%	35.5%
予想残存期間 ^(注2)	15年	15年
予想配当 ^(注3)	5,600円/株	6,800円/株
無リスク利子率 ^(注4)	1.41%	1.48%

(注1) 上場日(1994年10月27日)以後の期間の株価実績に基づき算出しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

(注3) 直近の配当実績に基づき算出しております。なお、前年度の配当実績には記念配当200円は含んでおりません。

(注4) 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

(4) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に含まれている、ストック・オプションに係る費用計上額は、前年度において203百万円、当年度において265百万円であります。

35. 金融商品

移行日及び前年度においては、IFRS第1号に基づくIFRS第7号及びIFRS第9号の遡及適用の免除規定により、従前の会計基準(日本基準)を適用しております。当年度においては、IFRS第7号及びIFRS第9号を適用しております。

(1) 資本管理

当社グループは、中長期の持続的成長を通じて、企業価値を最大化することを目指しております。

持続的成長の実現には、今後、事業投資、外部資源の獲得等の事業成長に向けた投資機会が生じた際に、機会を逃さず適切かつ迅速に投資を実行するための財務余力が必要であると認識しております。そのため、当社は将来の投資機会に対する財務の健全性・柔軟性の確保、及び資本収益性のバランスある資本構成の維持を目指しております。

当社グループは有利子負債から現金及び現金同等物を控除した純有利子負債、及び資本(親会社の所有者に帰属する部分)を管理対象としており、各報告日時点の残高は以下のとおりであります。

	2010	2011	百万円 2012
有利子負債	¥ 875,423	¥ 709,087	¥ 502,368
現金及び現金同等物	(154,369)	(244,240)	(404,740)
純有利子負債	721,054	464,847	97,628
資本(親会社の所有者に帰属する持分)	1,654,683	1,525,145	1,634,050

当社の株式については「日本たばこ産業株式会社法」において以下のとおり規定されております。

政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下、会社)が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならない。(第2条第1項)

会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式(自己株式を除く)、新株予約権(自己新株予約権を除く)若しくは新株予約権付社債(自己新株予約権付社債を除く)を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。(第2条第2項)

政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。(第3条第1項)

当社グループは、財務の健全性・柔軟性及び資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の健全性・柔軟性については、格付け、資本収益性については、ROE(株主資本利益率)を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

(2) リスク管理に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部は、主要な財務上のリスク管理の状況について、四半期ごとに当社の経営会議に報告しております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(3) 信用リスク

当社グループの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、主に、余資運用のため保有している債券等及び政策的な目的のため保有している株式等は、発行体の信用リスクに晒されております。

さらに、当社グループが為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

当社グループは、与信管理規程等に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、与信限度額又は取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。なお、単独の顧客に対して、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財務諸表に表示されている減損後の帳簿価額となります。

決算日現在で期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析は、以下のとおりであります。

なお、保険の付保及び担保の取得により回収が見込まれる金額を含んでおります。

	百万円				
	2012 期日経過額				
	合計	30日以内	30日超～ 60日以内	60日超～ 90日以内	90日超
営業債権及びその他の債権	¥2,635	¥2,376	¥60	¥ 8	¥191
その他の金融資産	285	—	—	—	285

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

	百万円
	2012
期首残高	¥26,322
期中増加額	514
期中減少額(目的使用)	(8,795)
期中減少額(戻入)	(2,120)
その他の増減	(55)
期末残高	¥15,866

(4) 流動性リスク

当社グループは、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の経営会議に報告しております。また、流動性リスクに備えるため、複数の金融機関とコミットメント・ライン契約を結ぶことにより、所要の借入枠を設定しております。

各年度末における金融負債(デリバティブ金融商品を含む)の期日別残高は、以下のとおりであります。

	百万円							
	2010							
	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	¥ 301,880	¥ 301,880	¥301,880	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —
短期借入金	109,263	109,263	109,263	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	119,000	119,000	119,000	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	23,025	23,025	23,025	—	—	—	—	—
長期借入金	149,569	149,569	—	22,204	104,107	20,928	1,801	530
1年内償還予定の社債	50,395	50,300	50,300	—	—	—	—	—
社債	409,015	409,086	—	146,030	96,756	100	166,200	—
合計	¥1,162,148	¥1,162,124	¥603,469	¥168,234	¥200,863	¥21,028	¥168,001	¥530

百万円
2011

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	2011					
			1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	¥ 311,787	¥ 311,787	¥311,787	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —
短期借入金	70,060	70,060	70,060	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	21,491	21,491	21,491	—	—	—	—	—
長期借入金	152,415	152,415	—	99,378	20,893	1,693	30,035	416
1年内償還予定の社債	126,486	126,480	126,480	—	—	—	—	—
社債	325,739	325,808	—	91,726	100	153,981	40,000	40,000
合計	¥1,007,977	¥1,008,039	¥529,817	¥191,104	¥20,993	¥155,674	¥70,035	¥40,416

百万円
2012

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	2012					
			1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	¥298,663	¥298,663	¥298,663	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —
短期借入金	43,486	43,486	43,486	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	78,219	78,219	78,219	—	—	—	—	—
長期借入金	49,277	49,277	—	20,593	1,103	27,158	23	401
1年内償還予定の社債	90,061	90,109	90,109	—	—	—	—	—
社債	230,473	230,583	—	100	150,483	40,000	—	40,000
小計	790,179	790,337	510,477	20,693	151,586	67,158	23	40,401
デリバティブ負債(注)								
為替予約取引	1,630	1,630	1,630	—	—	—	—	—
金利スワップ取引	152	152	48	38	37	28	—	—
金利通貨スワップ取引	3,350	2,472	(47)	(94)	(200)	2,813	—	—
小計	5,133	4,254	1,632	(56)	(163)	2,841	—	—
合計	¥795,311	¥794,591	¥512,109	¥20,637	¥151,423	¥69,998	¥23	¥40,401

(注) キャッシュ・フローの()内は、受取額であります。

決算日現在におけるコミットメント・ライン総額、及び借入実行残高は、以下のとおりであります。

百万円
2012

コミットメント・ライン総額	¥513,525
借入実行残高	76,933
未実行残高	¥436,592

(5) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

- (i) 当社グループの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引及び、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、当社グループの各機能通貨建ての損益及びキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク
- (ii) 当社グループの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、当社グループの資本が為替変動の影響を受けるリスク
- (iii) 当社グループの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、当社グループの損益が為替変動の影響を受けるリスク

通貨デリバティブの詳細は、以下のとおりであります。

(i) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

	2010			2011			2012		
	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値
為替予約取引									
買建	¥296,523	¥2,894	¥ 654	¥204,216	¥ —	¥ 2,945	¥ 87,143	¥—	¥(1,227)
売建	133,768	2,416	(490)	85,173	—	(1,238)	35,091	—	350
通貨スワップ取引									
買建	59,712	—	(123)	—	—	—	—	—	—
売建	2,260	2,260	(460)	1,782	1,782	(82)	—	—	—
通貨オプション取引									
買建	—	—	—	6,112	—	121	—	—	—
合計	¥492,262	¥7,570	¥(419)	¥297,283	¥1,782	¥ 1,745	¥122,235	¥—	¥ (877)

連結子会社において、在外営業活動体に対する純投資について報告通貨への換算から生じる換算差額の変動リスクを緩和すべく、外貨建ての借入金及び社債をヘッジ手段として指定しております。

ヘッジ手段に指定された借入金及び社債は、以下のとおりであります。

	百万円	
	帳簿価額	返済期限
ユーロ建社債	¥50,359	2014年
ユーロ建借入金	13,226	2012年
ポンド建借入金	48,592	2012年

為替感応度分析

当社グループが決算日現在において保有する金融商品において、機能通貨に対して、機能通貨以外の各通貨が10%増価した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりであります。

機能通貨建ての金融商品、及び在外営業活動体の資産及び負債、収

(i)のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点又は債権債務確定時点において、デリバティブ又は外貨建有利子負債を利用したヘッジを行っております。(ii)のリスクに対しては、外貨建有利子負債を利用したヘッジを行っており、その一部は純投資ヘッジの指定を行っております。(iii)のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

当社グループは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、為替相場の現状及び見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会の管理監督の下で上記ヘッジを実行し、当社財務部は、定期的にその実績を当社の経営会議に報告しております。

益及び費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。また、算定に使用した各通貨以外の通貨は変動しないことを前提としております。

	百万円
	2012
税引前利益	¥1,178

(6) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等とのネット後の有利子負債から生じます。借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されており、

当社グループは、借入金及び社債について、金利変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、金利の現状及び見通しに基づいて金利ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会の管理監督の下でデリバティブを利用したヘッジ取引を実行し、当社財務部は、定期的にその実績を当社の経営会議に報告しております。

金利デリバティブの詳細は、以下のとおりであります。

(i) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

	2010			2011			2012		
	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値
金利スワップ取引									
受取固定・支払変動	¥ 36,606	¥36,606	¥2,297	¥31,576	¥31,576	¥2,192	¥29,959	¥ —	¥1,187
受取変動・支払固定	—	—	—	—	—	—	1,814	1,814	(150)
金利キャップ取引									
買建	297,744	36,606	161	31,576	31,576	14	29,959	—	0
合計	¥334,351	¥73,213	¥2,458	¥63,153	¥63,153	¥2,205	¥61,732	¥1,814	¥1,037

(ii) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

	2010			2011			2012		
	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値	契約額等	うち1年超	公正価値 ^(注3)
金利スワップ取引									
受取変動・支払固定	¥1,137	¥437	(注1)	¥ 357	¥ 198	(注1)	¥ 198	¥ 58	¥ (2)
金利通貨スワップ取引									
受取変動・支払固定	—	—	—	30,000	30,000	(注1)	30,000	30,000	(3,350)
合計	¥1,137	¥437	—	¥30,357	¥30,198	—	¥30,198	¥30,058	¥(3,352)

(注1) 移行日及び前年度においては、従前の会計基準(日本基準)を適用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) キャッシュ・フロー・ヘッジの適用により、連結財政状態計算書において公正価値で計上しております。

金利感応度分析

当社グループが決算日現在において保有する金融商品において、金利が100bp上昇した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響額は、以下のとおりであります。

金利変動の影響を受ける金融商品を対象としており、為替変動の影響等その他の要因は一定であることを前提としております。

	百万円
	2012
税引前利益	¥1,061

(7) 市場価格の変動リスク

当社グループは、有価証券について、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、各主管部署において、取引先企業との関係を勘案し、必要により保有の見直しを図ることとしております。

(8) 金融商品の公正価値

各年度末における金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

	2010		2011		2012	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入金 ^(注)	¥172,594	¥173,733	¥173,906	¥174,302	¥127,496	¥127,844
社債 ^(注)	459,410	474,273	452,225	462,476	320,534	328,767

(注) 1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

償却原価で測定する短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当社及び連結子会社が発行する社債の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1: 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2: レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3: 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

	2012			2012
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ資産	¥ —	¥1,941	¥ —	¥ 1,941
株式	35,712	—	3,394	39,106
その他	71	—	945	1,016
合計	¥35,783	¥1,941	¥4,339	¥42,063
デリバティブ負債	¥ —	¥5,133	¥ —	¥ 5,133
合計	¥ —	¥5,133	¥ —	¥ 5,133

レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりであります。

	2012
期首残高	¥4,530
利得及び損失合計	
損益 ^(注1)	(337)
その他の包括利益 ^(注2)	333
購入	20
売却	(206)
期末残高	¥4,339

(注1) 当年度の損益に含まれている利得及び損失は、決算日時点の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

(注2) 当年度のその他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれております。

36. 関連当事者

日本国政府は、日本たばこ産業株式会社法に基づき、当社が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならないこととされており、当年度末現在、当社の発行済株式総数の50.01%を保有しております。

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、通常の事業取引と同様の条件で行われております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

各年度の主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりであります。

	2011	2012
報酬及び賞与	¥703	¥762
株式報酬	108	133
合計	¥811	¥895

37. コミットメント

(1) 資産の取得に係るコミットメント

各年度における、決算日以降の資産の取得に係るコミットメントは、以下のとおりであります。

	2011	2012
有形固定資産の取得	¥34,655	¥32,541
無形資産の取得	859	8,183
合計	¥35,514	¥40,724

(2) 国内葉たばこの買入れ

当社の国内葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別

及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社はこの契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。

38. 東日本大震災による損失

各年度に連結損益計算書において計上されている東日本大震災による損失は、以下のとおりであります。

	2011	2012
東日本大震災による損失	¥10,918	¥15,048

前年度における東日本大震災による損失は、固定資産の滅失損失及び復旧費用、並びに棚卸資産の滅失損失等であります。

当年度における東日本大震災による損失は、棚卸資産の廃棄損失及び操業停止に伴う固定費等であります。

また、上記損失額以外に、前年度の見積額の戻入れとして1,811百万円、当該震災により被災した固定資産の滅失損失及び復旧費用、並びに棚卸資産の滅失損失に対する受取保険金として5,081百万円を当年度の連結損益計算書の「その他の営業収益」に計上しております。

39. 偶発事象

偶発負債

当社及び一部の子会社は、現在係属中の複数の訴訟の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積もることが不可能な訴訟については、引当金は計上しておりません。

なお、当社グループは、これらの訴訟において、当社グループの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

① 喫煙と健康に関する訴訟

当社及び一部の子会社は、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業を買収した契約に基づき、当社が責任を負担するものを合わせて、連結決算日現在25件係属しております。

現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは以下のとおりであります。

(i) 個人訴訟

南アフリカにおいて当社の被補償者に対して1件の個人訴訟が提起されております。

南アフリカ 個人訴訟 (Joselowitz)

2000年10月に、当社の被補償者に対して、個人訴訟が提起されております。原告は、当該被補償者は健康に影響のある製品だと知りながらたばこ製品を販売し、依存性を助長させるためニコチン含有量を操作し、南アフリカの包装規制を遵守せず、子どもらによる喫煙を助長するため、ひそかに全世界で事業を行ったとして、補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は2001年2月以降手続停止中であり、

また、アイルランドにおいて、当社グループ会社に対して8件の個人訴訟(うち数件は、8件中の1件の判断が下されるまで手続停止中)が、日本において当社に対して2件の個人訴訟が提起されております。

(ii) 集団訴訟

当社グループ会社又は当社の被補償者に対して、カナダにおいて8件、イスラエルにおいて1件の集団訴訟が係属中であります。

カナダ ケベック州の集団訴訟 (Cecillia Letourneau)

1998年9月に、当社のカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac)を含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する補償的損害賠償と懲罰的損害賠償、総額約1兆4,689億円(約178億カナダドル)(被告全体に対する連帯責任)を求めています。2005年2月に原告の集団適格は認められ、2012年3月に本案審理が開始されております。被告たばこ製造業者は、カナダ連邦政府が喫煙と健康の問題に関してたば

こ産業に深く関与していたとして、カナダ連邦政府に対し、分担金と賠償を求める第三者請求を提起しております。

カナダ ケベック州の集団訴訟

(Conseil quebecois sur le tabac et la sante)

1998年11月に、JTI-Macを含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する補償的損害賠償と懲罰的損害賠償、総額約4,209億円(約51億カナダドル)(被告全体に対する連帯責任)を求めています。2005年2月に原告の集団適格は認められ、2012年3月に本案審理が開始されております。被告たばこ製造業者は、カナダ連邦政府が喫煙と健康の問題に関してたばこ産業に深く関与していたとして、カナダ連邦政府に対し、分担金と賠償を求める第三者請求を提起しております。

カナダ サスカチュワン州の集団訴訟 (Adams)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めています。本訴訟は、本案審理前の申し立てにおいて手続停止中であり、

カナダ マニトバ州の集団訴訟 (Kunta)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めています。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておりません。本訴訟は現在手続停止中であり、

カナダ ノバスコシア州の集団訴訟 (Semple)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めています。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておりません。本訴訟は現在手続停止中であり、

カナダ アルバータ州の集団訴訟 (Dorion)

2009年7月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めています。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておりません。当社の被補

償者は、訴状送達の有効性について争っております。本訴訟は現在手続停止中であります。

カナダ プリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟 (Bourassa)

2010年6月にJTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は、現在本案審理前の申し立てにおいて手続停止中であります。

カナダ プリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟 (McDermid)

2010年6月にJTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は、現在本案審理前の申し立てにおいて手続停止中であります。

イスラエル 集団訴訟 (Navon)

2004年12月に、当社のスイス子会社であるJT International AG Dagmersellenを含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社が使用している「lights」の記述が誤解を招くもので、詐欺的であり、消費者保護法に違反しているとして、原告及びイスラエルにおける「lights」製品全喫煙者の経済的損失に対する補償的損害賠償、精神的損害賠償及び懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は、現在イスラエルで係属中の「lights」訴訟(当社グループ及び当社の被補償者は当事者となっております)における集団適格に関する判断が下されるまで訴訟手続が停止しております。

(iii) 医療費返還訴訟

カナダにおいて、JTI-Mac及び当社の被補償者に対し、プリティッシュ・コロンビア州政府、ニューブランズウィック州政府、オンタリオ州政府及びニューファンドランド・ラブラドール州政府により提起された4件の医療費返還訴訟が係属中であります。これらの州は、「たばこ関連不正行為」(tobacco related wrong)の結果として支出した、もしくは将来支出する医療費の返還を請求するために、州政府に対し、直接たばこ製造業者を提訴する権限を与える目的のためのみに制定された州法に基づき提訴しております。

カナダ プリティッシュ・コロンビア州の医療費返還訴訟

2001年1月に、「たばこの被害及び医療費返還法」に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、プリティッシュ・コロンビア州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。同年、被告たばこ会社は、当該州法の合憲性について異議申し立てを行いました。2005年9月に、カナダ最高裁判所により最終的に却下されております。本訴訟は、第一審において係属中であります。また被告たばこ会社は、カナダ連邦政府が喫煙と健康の問題に関してたばこ産業に深く関与していたとして、カナダ連邦政府に対し、分担金と賠償を求める第三者請求を提起しましたが、2011年7月に、カナダ最高裁判所は、最終的に被告たばこ会社の第三者請求を却下しております。本案審理前の証拠開示手続は進行中でありますが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ ニューブランズウィック州の医療費返還訴訟

2008年3月に、上記のプリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ニューブランズウィック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の証拠開示手続は進行中でありますが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ オンタリオ州の医療費返還訴訟

2009年9月に、上記のプリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、オンタリオ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、総請求額4兆1,260億円(500億カナダドル)のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本案審理前の証拠開示手続は進行中でありますが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ ニューファンドランド・ラブラドール州の医療費返還訴訟

2011年2月に、上記のプリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ニューファンドランド・ラブラドール州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の証拠開示手続は進行中でありますが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

また、スペインにおいて、当社グループ会社に対して1件の医療費返還訴訟が係属中であります。

② その他の訴訟

当社及び一部の子会社は、商事紛争、税務紛争その他の訴訟においても被告となっております。

現在係属中の訴訟のうち、主なものは以下の通りであります。

商事訴訟

日本 損害賠償請求訴訟

2008年11月、舟山加藤佳食品有限公司/舟山港明食品有限公司(以下、「舟山食品」とその親会社である浙江海氏実業集团有限公司が、日本における当社の食品事業の子会社である旧株式会社加ト吉(当社による買収後、テーブルマーク株式会社へ名称変更)に対し、提訴しております(現在、浙江海氏実業集团有限公司は当事者に含まれておりません)。原告は、被告が舟山食品の持分を第三者に譲渡する際に、舟山食品の債務不履行を回避する必要な措置を講ずることを怠ったため、支配権の変更により銀行融資の引揚げを招いたと主張しております。また、原告は、利益の損失と付随的損害を含む損害賠償を求めています。第一審は、被告勝訴の判決を下し、現在控訴審において係属中であります。

日本 損害賠償請求訴訟

2010年2月、旧株式会社加ト吉の元代表取締役会長兼社長は、原告と旧株式会社加ト吉(当社による買収後、テーブルマーク株式会社へ名称変更)の間で締結した資産譲渡契約及び原告による連帯債務保証によ

り損害を被ったとしてテーブルマーク株式会社及びその子会社に対して提訴しております。原告は、資産譲渡契約の無効を主張しております。

(注) 外貨建の訴訟の金額は、連結決算日の為替レートにより円貨に換算しております。

40. 後発事象

(1) 株式分割

当社は、2012年4月13日開催の取締役会において、株式の分割を行うこと及び単元株制度を採用することを決議しております。

① 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、投資家が当社株式に、より一層投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき200株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、株式分割と同時に、全国証券取引所が2014年4月1日までに売買単位を100株又は1,000株に集約することを踏まえ、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することといたしました。

これらにより、当社株式の投資単位当たりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の2分の1になります。

② 株式分割の概要

(i) 分割の方法

2012年6月30日(土)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(ii) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,000,000 株
今回の分割により増加する株式数	1,990,000,000 株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000,000 株

(iii) 分割の日程

基準日公告	2012年5月31日(木)
基準日	2012年6月30日(土)
効力発生日	2012年7月1日(日)

③ 単元株制度の採用

(i) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(ii) 新設の日程

効力発生日	2012年7月1日(日)
-------	--------------

なお、当該株式分割が前年度期首に行われたと仮定した場合の前年度における1株当たり情報及び当年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

	2011	2012
基本的1株当たり当期利益	¥127.07	¥168.50
希薄化後1株当たり当期利益	127.04	168.44
調整後希薄化後1株当たり当期利益	129.52	152.65

(2) 株式の取得

当社グループは、2012年5月24日、GT&Co BVBAとの間で、欧州諸国及びその他の多くの市場においてRYO／MYO^(注1)たばこ製造・販売事業を展開しているGryson NV(ベルギー)(以下、Gryson社)の全発行済株式を取得する契約を締結しました。本件は、欧州RYO／MYOマーケットにおける事業基盤の更なる強化及びGryson社の有する専門性・技術等の獲得が目的であります。

なお、Gryson社に加え関連する会社の株式取得を含む本買収の対価^(注2)については、現時点で475百万ユーロ(約474億円)^(注3)を見込んでおります。本買収は必要な手続きを経て2012年中に完了する見込みであります。

(注1) RYO: Roll Your Own (一般的に、顧客自身の手で巻紙を用いて手巻きするための刻たばこ)

MYO: Make Your Own (一般的に、顧客が器具と筒状の巻紙を用いて紙巻たばこを作製するための刻たばこ)

(注2) 有利子負債及び現金相当額の影響を除いております。

(注3) 1ユーロ= 99.89円で計算。

(3) 係争事件の発生

連結決算日後に、カナダにおいて以下の医療費返還訴訟が提起されております。

なお、アルバータ州政府、マニトバ州政府及びサスカチュワン州政府により提起された訴訟について、JTI-Macは訴状の送達を受けておりません。

カナダ ケベック州の医療費返還訴訟

2012年6月8日に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ケベック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。ケベック州政府は、喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来

の医療費相当額として総額607億カナダドル(約4兆6,900億円^(注)) (被告全体に対する連帯責任)の返還を求めておりますが、各被告の負担額又は負担割合は特定されております。

カナダ アルバータ州の医療費返還訴訟

2012年6月8日に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、アルバータ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。アルバータ州政府は、喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額として少なくとも総額100億カナダドル(約7,700億円^(注)) (被告全体に対する連帯責任)の返還を求めておりますが、各被告の負担額又は負担割合は特定されております。

カナダ マニトバ州の医療費返還訴訟

2012年5月31日に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、マニトバ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。マニトバ州政府は、喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額の返還を求めておりますが、請求額は特定されております。

カナダ サスカチュワン州の医療費返還訴訟

2012年6月8日に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、サスカチュワン州政府により医療費返還訴訟が提起されております。サスカチュワン州政府は、喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額の返還を求めておりますが、請求額は特定されております。

(注) 1カナダドル= 77.43円で計算。

41. 初度適用

当年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2011年3月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、移行日は2010年4月1日であります。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の違い」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

2010年4月1日(移行日)現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	百万円				注記	IFRS表示科目
	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS		
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	¥ 155,444	¥ (1,075)	¥ —	¥ 154,369	(7)	現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金						
貸倒引当金(流動資産)	293,262	15,847	(1,019)	308,091	(1)、(7)	営業債権及びその他の債権
商品及び製品						
半製品						
仕掛品						
原材料及び貯蔵品	555,100	(19,221)	(3,931)	531,948	(1)、(7)	棚卸資産
有価証券	11,950	9,678	—	21,629	(7)	その他の金融資産
その他(流動資産)	153,471	(6,362)	(25)	147,084	(7)	その他の流動資産
繰延税金資産(流動資産)	26,615	(26,615)	—	—	(7)	
流動資産合計	1,195,843	(27,749)	(4,975)	1,163,120		小計
	—	1,406	(40)	1,366	(2)、(7)	売却目的で保有する非流動資産
	1,195,843	(26,342)	(5,015)	1,164,486		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	679,561	(60,669)	29,688	648,580	(2)、(7)	有形固定資産
のれん	1,387,397	—	747	1,388,144	(2)	のれん
商標権	381,667	12,912	111	394,690	(2)、(7)	無形資産
その他(無形固定資産)	—	60,374	20,714	81,087	(2)、(7)	投資不動産
	—	23,391	(18,157)	5,234	(3)、(7)	退職給付に係る資産
	—	23,311	—	23,311	(7)	持分法で会計処理されている投資
投資有価証券						
その他(投資その他の資産)	142,751	(59,591)	342	83,502	(7)	その他の金融資産
貸倒引当金(投資その他の資産)						
繰延税金資産(投資その他の資産)	85,376	26,615	10,116	122,107	(7)	繰延税金資産
固定資産合計	2,676,753	26,342	43,560	2,746,655		非流動資産合計
資産合計	¥3,872,596	¥ —	¥ 38,546	¥3,911,142		資産合計

日本基準表示科目	百万円					IFRS表示科目
	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	
負債の部						負債及び資本 負債
流動負債						流動負債
支払手形及び買掛金 未払金	¥ 223,201	¥ 77,859	¥ 821	¥ 301,880	(7)	営業債務及びその他の債務
短期借入金 コマーシャル・ペーパー 1年内償還予定の社債 1年内返済予定の長期借入金	301,683	—	—	301,683		社債及び借入金
未払法人税等	54,058	—	—	54,058		未払法人所得税等
引当金(流動負債)	39,610	(35,623)	(39)	3,948	(7)	その他の金融負債 引当金
リース債務 未払たばこ税 未払たばこ特別税 未払地方たばこ税 未払消費税等 その他(流動負債)	480,626	(60,223)	13,056	433,459	(4)、(7)	その他の流動負債
繰延税金負債(流動負債)	2,357	(2,357)	—	—	(7)	
流動負債合計	1,101,535	(7,861)	14,576	1,108,250		流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債 長期借入金	558,584	—	—	558,584		社債及び借入金
退職給付引当金	—	28,984	355	29,339	(7)	その他の金融負債
役員退職慰労引当金	251,902	20,672	12,427	285,002	(3)、(7)	退職給付に係る負債
リース債務 その他(固定負債)	764	3,440	1,424	5,628	(7)	引当金
繰延税金負債(固定負債)	141,954	(47,593)	3,620	97,982	(4)、(7)	その他の非流動負債
固定負債合計	94,578	2,357	1,720	98,655	(7)	繰延税金負債
負債合計	1,047,782	7,861	19,547	1,075,190		非流動負債合計
純資産の部						資本
資本金	100,000	—	—	100,000		資本金
資本剰余金	736,407	—	—	736,407		資本剰余金
自己株式	(74,575)	—	—	(74,575)		自己株式
評価・換算差額等 新株予約権	(422,822)	—	435,431	12,609	(3)、(5)	その他の資本の構成要素
利益剰余金	1,310,670	—	(430,427)	880,243	(6)	利益剰余金
株主資本合計 評価・換算差額等 新株予約権	1,649,679	—	5,004	1,654,683		親会社の所有者に帰属する持分
少数株主持分	73,599	—	(580)	73,019		非支配持分
純資産合計	1,723,278	—	4,423	1,727,702		資本合計
負債純資産合計	¥3,872,596	¥ —	¥ 38,546	¥3,911,142		負債及び資本合計

調整に関する注記(2010年4月1日)

(1) 営業債権及び棚卸資産に対する調整

当社グループでは、一部の物品販売取引について出荷時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識しております。また、当社グループにおいて日本基準の下で計上していた貯蔵品の中で、主に販売促進を目的とした物品等については、IFRSでは資産の定義を満たさないため、利益剰余金に調整が反映されております。

(2) 有形固定資産、のれん、無形資産、投資不動産及び売却目的で保有する非流動資産に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。この他、広告宣伝目的及び販売促進目的で取得した資産、並びに経済的実質を有する交換取引等から発生する損益は、利益剰余金に調整が反映されております。また、IFRS第3号の規定に基づき、一部日本基準ののれんの帳簿価額を遡及修正しております。

(6) 利益剰余金に対する調整

	百万円
	2010
営業債権及び棚卸資産に対する調整((1)参照)	¥ (4,151)
有形固定資産及び無形資産等に対する調整((2)参照)	48,938
従業員退職給付及び共済年金給付に関する調整((3)参照)	(30,722)
未消化の有給休暇に対する調整((4)参照)	(15,170)
その他の資本の構成要素に対する調整((5)参照)	(435,431)
その他	4,517
小計	(432,018)
税効果による調整	1,011
非支配持分に係る調整	580
利益剰余金に対する調整合計	¥(430,427)

(7) 表示組替

当社グループは、上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- 繰延税金資産及び繰延税金負債については、流動部分をすべて非流動に組み替えております。
- IFRSの表示規定に基づき、「投資不動産」及び「売却目的で保有する非流動資産」を別掲しております。

(3) 従業員退職給付及び共済年金給付に関する調整

当社グループは、日本基準の下で数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理することとしておりました。IFRSでは、数理計算上の差異は発生時に、その他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、利益剰余金に調整が反映されております。また、従前米国会計基準を適用していた海外子会社において純資産の部に計上されていた、退職給付における数理計算上の差異については、IFRSでは利益剰余金に振り替えを行っております。

(4) 未消化の有給休暇に対する調整

当社グループは、日本基準の下では会計処理が求められていなかった未消化の有給休暇について、IFRSにおいて負債計上を行っており、利益剰余金に調整が反映されております。

(5) その他の資本の構成要素に対する調整

当社グループは、IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外子会社に係る累積換算差額の残高を、移行日である2010年4月1日時点においてすべて利益剰余金に振り替えております。

- IFRSの表示規定に基づき、金融資産及び金融負債を別掲しております。
- 「引当金」及び「退職給付に係る負債」については、IFRSにおいて規定されている定義及び計上要件等に基づき、一部組替を行っております。

2011年3月31日(直近の日本基準の連結財務諸表作成日)現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	百万円				注記	IFRS表示科目
	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS		
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	¥ 117,458	¥ 126,782	¥ —	¥ 244,240	(8)	現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金						
貸倒引当金(流動資産)	299,048	11,903	252	311,202	(1)、(8)	営業債権及びその他の債権
商品及び製品						
半製品						
仕掛品						
原材料及び貯蔵品	513,858	(21,161)	(4,088)	488,609	(1)、(8)	棚卸資産
有価証券	159,098	(121,749)	—	37,349	(8)	その他の金融資産
その他(流動資産)	133,684	4,226	—	137,910	(8)	その他の流動資産
繰延税金資産(流動資産)	24,675	(24,675)	—	—	(8)	
流動資産合計	1,247,821	(24,675)	(3,836)	1,219,310		小計
	—	20,930	18,623	39,553	(2)、(8)	売却目的で保有する非流動資産
	1,247,821	(3,745)	14,787	1,258,863		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	663,551	(55,025)	30,799	639,324	(2)、(8)	有形固定資産
のれん	1,147,816	—	28,298	1,176,114	(3)	のれん
商標権						
その他(無形固定資産)	313,671	12,512	4,011	330,194	(2)、(8)	無形資産
	—	34,080	2,396	36,477	(2)、(8)	投資不動産
	—	22,807	(16,038)	6,769	(4)、(8)	退職給付に係る資産
	—	19,072	—	19,072	(8)	持分法で会計処理されている投資
投資有価証券						
その他(投資その他の資産)						
貸倒引当金(投資その他の資産)	116,741	(54,378)	298	62,661	(8)	その他の金融資産
繰延税金資産						
(投資その他の資産)	82,329	24,675	18,723	125,726	(8)	繰延税金資産
固定資産合計	2,324,107	3,745	68,486	2,396,338		非流動資産合計
資産合計	¥3,571,928	¥ —	¥83,273	¥3,655,201		資産合計

日本基準表示科目	百万円					IFRS表示科目
	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異	IFRS	注記	
						負債及び資本
負債の部						負債
流動負債						流動負債
支払手形及び買掛金						
未払金	¥ 237,950	¥ 73,837	¥ —	¥ 311,787	(8)	営業債務及びその他の債務
短期借入金						
コマーシャル・ペーパー						
1年内償還予定の社債						
1年内返済予定の長期借入金	218,037	—	—	218,037		社債及び借入金
未払法人税等	65,651	—	—	65,651		未払法人所得税等
	—	8,268	178	8,446	(8)	その他の金融負債
引当金(流動負債)	38,778	(34,543)	(50)	4,184	(8)	引当金
リース債務						
未払たばこ税						
未払たばこ特別税						
未払地方たばこ税						
未払消費税等						
その他(流動負債)	500,717	(50,804)	13,174	463,088	(5)、(8)	その他の流動負債
繰延税金負債(流動負債)	2,241	(2,241)	—	—	(8)	
流動負債合計	1,063,374	(5,484)	13,302	1,071,192		小計
	—	6,297	—	6,297	(8)	売却目的で保有する非流動資産 に直接関連する負債
	1,063,374	814	13,302	1,077,490		流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債						
長期借入金	478,154	—	—	478,154		社債及び借入金
	—	14,654	177	14,832	(8)	その他の金融負債
退職給付引当金	231,601	21,967	58,348	311,917	(4)、(8)	退職給付に係る負債
役員退職慰労引当金	376	4,136	—	4,512	(8)	引当金
リース債務						
その他(固定負債)	134,590	(43,813)	3,358	94,135	(5)、(8)	その他の非流動負債
繰延税金負債(固定負債)	72,630	2,241	(2,021)	72,850	(8)	繰延税金負債
固定負債合計	917,351	(814)	59,863	976,400		非流動負債合計
負債合計	1,980,725	—	73,165	2,053,889		負債合計
純資産の部						資本
資本金	100,000	—	—	100,000		資本金
資本剰余金	736,410	—	—	736,410		資本剰余金
自己株式	(94,574)	—	—	(94,574)		自己株式
その他の包括利益累計額						
新株予約権	(626,969)	—	376,224	(250,745)	(4)、(6)	その他の資本の構成要素
利益剰余金	1,400,189	—	(366,135)	1,034,054	(7)	利益剰余金
株主資本合計						
その他の包括利益累計額	1,515,056	—	10,089	1,525,145		親会社の所有者に帰属する持分
新株予約権						
少数株主持分	76,147	—	19	76,166		非支配持分
純資産合計	1,591,203	—	10,109	1,601,311		資本合計
負債純資産合計	¥3,571,928	¥ —	¥ 83,273	¥3,655,201		負債及び資本の合計

調整に関する注記(2011年3月31日)

(1) 営業債権及び棚卸資産に対する調整

当社グループでは、一部の物品販売取引について出荷時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識しております。また、当社グループにおいて日本基準の下で計上していた貯蔵品の中で、主に販売促進を目的とした物品等については、IFRSでは資産の定義を満たさないため、利益剰余金に調整が反映されております。

(2) 有形固定資産、無形資産、投資不動産及び売却目的で保有する非流動資産に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。この他、広告宣伝目的及び販売促進目的で取得した資産、並びに経済的実質を有する交換取引等から発生する損益は、利益剰余金に調整が反映されております。

(3) のれんの償却に対する調整

日本基準の下で、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積み、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSでは、移行日以降の償却を停止しているため、利益剰余金に調整が反映されております。

(7) 利益剰余金に対する調整

	百万円
	2011
営業債権及び棚卸資産に対する調整((1)参照)	¥ (3,579)
有形固定資産及び無形資産等に対する調整((2)参照)	55,479
のれんの償却に対する調整((3)参照)	91,097
従業員退職給付及び共済年金給付に関する調整((4)参照)	(25,310)
未消化の有給休暇に対する調整((5)参照)	(14,838)
その他の資本の構成要素に対する調整((6)参照)	(469,668)
その他	5,428
小計	(361,391)
税効果による調整	(4,549)
非支配持分に係る調整	(195)
利益剰余金に対する調整合計	¥(366,135)

(8) 表示組替

当社グループは、上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主なものは以下のとおりであります。

- 繰延税金資産及び繰延税金負債については、流動部分をすべて非流動に組み替えております。
- IFRSの表示規定に基づき、「投資不動産」、「売却目的で保有する非流動資産」及び「売却目的で保有する非流動資産に直接関連する負債」を別掲しております。

(4) 従業員退職給付及び共済年金給付に関する調整

当社グループは、日本基準の下で数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理することとしておりました。IFRSでは、数理計算上の差異は発生時に、その他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っており、退職給付債務の期間配分方法等により生じた差異について、利益剰余金に調整が反映されております。また、従前米国会計基準を適用していた海外子会社において純資産の部に計上されていた、退職給付における数理計算上の差異については、IFRSでは利益剰余金に振り替えております。

(5) 未消化の有給休暇に対する調整

当社グループは、日本基準の下では会計処理が求められていなかった未消化の有給休暇について、IFRSにおいて負債計上を行っており、利益剰余金に調整が反映されております。

(6) その他の資本の構成要素に対する調整

当社グループは、IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外子会社に係る累積換算差額の残高を、移行日である2010年4月1日時点においてすべて利益剰余金に振り替えております。

- IFRSの表示規定に基づき、金融資産及び金融負債を別掲しております。
- 「引当金」及び「退職給付に係る負債」については、IFRSにおいて規定されている定義及び計上要件等に基づき、一部組替を行っております。

損益及び包括利益に対する調整(2011年3月31日終了年度)(直近の日本基準の連結財務諸表作成年度)

日本基準表示科目	百万円					IFRS表示科目
	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	
連結損益計算書						連結損益計算書
売上高	¥ 6,194,554	¥(4,135,281)	¥ 92	¥2,059,365	(1)	売上収益
売上原価	(5,074,075)	4,117,153	3,062	(953,860)	(1)、(2)、(3)	売上原価
売上総利益	1,120,480	(18,129)	3,155	1,105,506		売上総利益
	—	21,073	(443)	20,630	(3)	その他の営業収益
	—	2,330	—	2,330	(3)	持分法による投資利益
販売費及び一般管理費	(791,799)	(36,951)	101,606	(727,144)	(3)、(4)	販売費及び一般管理費等
営業利益	328,681	(31,677)	104,318	401,321		営業利益
営業外収益	12,029	(12,029)	—	—	(3)	
営業外費用	(28,223)	28,223	—	—	(3)	
特別利益	20,601	(20,601)	—	—	(3)	
特別損失	(52,590)	52,590	—	—	(3)	
	—	9,227	643	9,870	(3)	金融収益
	—	(26,359)	410	(25,949)	(3)、(5)	金融費用
税金等調整前当期純利益	280,498	(626)	105,371	385,242		税引前利益
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	(130,890)	626	(6,243)	(136,506)		法人所得税費用
少数株主損益調整前当期純利益	149,608	—	99,128	248,736		当期利益
連結包括利益計算書						連結包括利益計算書
その他の包括利益						その他の包括利益
為替換算調整勘定	(196,361)	—	(60,423)	(256,784)	(6)	在外営業活動体の換算差額
その他有価証券評価差額金	(6,458)	—	—	(6,458)		その他有価証券評価差額金
年金債務調整勘定	(1,216)	—	(33,245)	(34,461)	(7)	数理計算上の差異
その他の包括利益合計	(204,035)	—	(93,668)	(297,703)		税引後その他の包括利益
包括利益	¥ (54,427)	¥ —	¥ 5,460	¥ (48,967)		当期包括利益

調整に関する注記(2011年3月31日に終了する事業年度の包括利益)

(1) 売上収益に対する調整

当社グループでは、日本基準の下で、たばこ税及びその他の代理取引取扱高を売上高に含めて表示しておりましたが、IFRSでは当該たばこ税及びその他の代理取引取扱高は売上収益に含めておりません。

日本基準の下で、一部のレポート等は販売費及び一般管理費に表示しておりましたが、IFRSでは売上収益より控除して表示しております。

日本基準の下で、一部の物品販売取引について出荷時点で収益を認識しておりましたが、IFRSでは物品の引渡時点で収益を認識しております。

(2) 売上原価に対する調整

当社グループでは、日本基準の下で、売上に対応するたばこ税及びその他の代理取引取扱高を売上原価に含めて表示しておりましたが、IFRSでは当該たばこ税及びその他の代理取引取扱高を売上原価に含めておりません。

日本基準の下で、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。

日本基準の下で行っていた退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っております。また、数理計算上の差異は、日本基準の下では、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理することとしておりましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益にその全額を認識しております。

(3) 売上原価、その他の営業収益、持分法による投資利益、販売費及び一般管理費等、金融収益及び金融費用に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、営業外収益、営業外費用、特別利益及び特別損失に表示していた項目を、IFRSでは財務関連項目を金融収益又は金融費用に、それ以外の項目については、売上原価、その他の営業収益、持分法による投資利益又は販売費及び一般管理費等に表示しております。

(4) 販売費及び一般管理費等に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、リベート等は販売費及び一般管理費に表示しておりましたが、IFRSでは、売上収益より控除して表示しております。また、日本基準の下で、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。

日本基準の下で、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSでは償却を停止しております。

日本基準の下で行っていた退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っております。また、数理計算上の差異は、日本基準の下では、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理することとしておりましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益にその全額を認識しております。

(5) 金融費用に対する調整

当社グループは、日本基準の下で行っていた退職給付債務の計算について、IFRSの規定に基づいた再計算を行っております。

日本基準の下、退職給付費用のうち利息費用及び期待運用収益を売上原価又は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、IFRSでは金融費用に計上しております。

(6) 在外営業活動体の換算差額に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、JTIHグループで計上しているのれんについては、JTIHの機能通貨である米国ドル建てで認識し、当社グループの連結財務諸表の表示通貨である円に換算しておりました。IFRSではJTIHグループで計上しているのれんについては、JTIHグループ傘下の各子会社の機能通貨建てで認識し、当社グループの連結財務諸表の表示通貨である円に換算しております。

(7) 数理計算上の差異に対する調整

当社グループは、日本基準の下で、退職給付債務の計算における数理計算上の差異について、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生翌年度から費用処理していましたが、IFRSでは、数理計算上の差異は発生時にその他の包括利益にその全額を認識しております。

キャッシュ・フローに対する調整(2011年3月31日終了年度)(直近の日本基準の連結財務諸表作成年度)

日本基準に準拠し開示していた連結キャッシュ・フロー計算書と、IFRSに準拠し開示されている連結キャッシュ・フロー計算書に、重要な差異はありません。

その他

① 当年度における四半期情報

累計期間	第1四半期	第2四半期	第3四半期	2012 ^(注3)
売上高	¥ 588,176	¥1,277,504	¥1,947,123	¥2,547,060
税金等調整前四半期(当期)純利益金額	47,460	157,890	276,903	345,028
四半期(当期)純利益金額	22,707	95,875	160,424	227,399
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2,384.80	10,069.35	16,848.66	23,882.77

会計期間	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期 ^(注3)
1株当たり四半期純利益金額(円)	¥2,384.80	¥ 7,684.55	¥ 6,779.30	¥ 7,034.11

(注1) 第2四半期から第4四半期に係る四半期情報については、「累計差額方式」により作成しております。

(注2) 当年度における四半期情報については、日本基準により作成しております。また、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(注3) 当年度及び第4四半期については、監査法人による監査又はレビューを受けておりません。

② 重要な訴訟事件等

当社グループに関する重要な訴訟事件等については、連結財務諸表注記「39. 偶発事象」及び「40. 後発事象」に記載のとおりであります。

本制作物は、情報開示の充実を目的とした、英文アニュアルレポートの和訳版となります。英文アニュアルレポートに掲載している連結財務諸表については、Deloitte Touche Tohmatsu Limited (日本のメンバーファームである有限責任監査法人トーマツ)による監査報告書を受領しています。監査報告書の監査意見は、連結財務諸表は適正に表示している旨の無限定適正意見です。